

道路交通法の一部を改正する法律 新旧対照条文

○	道路交通法（昭和三十五年法律第五号）（第一条関係）	．．．．．	1
○	道路交通法（昭和三十五年法律第五号）（第二条関係）	．．．．．	56
○	道路交通法（昭和三十五年法律第五号）（第三条関係）	．．．．．	119
○	道路交通法（昭和三十五年法律第五号）（第四条関係）	．．．．．	143
○	自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）（附則第十条関係）	．．．．．	192
○	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和四十二年法律第三百三十一号）（附則第十一条関係）	．．．．．	193
○	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和四十二年法律第三百三十一号）（附則第十二条関係）	．．．．．	195
○	タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）（附則第十三条関係）	．．．．．	196
○	自動車安全運転センター法（昭和五十年法律第五十七号）（附則第十四条関係）	．．．．．	198
○	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）（附則第十五条関係）	．．．．．	199
○	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）（附則第十六条関係）	．．．．．	207

改 正 後	改 正 前
<p>（信号機の信号等に従う義務）</p> <p>第七条（略）</p> <p>（罰則）<u>第百十九条第一項第二号、同条第三項、第二百二十一条第一項第一号</u></p> <p>（通行の禁止等）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>（罰則）<u>第一項については第百十九条第一項第二号、同条第三項、第二百二十一条第一項第一号</u> 第五項については<u>第二百二十一条第一項第二号</u></p> <p>（歩行者用道路を通行する車両の義務）</p> <p>第九条（略）</p> <p>（罰則）<u>第百十九条第一項第二号、同条第三項</u></p> <p>（行列等の通行）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（罰則）<u>第一項については第百二十一条第一項第三号</u> 第二項及び</p>	<p>（信号機の信号等に従う義務）</p> <p>第七条（略）</p> <p>（罰則）<u>第百十九条第一項第一号の二、同条第二項、第二百二十一条第一項第一号</u></p> <p>（通行の禁止等）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>（罰則）<u>第一項については第百十九条第一項第一号の二、同条第二項、第二百二十一条第一項第一号</u> 第五項については<u>第二百二十一条第一項第一号の二</u></p> <p>（歩行者用道路を通行する車両の義務）</p> <p>第九条（略）</p> <p>（罰則）<u>第百十九条第一項第一号の二、同条第二項</u></p> <p>（行列等の通行）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（罰則）<u>第一項については第百二十一条第一項第二号</u> 第二項及び</p>

第三項については第二百二十一条第一項第四号

(通行方法の指示)

第十五条 (略)

(罰則 第二百二十一条第一項第五号)

(通行区分)

第十七条 (略)

2 5 6 (略)

(罰則 第一項から第三項まで及び第六項については第一百十九条第一項第六号 第四項については第一百七条の二第二項第四号、第一百七条の二の二第一項第八号イ、第一百十九条第一項第六号)

(軽車両の路側帯通行)

第十七条の二 (略)

2 (略)

(罰則 第二項については第二百二十一条第一項第六号)

(左側寄り通行等)

第十八条 (略)

2 (略)

(罰則 第二項については第一百十九条第一項第六号)

(軽車両の並進の禁止)

第三項については第二百二十一条第一項第三号

(通行方法の指示)

第十五条 (略)

(罰則 第二百二十一条第一項第四号)

(通行区分)

第十七条 (略)

2 5 6 (略)

(罰則 第一項から第三項まで及び第六項については第一百十九条第一項第二号の二 第四項については第一百七条の二第六号、第一百七条の二の二第十一号イ、第一百十九条第一項第二号の二)

(軽車両の路側帯通行)

第十七条の二 (略)

2 (略)

(罰則 第二項については第二百二十一条第一項第五号)

(左側寄り通行等)

第十八条 (略)

2 (略)

(罰則 第二項については第一百十九条第一項第二号の二)

(軽車両の並進の禁止)

第十九条 (略)

(罰則 第二百一十一条第一項第六号)

(車両通行帯)

第二十条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第二百二十条第一項第三号、同条第三項)

(路線バス等優先通行帯)

第二十條の二 (略)

2 (略)

(罰則 第一項については第二百二十条第一項第三号、同条第三項)

(軌道敷内の通行)

第二十一条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第二百一十一条第一項第六号)

(最高速度)

第二十二條 (略)

2 (略)

(罰則 第一百八条第一項第一号、同条第三項)

(急ブレーキの禁止)

第十九条 (略)

(罰則 第二百一十一条第一項第五号)

(車両通行帯)

第二十条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第二百二十条第一項第三号、同条第二項)

(路線バス等優先通行帯)

第二十條の二 (略)

2 (略)

(罰則 第一項については第二百二十条第一項第三号、同条第二項)

(軌道敷内の通行)

第二十一条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第二百一十一条第一項第五号)

(最高速度)

第二十二條 (略)

2 (略)

(罰則 第一百八条第一項第一号、同条第二項)

(急ブレーキの禁止)

第二十四条 (略)

(罰則 第一百七十七条の二第一項第四号、第一百七十七条の二の二第一項第八号口、第一百十九条第一項第三号)

(道路外に出る場合の方法)

第二十五条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項及び第二項については第二百二十一条第一項第六号第三項については第一百二十条第一項第二号)

(横断等の禁止)

第二十五条の二 (略)

2 (略)

(罰則 第一項については第一百十九条第一項第六号 第二項については第一百二十条第一項第四号、同条第三項)

(車間距離の保持)

第二十六条 (略)

(罰則 第一百七十七条の二第一項第四号、第一百七十七条の二の二第一項第八号ハ、第一百十九条第一項第四号、第一百二十条第一項第二号)

(進路の変更の禁止)

第二十六条の二 (略)

2・3 (略)

第二十四条 (略)

(罰則 第一百七十七条の二第六号、第一百七十七条の二の二第十一号口、第一百十九条第一項第一号の三)

(道路外に出る場合の方法)

第二十五条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項及び第二項については第二百二十一条第一項第五号第三項については第一百二十条第一項第二号)

(横断等の禁止)

第二十五条の二 (略)

2 (略)

(罰則 第一項については第一百十九条第一項第二号の二 第二項については第一百二十条第一項第四号、同条第二項)

(車間距離の保持)

第二十六条 (略)

(罰則 第一百七十七条の二第六号、第一百七十七条の二の二第十一号ハ、第一百十九条第一項第一号の四、第一百二十条第一項第二号)

(進路の変更の禁止)

第二十六条の二 (略)

2・3 (略)

(罰則 第二項については第百十七条の二第一項第四号、第百十七  
条の二の二第一項第八号ニ、第百二十条第一項第二号 第三項につ  
いては第百二十条第一項第三号、同条第三項)

(追越しの方法)

第二十八条 (略)

254 (略)

(罰則 第一項及び第四項については第百十七条の二第一項第四号  
、第百十七条の二の二第一項第八号ホ、第百十九条第一項第六号  
第二項及び第三項については第百十九条第一項第六号)

(追越しを禁止する場合)

第二十九条 (略)

(罰則 第百十九条第一項第六号)

(追越しを禁止する場所)

第三十条 (略)

(罰則 第百十九条第一項第五号、同条第三項)

(停車中の路面電車がある場合の停止又は徐行)

第三十一条 (略)

(罰則 第百十九条第一項第六号)

(踏切の通過)

(罰則 第二項については第百十七条の二第六号、第百十七条の二  
の二第十一号ニ、第百二十条第一項第二号 第三項については第百  
二十条第一項第三号、同条第二項)

(追越しの方法)

第二十八条 (略)

254 (略)

(罰則 第一項及び第四項については第百十七条の二第六号、第百  
十七条の二の二第十一号ホ、第百十九条第一項第二号の二 第二項  
及び第三項については第百十九条第一項第二号の二)

(追越しを禁止する場合)

第二十九条 (略)

(罰則 第百十九条第一項第二号の二)

(追越しを禁止する場所)

第三十条 (略)

(罰則 第百十九条第一項第二号、同条第二項)

(停車中の路面電車がある場合の停止又は徐行)

第三十一条 (略)

(罰則 第百十九条第一項第二号の二)

(踏切の通過)

第三十三条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項及び第二項については第百十九条第一項第五号、同条第三項)

(左折又は右折)

第三十四条 (略)

2・6 (略)

(罰則 第一項から第五項までについては第百二十一条第一項第六号 第六項については第百二十条第一項第二号)

(指定通行区分)

第三十五条 (略)

2 (略)

(罰則 第一項については第百二十条第一項第三号、同条第三項 第二項については第百二十条第一項第二号)

(環状交差点における左折等)

第三十五条の二 (略)

2 (略)

(罰則 第百二十一条第一項第六号)

(交差点における他の車両等との関係等)

第三十六条 (略)

第三十三条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項及び第二項については第百十九条第一項第二号、同条第二項)

(左折又は右折)

第三十四条 (略)

2・6 (略)

(罰則 第一項から第五項までについては第百二十一条第一項第五号 第六項については第百二十条第一項第二号)

(指定通行区分)

第三十五条 (略)

2 (略)

(罰則 第一項については第百二十条第一項第三号、同条第二項 第二項については第百二十条第一項第二号)

(環状交差点における左折等)

第三十五条の二 (略)

2 (略)

(罰則 第百二十一条第一項第五号)

(交差点における他の車両等との関係等)

第三十六条 (略)

2・4 (略)

(罰則 第一項については第二百二十条第一項第二号 第二項から第四項までについては第一百十九条第一項第六号)

(環状交差点における他の車両等との関係等)

第三十七条の二 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一百十九条第一項第六号)

(横断歩道等における歩行者等の優先)

第三十八条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一百十九条第一項第五号、同条第三項)

(横断歩道のない交差点における歩行者の優先)

第三十八条の二 (略)

(罰則 第一百十九条第一項第六号)

(徐行すべき場所)

第四十二条 (略)

(罰則 第一百十九条第一項第五号、同条第三項)

(指定場所における一時停止)

第四十三条 (略)

2・4 (略)

(罰則 第一項については第二百二十条第一項第二号 第二項から第四項までについては第一百十九条第一項第二号の二)

(環状交差点における他の車両等との関係等)

第三十七条の二 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一百十九条第一項第二号の二)

(横断歩道等における歩行者等の優先)

第三十八条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一百十九条第一項第二号、同条第二項)

(横断歩道のない交差点における歩行者の優先)

第三十八条の二 (略)

(罰則 第一百十九条第一項第二号の二)

(徐行すべき場所)

第四十二条 (略)

(罰則 第一百十九条第一項第二号、同条第二項)

(指定場所における一時停止)

第四十三条 (略)



(罰則 第一百九条第一項第五号、同条第三項)

(停車及び駐車を禁止する場所)

第四十四条 (略)

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 (略)

二 旅客の運送の用に供する自動車(乗合自動車を除く。第四十九条の三第一項において同じ。)が、乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場において、乗客の乗降のため停車するとき、又は運行時間を調整するため駐車するとき(当該停留所又は停留場における停車又は駐車であつて、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために有用であり、かつ、道路又は交通の状況により支障がないことについて、内閣府令で定めるところにより、道路運送法第九条第一項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者、公安委員会その他の当該停車又は駐車に係る者として内閣府令で定める者が合意し、その旨を公安委員会が公示したものをとする場合に限る。)

(罰則 第一項については第一百九条の二の二第一項第一号、同条第三項、第一百九条の三第一項第一号、同条第三項)

(罰則 第一百九条第一項第二号、同条第二項)

(停車及び駐車を禁止する場所)

第四十四条 (略)

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 (略)

二 道路運送法第三条第一号に規定する一般旅客自動車運送事業の用に供する自動車(同号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車にあつては同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供するものを除く。第四十九条の三第一項において「一般旅客自動車運送事業用自動車」という。)又は同法第七十八条第二号に規定する自家用有償旅客運送の用に供する自動車(同項において「自家用有償旅客運送自動車」という。)が、乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場において、乗客の乗降のため停車するとき、又は運行時間を調整するため駐車するとき(当該停留所又は停留場における停車又は駐車であつて、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために有用であり、かつ、道路又は交通の状況により支障がないことについて、内閣府令で定めるところにより、同法第九条第一項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者、公安委員会その他の当該停車又は駐車に係る者として内閣府令で定める者が合意し、その旨を公安委員会が公示したものをとする場合に限る。)

(罰則 第一項については第一百九条の二の二第一項第一号、同条第二項、第一百九条の三第一項第一号、同条第二項)

(駐車を禁止する場所)

第四十五条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項及び第二項については第百十九条の二の二第一項第一号、同条第三項、第百十九条の三第一項第一号、同条第三項)

(高齢運転者等標章自動車の停車又は駐車の特例)

第四十五条の二 (略)

2・5 (略)

(罰則 第四項については第百二十一条第一項第八号)

(停車又は駐車の方法)

第四十七条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項については第百十九条の三第一項第四号 第二項及び第三項については第百十九条の二の二第一項第二号、第百十九条の三第一項第四号)

(停車又は駐車の方法の特例)

第四十八条 (略)

(罰則 第百十九条の二の二第一項第一号、同条第三項、第百十九条の三第一項第一号、同条第三項)

(駐車を禁止する場所)

第四十五条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項及び第二項については第百十九条の二第一項第一号、同条第二項、第百十九条の三第一項第一号、同条第二項)

(高齢運転者等標章自動車の停車又は駐車の特例)

第四十五条の二 (略)

2・5 (略)

(罰則 第四項については第百二十一条第一項第九号)

(停車又は駐車の方法)

第四十七条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項については第百十九条の三第一項第四号 第二項及び第三項については第百十九条の二第一項第二号、第百十九条の三第一項第四号)

(停車又は駐車の方法の特例)

第四十八条 (略)

(罰則 第百十九条の二第一項第一号、同条第二項、第百十九条の三第一項第一号、同条第二項)

(時間制限駐車区間における駐車の方法等)

第四十九条の三 時間制限駐車区間における車両の駐車(第四十四条第二項各号に掲げる場合における当該乗合自動車若しくはトロリーバス又は当該旅客の運送の用に供する自動車の駐車を除く。次条において同じ。)については、第四十四条から第四十八条までの規定にかかわらず、この条から第四十九条の五までに定めるところによる。

2～4 (略)

(罰則 第二項については第百十九条の三第一項第一号、同条第三項、第三項については第百十九条の二第二項第一号、同条第三項、第百十九条の三第一項第一号、同条第三項、第四項については第百十九条の三第一項第三号、同条第三項)

(高齢運転者等専用時間制限駐車区間における駐車の禁止)

第四十九条の四 (略)

(罰則 第百十九条の二第二項第一号、同条第三項、第百十九条の三第一項第一号、同条第三項)

(時間制限駐車区間における駐車の特例)

第四十九条の五 (略)

(罰則 後段については第百十九条の三第一項第一号、同条第三項)

(交差点等への進入禁止)

(時間制限駐車区間における駐車の方法等)

第四十九条の三 時間制限駐車区間における車両の駐車(第四十四条第二項各号に掲げる場合における当該乗合自動車若しくはトロリーバス又は当該一般旅客自動車運送事業用自動車若しくは自家用有償旅客運送自動車の駐車を除く。次条において同じ。)については、第四十四条から第四十八条までの規定にかかわらず、この条から第四十九条の五までに定めるところによる。

2～4 (略)

(罰則 第二項については第百十九条の三第一項第一号、同条第二項、第三項については第百十九条の二第二項第一号、同条第二項、第百十九条の三第一項第一号、同条第二項、第四項については第百十九条の三第一項第三号、同条第二項)

(高齢運転者等専用時間制限駐車区間における駐車の禁止)

第四十九条の四 (略)

(罰則 第百十九条の二第二項第一号、同条第二項、第百十九条の三第一項第一号、同条第二項)

(時間制限駐車区間における駐車の特例)

第四十九条の五 (略)

(罰則 後段については第百十九条の三第一項第一号、同条第二項)

(交差点等への進入禁止)

第五十条 (略)

2 (略)

(罰則 第二百二十条第一項第五号、同条第三項)

(違法停車に対する措置)

第五十条の二 (略)

(罰則 第一百九条第一項第七号)

(違法駐車に対する措置)

第五十一条 (略)

2 22 (略)

(罰則 第一項については第一百九条第一項第七号)

(放置違反金)

第五十一条の四 (略)

2 18 (略)

(罰則 第二項については第二百二十一条第一項第八号)

(報告徴収等)

第五十一条の五 (略)

2 (略)

(罰則 第一項については第一百九条の三第二項第一号、第二百二十三条)

第五十条 (略)

2 (略)

(罰則 第二百二十条第一項第五号、同条第二項)

(違法停車に対する措置)

第五十条の二 (略)

(罰則 第一百九条第一項第三号)

(違法駐車に対する措置)

第五十一条 (略)

2 22 (略)

(罰則 第一項については第一百九条第一項第三号)

(放置違反金)

第五十一条の四 (略)

2 18 (略)

(罰則 第二項については第二百二十一条第一項第九号)

(報告徴収等)

第五十一条の五 (略)

2 (略)

(罰則 第一項については第一百九条の三第一項第五号、第二百二十三条)

(確認事務の委託)

第五十一条の八 (略)

2 (略)

3 次の各号のいずれかに該当する法人は、登録を受けることができない。

一 (略)

二 役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

イ (略)

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、又は第一百十九条の二の二第二項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

ハ〜ヘ (略)

4〜7 (略)

(車両等の灯火)

第五十二条 (略)

2 (略)

(罰則 第一項については第二百二十条第一項第五号、同条第三項第二項については第一百七十七条の二第二項第四号、第一百七十七条の二の二第二項第八号へ、第二百二十条第一項第六号、同条第三項)

(確認事務の委託)

第五十一条の八 (略)

2 (略)

3 次の各号のいずれかに該当する法人は、登録を受けることができない。

一 (略)

二 役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

イ (略)

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、又は第一百十九条の二第一項第三号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

ハ〜ヘ (略)

4〜7 (略)

(車両等の灯火)

第五十二条 (略)

2 (略)

(罰則 第一項については第二百二十条第一項第五号、同条第二項第二項については第一百七十七条の二第六号、第一百七十七条の二の二第十一号へ、第二百二十条第一項第八号、同条第二項)

(合図)

第五十三条 (略)

2・4 (略)

(罰則 第一項、第二項及び第四項については第百二十条第一項第六号、同条第三項)

(警告器の使用等)

第五十四条 (略)

2 (略)

(罰則 第一項については第百二十条第一項第六号、同条第三項  
第二項については第百七条の二第一項第四号、第百七条の二の二  
第一項第八号ト、第百二十一条第一項第七号)

(乗車又は積載の方法)

第五十五条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項及び第二項については第百二十条第二項第一号、第  
百二十三条 第三項については第百二十一条第一項第七号)

(乗車又は積載の制限等)

第五十七条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項については第百十八条第二項第一号、第百十九条第

(合図)

第五十三条 (略)

2・4 (略)

(罰則 第一項、第二項及び第四項については第百二十条第一項第  
八号、同条第二項)

(警告器の使用等)

第五十四条 (略)

2 (略)

(罰則 第一項については第百二十条第一項第八号、同条第二項  
第二項については第百七条の二第六号、第百七条の二の二第十  
一号ト、第百二十一条第一項第六号)

(乗車又は積載の方法)

第五十五条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項及び第二項については第百二十条第一項第十号、第  
百二十三条 第三項については第百二十一条第一項第六号)

(乗車又は積載の制限等)

第五十七条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項については第百十八条第一項第二号、第百十九条第

二項第一号、第二百二十条第二項第二号、第二百二十三条 第二項については第二百二十一条第二項第一号、第二百二十三条

(制限外許可証の交付等)

第五十八条 (略)

2～4 (略)

(罰則 第三項については第二百二十一条第二項第二号、第二百二十三条)

(積載物の重量の測定等)

第五十八条の二 (略)

(罰則 第一百十九条第一項第八号)

(過積載車両に係る措置命令)

第五十八条の三 (略)

2～4 (略)

(罰則 第一項及び第二項については第一百十九条第一項第九号)

(過積載車両の運転の要求等の禁止)

第五十八条の五 (略)

2 (略)

(罰則 第二項については第一百八条第二項第二号、第二百二十三条)

一項第三号の二、第二百二十条第一項第十一号、第二百二十三条 第二項については第二百二十一条第一項第七号、第二百二十三条

(制限外許可証の交付等)

第五十八条 (略)

2～4 (略)

(罰則 第三項については第二百二十一条第一項第八号、第二百二十三条)

(積載物の重量の測定等)

第五十八条の二 (略)

(罰則 第一百十九条第一項第三号の三)

(過積載車両に係る措置命令)

第五十八条の三 (略)

2～4 (略)

(罰則 第一項及び第二項については第一百十九条第一項第三号の四)

(過積載車両の運転の要求等の禁止)

第五十八条の五 (略)

2 (略)

(罰則 第二項については第一百八条第一項第三号、第二百二十三条)

(自動車の牽引制限)

第五十九条 (略)

25 (略)

(罰則 第一項及び第二項については第百二十条第二項第一号、第百二十三条)

(自動車以外の車両の牽引制限)

第六十条 (略)

(罰則 第百二十一条第二項第一号、第百二十三条)

(危険防止の措置)

第六十一条 (略)

(罰則 第百十九条第一項第十号)

(整備不良車両の運転の禁止)

第六十二条 (略)

(罰則 第百十九条第二項第二号、同条第三項、第百二十条第一項第七号、同条第三項、第百二十三条)

(車両の検査等)

第六十三条 (略)

28 (略)

(罰則 第一項前段については第百十九条第一項第十一号 第二項

(自動車の牽引制限)

第五十九条 (略)

25 (略)

(罰則 第一項及び第二項については第百二十条第一項第十号、第百二十三条)

(自動車以外の車両の牽引制限)

第六十条 (略)

(罰則 第百二十一条第一項第七号、第百二十三条)

(危険防止の措置)

第六十一条 (略)

(罰則 第百十九条第一項第四号)

(整備不良車両の運転の禁止)

第六十二条 (略)

(罰則 第百十九条第一項第五号、同条第二項、第百二十条第一項第八号の二、同条第二項、第百二十三条)

(車両の検査等)

第六十三条 (略)

28 (略)

(罰則 第一項前段については第百十九条第一項第六号 第二項に



については第百十九条第一項第十二号 第七項については第百二十  
一条第一項第八号)

(運行記録計による記録等)

第六十三条の二 (略)

2 (略)

(罰則 第百二十一条第二項第三号、第百二十三条)

(作動状態記録装置による記録等)

第六十三条の二の二 (略)

2 (略)

(罰則 第百十九条第二項第三号、第百二十三条)

(自転車道の通行区分)

第六十三条の三 (略)

(罰則 第百二十一条第一項第六号)

(普通自転車の歩道通行)

第六十三条の四 (略)

2 (略)

(罰則 第二項については第百二十一条第一項第六号)

(自転車の通行方法の指示)

第六十三条の八 (略)

については第百十九条第一項第七号 第七項については第百二十一  
条第一項第九号)

(運行記録計による記録等)

第六十三条の二 (略)

2 (略)

(罰則 第百二十一条第一項第九号の二、第百二十三条)

(作動状態記録装置による記録等)

第六十三条の二の二 (略)

2 (略)

(罰則 第百十九条第一項第七号の二、第百二十三条)

(自転車道の通行区分)

第六十三条の三 (略)

(罰則 第百二十一条第一項第五号)

(普通自転車の歩道通行)

第六十三条の四 (略)

2 (略)

(罰則 第二項については第百二十一条第一項第五号)

(自転車の通行方法の指示)

第六十三条の八 (略)

(罰則 第二百一十一条第一項第五号)

(自転車の制動装置等)

第六十三条の九 (略)

2 (略)

(罰則 第一項については第二百二十条第一項第七号、同条第三項)

(自転車の検査等)

第六十三条の十 (略)

2 (略)

(罰則 第一項については第二百二十条第二項第八号 第二項については第二百二十条第一項第九号)

(無免許運転等の禁止)

第六十四条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項については第二百七条の二の二第一項第一号 第二項については第二百七条の二の二第二項第二号 第三項については第二百七条の三の二第一号)

(酒気帯び運転等の禁止)

第六十五条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第二百一十一条第一項第四号)

(自転車の制動装置等)

第六十三条の九 (略)

2 (略)

(罰則 第二項については第二百二十条第一項第八号の二、同条第二項)

(自転車の検査等)

第六十三条の十 (略)

2 (略)

(罰則 第一項については第二百二十条第一項第八号の三 第二項については第二百二十条第一項第八号の四)

(無免許運転等の禁止)

第六十四条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項については第二百七条の二の二第一号 第二項については第二百七条の二の二第二号 第三項については第二百七条の三の二第一号)

(酒気帯び運転等の禁止)

第六十五条 (略)

2・3 (略)

4 何人も、車両（トロリーバス及び旅客自動車運送事業の用に供する自動車で当該業務に従事中のものその他の政令で定める自動車を除く。以下この項、第百十七條の二の二第一項第六号及び第百十七條の三の二第三号において同じ。）の運転者が酒気を帯びていることを知りながら、当該運転者に対し、当該車両を運転して自己を運送することを要求し、又は依頼して、当該運転者が第一項の規定に違反して運転する車両に同乗してはならない。

（罰則 第一項については第百十七條の二第一項第一号、第百十七條の二の二第一項第三号、第二項については第百十七條の二第一項第二号、第百十七條の二の二第一項第四号、第三項については第百十七條の二の二第一項第五号、第百十七條の三の二第二号、第四項については第百十七條の二の二第一項第六号、第百十七條の三の二第三号）

（過労運転等の禁止）

第六十六條（略）

（罰則 第百十七條の二第一項第三号、第百十七條の二の二第一項第七号）

（危険防止の措置）

第六十七條（略）

2〜4（略）

（罰則 第一項については第百十九條第一項第十三号、第三項については第百十八條の二）

4 何人も、車両（トロリーバス及び旅客自動車運送事業の用に供する自動車で当該業務に従事中のものその他の政令で定める自動車を除く。以下この項、第百十七條の二の二第六号及び第百十七條の三の二第三号において同じ。）の運転者が酒気を帯びていることを知りながら、当該運転者に対し、当該車両を運転して自己を運送することを要求し、又は依頼して、当該運転者が第一項の規定に違反して運転する車両に同乗してはならない。

（罰則 第一項については第百十七條の二第一号、第百十七條の二の二第三号、第二項については第百十七條の二第二号、第百十七條の二の二第四号、第三項については第百十七條の二の二第五号、第百十七條の三の二第二号、第四項については第百十七條の二の二第六号、第百十七條の三の二第三号）

（過労運転等の禁止）

第六十六條（略）

（罰則 第百十七條の二第三号、第百十七條の二の二第七号）

（危険防止の措置）

第六十七條（略）

2〜4（略）

（罰則 第一項については第百十九條第一項第八号、第三項については第百十八條の二）

(安全運転の義務)

第七十条 (略)

(罰則 第一百七十七条の二第一項第四号、第一百七十七条の二の二第一項第八号チ、第一百十九条第一項第十四号、同条第三項)

(運転者の遵守事項)

第七十一条 車両等の運転者は、次に掲げる事項を守らなければならない。  
い。

一五の四 (略)

五の五 自動車又は原動機付自転車(以下この号において「自動車等」という。)を運転する場合には、当該自動車等が停止しているときを除き、携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置(その全部又は一部を手で保持しなければ送信及び受信のいずれも行ふことができないものに限る。第一百八条第一項第二号において「無線通話装置」という。)を通话(傷病者の救護又は公共の安全の維持のため当該自動車等の走行中に緊急やむを得ずに行うものを除く。同号において同じ。)のために使用し、又は当該自動車等に取り付けられ若しくは持ち込まれた画像表示用装置(道路運送車両法第四十一条第一項第十六号若しくは第十七号又は第四十四条第十一号に規定する装置であるものを除く。第一百八条第一項第二号において同じ。)に表示された画像を注視しないこと。

六 (略)

(安全運転の義務)

第七十条 (略)

(罰則 第一百七十七条の二第六号、第一百七十七条の二の二第十一号チ、第一百十九条第一項第九号、同条第二項)

(運転者の遵守事項)

第七十一条 車両等の運転者は、次に掲げる事項を守らなければならない。  
い。

一五の四 (略)

五の五 自動車又は原動機付自転車(以下この号において「自動車等」という。)を運転する場合には、当該自動車等が停止しているときを除き、携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置(その全部又は一部を手で保持しなければ送信及び受信のいずれも行ふことができないものに限る。第一百八条第一項第三号の二において「無線通話装置」という。)を通话(傷病者の救護又は公共の安全の維持のため当該自動車等の走行中に緊急やむを得ずに行うものを除く。同号において同じ。)のために使用し、又は当該自動車等に取り付けられ若しくは持ち込まれた画像表示用装置(道路運送車両法第四十一条第一項第十六号若しくは第十七号又は第四十四条第十一号に規定する装置であるものを除く。第一百八条第一項第三号の二において同じ。)に表示された画像を注視しないこと。

六 (略)

(罰則 第一号、第四号から第五号まで、第五号の三、第五号の四及び第六号については第百二十条第一項第十号 第二号、第二号の三及び第三号については第百十九条第一項第十五号 第五号の五については第百十七条の四第二号、第百十八条第一項第二号)

(自動車等の運転者の遵守事項)

第七十一条の二 (略)

(罰則 第百二十条第一項第十号)

(大型自動二輪車等の運転者の遵守事項)

第七十一条の四 (略)

2 5 7 (略)

(罰則 第三項から第六項までについては第百十九条の三第一項第五号)

(自動運行装置を備えている自動車の運転者の遵守事項等)

第七十一条の四の二 (略)

2 (略)

(罰則 第一項については第百十九条第一項第十六号、同条第三項)

(初心運転者標識等の表示義務)

第七十一条の五 (略)

(罰則 第一号、第四号から第五号まで、第五号の三、第五号の四及び第六号については第百二十条第一項第九号 第二号、第二号の三及び第三号については第百十九条第一項第九号の二 第五号の五については第百十七条の四第一号の二、第百十八条第一項第三号の二)

(自動車等の運転者の遵守事項)

第七十一条の二 (略)

(罰則 第百二十条第一項第九号)

(大型自動二輪車等の運転者の遵守事項)

第七十一条の四 (略)

2 5 7 (略)

(罰則 第三項から第六項までについては第百十九条の三第一項第六号)

(自動運行装置を備えている自動車の運転者の遵守事項等)

第七十一条の四の二 (略)

2 (略)

(罰則 第一項については第百十九条第一項第九号の三、同条第二項)

(初心運転者標識等の表示義務)

第七十一条の五 (略)

2～4 (略)

(罰則 第一項から第三項までについては第百二十一条第二項第九号、同条第三項)

第七十一条の六 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項及び第二項については第百二十一条第一項第九号、同条第三項)

(交通事故の場合の措置)

第七十二条 (略)

2～4 (略)

(罰則 第一項前段については第百十七条第一項、同条第二項、第百十七条の五第一号 第一項後段については第百十九条第一項第十号 第二項については第百二十条第一項第十一号)

(妨害の禁止)

第七十三条 (略)

(罰則 第百二十条第一項第十号)

(安全運転管理者等)

第七十四条の三 自動車の使用者(道路運送法の規定による自動車運送事業者(貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)の規定による貨物軽自動車運送事業を営む者を除く。以下同じ。))及び貨物

2～4 (略)

(罰則 第一項から第三項までについては第百二十一条第一項第九号の三、同条第二項)

第七十一条の六 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項及び第二項については第百二十一条第一項第九号の三、同条第二項)

(交通事故の場合の措置)

第七十二条 (略)

2～4 (略)

(罰則 第一項前段については第百十七条第一項、同条第二項、第百十七条の五第一号 第一項後段については第百十九条第一項第十号 第二項については第百二十条第一項第十一号の二)

(妨害の禁止)

第七十三条 (略)

(罰則 第百二十条第一項第九号)

(安全運転管理者等)

第七十四条の三 自動車の使用者(道路運送法の規定による自動車運送事業者(貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)の規定による貨物軽自動車運送事業を営む者を除く。以下同じ。))及び貨物

利用運送事業法の規定による第二種貨物利用運送事業を經營する者及び道路運送法第七十九条の規定による登録を受けた者を除く。以下この条において同じ。）は、内閣府令で定める台数以上の自動車の使用の本拠ごとに、年齢、自動車の運転の経験その他について内閣府令で定める要件を備える者のうちから、次項の業務を行う者として、安全運転管理者を選任しなければならない。

2～6 (略)

7 自動車の使用者は、安全運転管理者に対し、第二項の業務を行うため必要な権限を与えるとともに、同項の業務を行うため必要な機材を整備しなければならない。

8 公安委員会は、自動車の使用者が前項の規定を遵守していないため自動車の安全な運転が確保されていないと認めるときは、自動車の使用者に対し、その是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

9 (略)

(罰則 第一項、第四項、第六項及び第八項については第百十九条の二、第百二十三条 第五項については第百二十条第二項第三号、第百二十三条)

(自動車の使用者の義務等)

第七十五条 (略)

2～11 (略)

(罰則 第一項第一号については第百十七条の二の二第二項第一号、第百二十三条 第一項第二号及び第五号については第百十八条第

物利用運送事業法の規定による第二種貨物利用運送事業を經營する者を除く。以下この条において同じ。）は、内閣府令で定める台数以上の自動車の使用の本拠ごとに、年齢、自動車の運転の経験その他について内閣府令で定める要件を備える者のうちから、次項の業務を行う者として、安全運転管理者を選任しなければならない。

2～6 (略)

7 自動車の使用者は、安全運転管理者に対し、第二項の業務を行うため必要な権限を与えなければならない。

(新設)

8 (略)

(罰則 第一項、第四項及び第六項については第百二十条第一項第十一号の三、第百二十三条 第五項については第百二十一条第一項第九号の二、第百二十三条)

(自動車の使用者の義務等)

第七十五条 (略)

2～11 (略)

(罰則 第一項第一号については第百十七条の二の二第八号、第百二十三条 第一項第二号及び第五号については第百十八条第一項第

二項第三号、第二百二十三条 第一項第三号については第百十七条の二第二項第一号、第百十七条の二の二第二項第二号、第百二十三条 第一項第四号については第百十七条の二第二項第二号、第百十七条の二の二第二項第三号、第百二十三条 第一項第六号については第百十八条第二項第四号、第百十九条第二項第四号、第百二十三条 第一項第七号については第百十九条の二の二第二項、第百二十三条 第二項については第百十九条第二項第五号、第百二十三条 第十一項については第百二十一条第一項第八号)

第七十五条の二 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項及び第二項については第百十九条第二項第五号、第百二十三条 第三項については第百二十一条第一項第八号)

(危険防止等の措置)

第七十五条の三 (略)

(罰則 第百十九条第一項第十八号)

(最低速度)

第七十五条の四 (略)

(罰則 第百十七条の二第二項第四号、第百十七条の二の二第二項第八号、第百二十条第一項第十二号)

(横断等の禁止)

四号、第二百二十三条 第一項第三号については第百十七条の二第四号、第百十七条の二の二第九号、第百二十三条 第一項第四号については第百十七条の二第五号、第百十七条の二の二第十号、第百二十三条 第一項第六号については第百十八条第一項第五号、第百十九条第一項第十一号、第百二十三条 第一項第七号については第百十九条の二第二項第三号、第百二十三条 第二項については第百十九条第一項第十二号、第百二十三条 第十一項については第百二十一条第一項第九号)

第七十五条の二 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項及び第二項については第百十九条第一項第十二号、第百二十三条 第三項については第百二十一条第一項第九号)

(危険防止等の措置)

第七十五条の三 (略)

(罰則 第百十九条第一項第十二号の二)

(最低速度)

第七十五条の四 (略)

(罰則 第百十七条の二第六号、第百十七条の二の二第十一号、第百二十条第一項第十二号)

(横断等の禁止)



第七十五条の五 (略)

(罰則 第一百九条第一項第六号)

(本線車道の出入の方法)

第七十五条の七 (略)

2 (略)

(罰則 第二百一十一条第一項第六号)

(停車及び駐車の禁止)

第七十五条の八 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項については第一百七条の二第一項第四号、第一百七  
条の二の二第一項第八号又、第一百九条の二の二第一項第二号、第  
百十九条の三第一項第四号 第二項については第一百九条第一項第  
七号)

(重被牽引車を牽引する牽引自動車の通行区分)

第七十五条の八の二 (略)

2と4 (略)

(罰則 第二項から第四項までについては第二百十条第一項第三号  
、同条第三項)

(自動車の運転者の遵守事項)

第七十五条の十 (略)

第七十五条の五 (略)

(罰則 第一百九条第一項第二号の二)

(本線車道の出入の方法)

第七十五条の七 (略)

2 (略)

(罰則 第二百一十一条第一項第五号)

(停車及び駐車の禁止)

第七十五条の八 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項については第一百七条の二第六号、第一百七条の二  
の二第十一号又、第一百九条の二第一項第二号、第一百九条の三第  
一項第四号 第二項については第一百九条第一項第三号)

(重被牽引車を牽引する牽引自動車の通行区分)

第七十五条の八の二 (略)

2と4 (略)

(罰則 第二項から第四項までについては第二百十条第一項第三号  
、同条第二項)

(自動車の運転者の遵守事項)

第七十五条の十 (略)

(罰則 第一百九条第一項第十九号、同条第三項)

(故障等の場合の措置)

第七十五条の十一 (略)

2 (略)

(罰則 第一項については第二百二十条第一項第十三号)

(禁止行為)

第七十六条 (略)

2 3 4 (略)

(罰則 第一項及び第二項については第一百八条第二項第五号、第二百二十三条 第三項については第一百九条第二項第六号、第二百二十三条 第四項については第二百二十条第一項第十号)

(道路の使用の許可)

第七十七条 (略)

2 3 7 (略)

(罰則 第一項については第一百九条第二項第六号、第二百二十三条 第三項及び第四項については第一百九条第二項第七号、第二百二十三条 第七項については第二百二十条第二項第四号、第二百二十三条)

(許可の手續)

第七十八条 (略)

(罰則 第一百九条第一項第十二号の三、同条第二項)

(故障等の場合の措置)

第七十五条の十一 (略)

2 (略)

(罰則 第二項については第二百二十条第一項第十二号の二)

(禁止行為)

第七十六条 (略)

2 3 4 (略)

(罰則 第二項及び第三項については第一百八条第一項第六号、第二百二十三条 第三項については第一百九条第一項第十二号の四、第二百二十三条 第四項については第二百二十条第一項第九号)

(道路の使用の許可)

第七十七条 (略)

2 3 7 (略)

(罰則 第一項については第一百九条第一項第十二号の四、第二百二十三条 第三項及び第四項については第一百九条第一項第十三号、第二百二十三条 第七項については第二百二十条第一項第十三号、第二百二十三条)

(許可の手續)

第七十八条 (略)

2～6 (略)

(罰則 第四項については第百二十一条第一項第八号)

(違法工作物等に対する措置)

第八十一条 (略)

2～12 (略)

(罰則 第一項については第百十九条第二項第八号、第百二十三条

)

(転落積載物等に対する措置)

第八十一条の二 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項については第百十九条第二項第八号、第百二十三条

)

(沿道の工作物等の危険防止措置)

第八十二条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項については第百十九条第二項第八号、第百二十三条

)

(第一種免許)

第八十五条 (略)

2～12 (略)

2～6 (略)

(罰則 第四項については第百二十一条第一項第九号)

(違法工作物等に対する措置)

第八十一条 (略)

2～12 (略)

(罰則 第一項については第百十九条第一項第十四号、第百二十三

条)

(転落積載物等に対する措置)

第八十一条の二 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項については第百十九条第一項第十四号、第百二十三

条)

(沿道の工作物等の危険防止措置)

第八十二条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項については第百十九条第一項第十四号、第百二十三

条)

(第一種免許)

第八十五条 (略)

2～12 (略)

(罰則 第五項から第十項までについては第一百十八条第一項第三号)

(仮免許)

第八十七条 (略)

2・6 (略)

(罰則 第二項後段については第一百十八条第一項第四号 第三項については第一百二十条第一項第十四号、同条第三項)

(免許の申請等)

第八十九条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項については第一百十七条の四第三号)

(免許の拒否等)

第九十条 (略)

2 前項本文の規定にかかわらず、公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する者については、政令で定める基準に従い、免許を与えないことができる。

一・二 (略)

三 自動車等の運転に関し第一百十七条の二第一項第一号、第三号又は第四号の違反行為をした者(前二号のいずれかに該当する者を除く。)

四・五 (略)

(罰則 第五項から第十項までについては第一百十八条第一項第七号)

(仮免許)

第八十七条 (略)

2・6 (略)

(罰則 第二項後段については第一百十八条第一項第八号 第三項については第一百二十条第一項第十四号、同条第二項)

(免許の申請等)

第八十九条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項については第一百十七条の四第二号)

(免許の拒否等)

第九十条 (略)

2 前項本文の規定にかかわらず、公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する者については、政令で定める基準に従い、免許を与えないことができる。

一・二 (略)

三 自動車等の運転に関し第一百十七条の二第一号、第三号又は第六号の違反行為をした者(前二号のいずれかに該当する者を除く。)

四・五 (略)

3～14 (略)

(免許の条件)

第九十一条 (略)

(罰則 第九十九条第一項第二十号)

(申請による免許の条件の付与等)

第九十一条の二 (略)

2～4 (略)

(罰則 第二項については第九十九条第一項第二十号)

(免許証の有効期間)

第九十二条の二 第一種免許及び第二種免許に係る免許証(第七十七条第二項の規定により交付された免許証を除く。以下この項において同じ。 )の有効期間は、次の表の上欄に掲げる区分ごとに、それぞれ、同表の中欄に掲げる年齢に応じ、同表の下欄に定める日が経過するまでの期間とする。

(略)

備考

一 この表に掲げる用語の意義は、次に定めるとおりとする。

1 更新日等 第九十一条第六項の規定により更新された免許証にあつては当該更新された日、第九十一条の二第四項の規定により更新された免許証にあつては同条第三項の規定による適性検査を受けた日、海外旅行、災害その他の政令で

3～14 (略)

(免許の条件)

第九十一条 (略)

(罰則 第九十九条第一項第十五号)

(申請による免許の条件の付与等)

第九十一条の二 (略)

2～4 (略)

(罰則 第二項については第九十九条第一項第十五号)

(免許証の有効期間)

第九十二条の二 第一種免許及び第二種免許に係る免許証(第七十七条第二項の規定により交付された免許証を除く。以下この項において同じ。 )の有効期間は、次の表の上欄に掲げる区分ごとに、それぞれ、同表の中欄に掲げる年齢に応じ、同表の下欄に定める日が経過するまでの期間とする。

(略)

備考

一 この表に掲げる用語の意義は、次に定めるとおりとする。

1 更新日等 第九十一条第六項の規定により更新された免許証にあつては当該更新された日、第九十一条の二第四項の規定により更新された免許証にあつては同条第三項の規定による適性検査を受けた日、海外旅行、災害その他の政令で

---

定めるやむを得ない理由のため第百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けることができなかつた者（その免許がその結果第百五条第一項の規定により効力を失つた日から起算して六月（当該やむを得ない理由のためその期間内に次の免許を受けることができなかつた者にあつては、当該効力を失つた日から起算して三年を経過しない場合に限る）、当該事情がやんだ日から起算して一月）を経過しない者に限る。）に対して前条第一項の規定により交付された免許証及び第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた者（当該取消しを受けた日から起算して三年を経過しない者に限り、同日前の直近においてした第八十九条第一項、第百一条第一項若しくは第百一条の二第一項の規定による質問票の提出又は第百一条の五の規定による報告について第百七条の四第三号の違反行為をした者を除く。）に対して前条第一項の規定により交付された免許証にあつてはこれらの交付された免許証に係る適性試験を受けた日の直前のその者の誕生日（当該適性試験を受けた日）の前日、その他の免許証にあつては当該適性試験を受けた日

2 優良運転者 更新日等（海外旅行、災害その他の政令で定めるやむを得ない理由のため第百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けることができなかつた者（その免許

---

定めるやむを得ない理由のため第百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けることができなかつた者（その免許がその結果第百五条第一項の規定により効力を失つた日から起算して六月（当該やむを得ない理由のためその期間内に次の免許を受けることができなかつた者にあつては、当該効力を失つた日から起算して三年を経過しない場合に限る）、当該事情がやんだ日から起算して一月）を経過しない者に限る。）に対して前条第一項の規定により交付された免許証及び第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた者（当該取消しを受けた日から起算して三年を経過しない者に限り、同日前の直近においてした第八十九条第一項、第百一条第一項若しくは第百一条の二第一項の規定による質問票の提出又は第百一条の五の規定による報告について第百七条の四第二号の違反行為をした者を除く。）に対して前条第一項の規定により交付された免許証にあつてはこれらの交付された免許証に係る適性試験を受けた日の直前のその者の誕生日（当該適性試験を受けた日）の前日、その他の免許証にあつては当該適性試験を受けた日

2 優良運転者 更新日等（海外旅行、災害その他の政令で定めるやむを得ない理由のため第百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けることができなかつた者（その免許

がその結果第百五条第一項の規定により効力を失った日から起算して六月（当該やむを得ない理由のためその期間内に次の免許を受けることができなかった者にあつては、当該効力を失った日から起算して三年を経過しない場合に限り、当該事情がやんだ日から起算して一月）を経過しない者に限る。）に対して前条第一項の規定により交付された免許証にあつては当該効力を失った免許に係る免許証の有効期間の末日、第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた者（当該取消しを受けた日から起算して三年を経過しない者に限り、同日前の直近においてした第八十九条第一項、第百一条第一項若しくは第百一条の二第一項の規定による質問票の提出又は第百一条の五の規定による報告について第百七条の四第三号の違反行為をした者を除く。）に対して前条第一項の規定により交付された免許証にあつては当該取消しを受けた日。4  
において同じ。）までに継続して免許（仮免許を除く。4  
において同じ。）を受けている期間が五年以上である者であつて、自動車等の運転に関するこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分並びに重大違反等及び道路外致死傷に係る法律の規定の遵守の状況が優良な者として政令で定める基準に適合するもの

355 (略)

がその結果第百五条第一項の規定により効力を失った日から起算して六月（当該やむを得ない理由のためその期間内に次の免許を受けることができなかった者にあつては、当該効力を失った日から起算して三年を経過しない場合に限り、当該事情がやんだ日から起算して一月）を経過しない者に限る。）に対して前条第一項の規定により交付された免許証にあつては当該効力を失った免許に係る免許証の有効期間の末日、第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた者（当該取消しを受けた日から起算して三年を経過しない者に限り、同日前の直近においてした第八十九条第一項、第百一条第一項若しくは第百一条の二第一項の規定による質問票の提出又は第百一条の五の規定による報告について第百七条の四第二号の違反行為をした者を除く。）に対して前条第一項の規定により交付された免許証にあつては当該取消しを受けた日。4  
において同じ。）までに継続して免許（仮免許を除く。4  
において同じ。）を受けている期間が五年以上である者であつて、自動車等の運転に関するこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分並びに重大違反等及び道路外致死傷に係る法律の規定の遵守の状況が優良な者として政令で定める基準に適合するもの

355 (略)

二〇四 (略)

五 第三百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた者（当該取消しを受けた日から起算して三年を経過する前に次の免許を受けた者に限り、同日前の直近においてした第八十九条第一項、第一百一条第一項若しくは第一百一条の二第一項の規定による質問票の提出又は第一百一条の五の規定による報告について第一百七十七条の四第三号の違反行為をした者を除く。）に対するこの表の備考一の2及び4の規定の適用については、当該取り消された免許を受けた日から当該取消しを受けた日までの期間及び当該次の免許を受けていた期間は、継続していたものとみなす。

六 (略)

2〇4 (略)

(免許証の記載事項の変更届出等)

第九十四条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項については第二百二十一条第一項第八号)

(免許証の携帯及び提示義務)

第九十五条 (略)

2 (略)

(罰則 第一項については第二百二十一条第一項第十号、同条第三項)

二〇四 (略)

五 第三百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた者（当該取消しを受けた日から起算して三年を経過する前に次の免許を受けた者に限り、同日前の直近においてした第八十九条第一項、第一百一条第一項若しくは第一百一条の二第一項の規定による質問票の提出又は第一百一条の五の規定による報告について第一百七十七条の四第二号の違反行為をした者を除く。）に対するこの表の備考一の2及び4の規定の適用については、当該取り消された免許を受けた日から当該取消しを受けた日までの期間及び当該次の免許を受けていた期間は、継続していたものとみなす。

六 (略)

2〇4 (略)

(免許証の記載事項の変更届出等)

第九十四条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項については第二百二十一条第一項第九号)

(免許証の携帯及び提示義務)

第九十五条 (略)

2 (略)

(罰則 第一項については第二百二十一条第一項第十号、同条第二項)



第二項については第百二十条第一項第十号)

(運転免許試験の免除)

第九十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、それぞれ当該各号に定める運転免許試験を免除する。

一〜四 (略)

五 第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し(同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。)を受けた者(当該取消しを受けた日前の直近においてした第八十九条第一項、第百一条第一項若しくは第百一条の二第二項の規定による質問票の提出又は第百一条の五の規定による報告について第百七条の四第三号の違反行為をした者その他政令で定める者を除く。)で、その者の免許が取り消された日から起算して三年を経過しないもの(以下「特定取消処分者」という。)のうち、第三号イからホまでに掲げる区分に応じそれぞれ同号イからホまでに定める検査及び講習又は教育を内閣府令で定めるところにより受けたもの、その者が受けていた免許に係る運転免許試験(前条第一項第一号に掲げる事項についてのものを除く。)

2〜4 (略)

(技能検定員)

第九十九条の二 (略)

2・3 (略)

4 公安委員会は、次の各号のいずれにも該当する者に対し、技能検定

第二項については第百二十条第一項第九号)

(運転免許試験の免除)

第九十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、それぞれ当該各号に定める運転免許試験を免除する。

一〜四 (略)

五 第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し(同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。)を受けた者(当該取消しを受けた日前の直近においてした第八十九条第一項、第百一条第一項若しくは第百一条の二第二項の規定による質問票の提出又は第百一条の五の規定による報告について第百七条の四第二号の違反行為をした者その他政令で定める者を除く。)で、その者の免許が取り消された日から起算して三年を経過しないもの(以下「特定取消処分者」という。)のうち、第三号イからホまでに掲げる区分に応じそれぞれ同号イからホまでに定める検査及び講習又は教育を内閣府令で定めるところにより受けたもの、その者が受けていた免許に係る運転免許試験(前条第一項第一号に掲げる事項についてのものを除く。)

2〜4 (略)

(技能検定員)

第九十九条の二 (略)

2・3 (略)

4 公安委員会は、次の各号のいずれにも該当する者に対し、技能検定

員資格者証を交付する。

一 (略)

二 次のいずれにも該当しない者

イ・ロ (略)

ハ 第百十七条の二の二第一項第九号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者

ニ 自動車等の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第二条から第六条までの罪又はこの法律に規定する罪(第百十七条の二の二第一項第九号の罪を除く。)を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者

ホ (略)

5・6 (略)

(免許証の更新及び定期検査)

第百一条 (略)

2〜7 (略)

(罰則 第一項については第百十七条の四第三号)

(免許証の更新の特例)

第百一条の二 (略)

2〜5 (略)

(罰則 第一項については第百十七条の四第三号)

員資格者証を交付する。

一 (略)

二 次のいずれにも該当しない者

イ・ロ (略)

ハ 第百十七条の二の二第十二号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者

ニ 自動車等の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第二条から第六条までの罪又はこの法律に規定する罪(第百十七条の二の二第十二号の罪を除く。)を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者

ホ (略)

5・6 (略)

(免許証の更新及び定期検査)

第百一条 (略)

2〜7 (略)

(罰則 第一項については第百十七条の四第二号)

(免許証の更新の特例)

第百一条の二 (略)

2〜5 (略)

(罰則 第一項については第百十七条の四第二号)

(免許を受けた者に対する報告徴収)

第百一条の五 (略)

(罰則 第百十七条の四第三号)

(免許の取消し、停止等)

第百三条 (略)

2 免許を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、その者の免許を取り消すことができる。

一・二 (略)

三 自動車等の運転に関し第百十七条の二第一項第一号、第三号又は第四号の違反行為をしたとき(前二号のいずれかに該当する場合を除く。)

四・五 (略)

3～10 (略)

(免許の効力の仮停止)

第百三条の二 免許を受けた者が自動車等の運転に関し次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該交通事故を起こした場所を管轄する警察署長は、その者に対し、当該交通事故を起こした日から起算して三十日を経過する日を終期とする免許の効力の停止(以下この条において「仮停止」という。)をすることができる。

(免許を受けた者に対する報告徴収)

第百一条の五 (略)

(罰則 第百十七条の四第二号)

(免許の取消し、停止等)

第百三条 (略)

2 免許を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、その者の免許を取り消すことができる。

一・二 (略)

三 自動車等の運転に関し第百十七条の二第一号、第三号又は第六号の違反行為をしたとき(前二号のいずれかに該当する場合を除く。)

四・五 (略)

3～10 (略)

(免許の効力の仮停止)

第百三条の二 免許を受けた者が自動車等の運転に関し次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該交通事故を起こした場所を管轄する警察署長は、その者に対し、当該交通事故を起こした日から起算して三十日を経過する日を終期とする免許の効力の停止(以下この条において「仮停止」という。)をすることができる。

一 (略)

二 第百十七條の二第一項第一号、第三号若しくは第四号、第百十七條の二の二第一項第一号、第三号若しくは第七号、第百十七條の四第二号又は第百十八條第一項第三号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけたとき。

三 第百十八條第一項第一号若しくは第二項第一号又は第百十九條第一項第一号から第六号まで、第十五号若しくは第二十号若しくは第二項第一号若しくは第二号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させたとき。

2 3 7 (略)

(罰則 第三項については第百二十一条第一項第八号)

(免許証の返納等)

第百七条 (略)

2 3 4 (略)

(罰則 第一項及び第三項については第百二十一条第一項第八号)

(国際運転免許証又は外国運転免許証を所持する者の自動車等の運転)

第百七条の二 道路交通に関する条約(以下「条約」という。)第二十

四条第一項の運転免許証(第百七条の七第一項の国外運転免許証を除く。)で条約附属書九若しくは条約附属書十に定める様式に合致したもの(以下この条において「国際運転免許証」という。)又は自動車等の運転に関する本邦の域外にある国若しくは地域(国際運転免許証

一 (略)

二 第百十七條の二第一号、第三号若しくは第六号、第百十七條の二の二第一号、第三号若しくは第七号、第百十七條の四第一号の二又は第百十八條第一項第七号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけたとき。

三 第百十八條第一項第一号若しくは第二号又は第百十九條第一項第一号から第二号の二まで、第三号の二、第五号、第九号の二若しくは第十五号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させたとき。

2 3 7 (略)

(罰則 第三項については第百二十一条第一項第九号)

(免許証の返納等)

第百七条 (略)

2 3 4 (略)

(罰則 第一項及び第三項については第百二十一条第一項第九号)

(国際運転免許証又は外国運転免許証を所持する者の自動車等の運転)

第百七条の二 道路交通に関する条約(以下「条約」という。)第二十

四条第一項の運転免許証(第百七条の七第一項の国外運転免許証を除く。)で条約附属書九若しくは条約附属書十に定める様式に合致したもの(以下この条において「国際運転免許証」という。)又は自動車等の運転に関する本邦の域外にある国若しくは地域(国際運転免許証

を発給していない国又は地域であつて、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る上で我が国と同等の水準にあると認められる運転免許の制度を有している国又は地域として政令で定めるものに限る。)の行政庁若しくは権限のある機関の免許に係る運転免許証(日本語による翻訳文で政令で定める者が作成したものが添付されているものに限る。以下この条において「外国運転免許証」という。)

(を所持する者(第八十八条第一項第二号から第四号までのいずれかに該当する者を除く。))は、第六十四条第一項の規定にかかわらず、本邦に上陸(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)に基づき住民基本台帳に記録されている者が出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第六十条第一項の規定による出国の確認、同法第二十六条第一項の規定による再入国の許可(同法第二十六条の二第一項(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第二十三条第二項において準用する場合を含む。))の規定により出入国管理及び難民認定法第二十六条第一項の規定による再入国の許可を受けたものとみなされる場合を含む。))又は出入国管理及び難民認定法第六十条の二の十二第一項の規定による難民旅行証明書の交付を受けて出国し、当該出国の日から三月に満たない期間内に再び本邦に上陸した場合における当該上陸を除く。第百七十七条の二の二第一項第一号において同じ。))をした日から起算して一年間、当該国際運転免許証又は外国運転免許証(以下「国際運転免許証等」という。))で運転することができることとされている自動車等を運転することができる。ただし、旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で、旅客自動車を

を発給していない国又は地域であつて、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る上で我が国と同等の水準にあると認められる運転免許の制度を有している国又は地域として政令で定めるものに限る。)の行政庁若しくは権限のある機関の免許に係る運転免許証(日本語による翻訳文で政令で定める者が作成したものが添付されているものに限る。以下この条において「外国運転免許証」という。)

(を所持する者(第八十八条第一項第二号から第四号までのいずれかに該当する者を除く。))は、第六十四条第一項の規定にかかわらず、本邦に上陸(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)に基づき住民基本台帳に記録されている者が出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第六十条第一項の規定による出国の確認、同法第二十六条第一項の規定による再入国の許可(同法第二十六条の二第一項(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第二十三条第二項において準用する場合を含む。))の規定により出入国管理及び難民認定法第二十六条第一項の規定による再入国の許可を受けたものとみなされる場合を含む。))又は出入国管理及び難民認定法第六十条の二の十二第一項の規定による難民旅行証明書の交付を受けて出国し、当該出国の日から三月に満たない期間内に再び本邦に上陸した場合における当該上陸を除く。第百七十七条の二の二第一号において同じ。))をした日から起算して一年間、当該国際運転免許証又は外国運転免許証(以下「国際運転免許証等」という。))で運転することができることとされている自動車等を運転することができる。ただし、旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で、旅客自動車を運転し

運転し若しくは牽引自動車によつて旅客用車両を牽引して当該牽引自動車を運転する場合、又は代行運転普通自動車を運転する場合は、この限りでない。

(国際運転免許証等の携帯及び提示義務)

第一百七条の三 (略)

(罰則 前段については第二百二十一条第二項第十号、同条第三項後段については第二百二十条第一項第十号)

(国際運転免許証等を所持する者に対する報告徴収)

第一百七条の三の二 (略)

(罰則 第一百七十七条の四第三号)

(臨時適性検査)

第一百七条の四 (略)

2 4 (略)

(罰則 第三項については第一百九条第一項第二十号)

(自動車等の運転禁止等)

第一百七条の五 (略)

2 国際運転免許証等を所持する者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、三年以上十年を超えない範囲内で期間を定めてその者

若しくは牽引自動車によつて旅客用車両を牽引して当該牽引自動車を運転する場合、又は代行運転普通自動車を運転する場合は、この限りでない。

(国際運転免許証等の携帯及び提示義務)

第一百七条の三 (略)

(罰則 前段については第二百二十一条第二項第十号、同条第二項後段については第二百二十条第一項第九号)

(国際運転免許証等を所持する者に対する報告徴収)

第一百七条の三の二 (略)

(罰則 第一百七十七条の四第二号)

(臨時適性検査)

第一百七条の四 (略)

2 4 (略)

(罰則 第三項については第一百九条第一項第十五号)

(自動車等の運転禁止等)

第一百七条の五 (略)

2 国際運転免許証等を所持する者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、三年以上十年を超えない範囲内で期間を定めてその者

に対し、当該国際運転免許証等に係る自動車等の運転を禁止することができる。

一・二 (略)

三 自動車等の運転に関し第百十七条の二第一項第一号、第三号又は第四号の違反行為をしたとき(前二号のいずれかに該当する場合を除く。)

四 (略)

3～11 (略)

(罰則 第五項、第七項及び第十項については第百二十一条第一項第八号)

(国外運転免許証の返納等)

第百七条の十 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項及び第二項については第百二十一条第一項第八号)

第百九条の三 (略)

2～4 (略)

(罰則 第一項については第百十九条の三第二項第二号、第百二十三条 第四項については第百十九条の三第二項第三号、第百二十三条)

第百十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

に対し、当該国際運転免許証等に係る自動車等の運転を禁止することができる。

一・二 (略)

三 自動車等の運転に関し第百十七条の二第一号、第三号又は第六号の違反行為をしたとき(前二号のいずれかに該当する場合を除く。)

四 (略)

3～11 (略)

(罰則 第五項、第七項及び第十項については第百二十一条第一項第九号)

(国外運転免許証の返納等)

第百七条の十 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項及び第二項については第百二十一条第一項第九号)

第百九条の三 (略)

2～4 (略)

(罰則 第一項については第百十九条の三第一項第七号、第百二十三条 第四項については第百十九条の三第一項第八号、第百二十三条)

第百十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一〇三 (略)

(削る)

(削る)

四 次条第一項第八号の罪を犯し、よつて高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた者

2| 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第三号の規定に違反して、酒に酔つた状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

二 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第四号の規定に違反して、前項第三号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

第一百七十七条の二の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一〇三 (略)

四 第六十五条(酒気帯び運転等の禁止)第二項の規定に違反した者(当該違反により当該車両等の提供を受けた者が身体に前号の政令

一〇三 (略)

四 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第三号の規定に違反して、酒に酔つた状態で自動車を運転することを命じ、又は容認した者

五 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第四号の規定に違反して、第三号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又は容認した者

六 次条第十一号の罪を犯し、よつて高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた者

(新設)

第一百七十七条の二の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一〇三 (略)

四 第六十五条(酒気帯び運転等の禁止)第二項の規定に違反した者(当該違反により当該車両等の提供を受けた者が身体に前号の政令



で定める程度以上にアルコールを保有する状態で当該車両等を運転した場合には限るものとし、前条第一項第二号に該当する場合を除く。

五・六 (略)

七 第六十六条(過労運転等の禁止)の規定に違反した者(前条第一項第三号の規定に該当する者を除く。)

(削る)

(削る)

(削る)

八・九 (略)

2| 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第一号の規定に違反したとき。

二 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第三号の規定に違反したとき(当該違反により運転者が酒に酔った状態で自動車を運転し、又は身体に前項第三号の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で自動車を運転した場合に限るものとし、前条第二

で定める程度以上にアルコールを保有する状態で当該車両等を運転した場合には限るものとし、前条第二号に該当する場合を除く。)

五・六 (略)

七 第六十六条(過労運転等の禁止)の規定に違反した者(前条第三号の規定に該当する者を除く。)

八 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第一号の規定に違反した者

九 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第三号の規定に違反した者(当該違反により運転者が酒に酔った状態で自動車を運転し、又は身体に第三号の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で自動車を運転した場合に限るものとし、前条第四号に該当する場合を除く。)

十 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第四号の規定に違反した者(前条第五号に該当する者を除く。)

十一・十二 (略)

(新設)

項第一号に該当する場合を除く。)

三 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第四号の規定に違反したとき(前条第二項第二号に該当する場合を除く。)

第一百七十七条の三の二 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第六十五条(酒気帯び運転等の禁止)第三項の規定に違反して酒類を提供した者(当該違反により当該酒類の提供を受けた者が身体に第一百七十七条の二の二第一項第三号の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で車両等(軽車両を除く。)を運転した場合に限るものとし、同項第五号に該当する場合を除く。)

三 第六十五条(酒気帯び運転等の禁止)第四項の規定に違反した者(当該同乗した車両(軽車両を除く。以下この号において同じ。)の運転者が酒に酔った状態で当該車両を運転し、又は身体に第七十条の二の二第一項第三号の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で当該車両を運転した場合に限るものとし、同項第六号に該当する場合を除く。)

第一百七十七条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 (略)

三 (略)

第一百七十七条の三の二 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第六十五条(酒気帯び運転等の禁止)第三項の規定に違反して酒類を提供した者(当該違反により当該酒類の提供を受けた者が身体に第一百七十七条の二の二第三号の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で車両等(軽車両を除く。)を運転した場合に限るものとし、同条第五号に該当する場合を除く。)

三 第六十五条(酒気帯び運転等の禁止)第四項の規定に違反した者(当該同乗した車両(軽車両を除く。以下この号において同じ。)の運転者が酒に酔った状態で当該車両を運転し、又は身体に第七十条の二の二第三号の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で当該車両を運転した場合に限るものとし、同条第六号に該当する場合を除く。)

第一百七十七条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

一 の二 (略)

二 (略)

第百十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

(削る)

(削る)

二 第七十一条（運転者の遵守事項）第五号の五の規定に違反して無線通話装置を通話のために使用し、又は自動車若しくは原動機付自転車に持ち込まれた画像表示用装置を手で保持してこれに表示された画像を注視した者（第百七十七条の四第二号に該当する者を除く。）

(削る)

(削る)

(削る)

三 (略)

四 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第五十七条（乗車又は積載の制限等）第一項の規定に違反して積

第百十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第五十七条（乗車又は積載の制限等）第一項の規定に違反して積載物の重量の制限を超える積載をして車両を運転した者

三 第五十八条の五（過積載車両の運転の要求等の禁止）第二項の規定による警察署長の命令に従わなかった者

三の二 第七十一条（運転者の遵守事項）第五号の五の規定に違反して無線通話装置を通話のために使用し、又は自動車若しくは原動機付自転車に持ち込まれた画像表示用装置を手で保持してこれに表示された画像を注視した者（第百七十七条の四第一号の二に該当する者を除く。）

四 第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第二号又は第五号の規定に違反した者

五 第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第六号の規定に違反して、第二号に規定する積載をして自動車を運転することを命じ、又は容認した者

六 第七十六条（禁止行為）第一項又は第二項の規定に違反した者

七 (略)

八 (略)

(新設)

載物の重量の制限を超える積載をして車両を運転したとき。

二| 第五十八条の五（過積載車両の運転の要求等の禁止）第二項の規定による警察署長の命令に従わなかつたとき。

三| 第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第二号又は第五号の規定に違反したとき。

四| 第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第六号の規定に違反して、第一号に規定する積載をして自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

五| 第七十六条（禁止行為）第一項又は第二項の規定に違反したとき。

3| 過失により第一項第一号の罪を犯した者は、三月以下の禁錮又は十  
万円以下の罰金に処する。

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は  
五万円以下の罰金に処する。

- 一 (略)
  - 二 (略)
  - 三 (略)
  - 四 (略)
  - 五 (略)
  - 六 (略)
  - 七 (略)
- (削る)

2| 過失により前項第一号の罪を犯した者は、三月以下の禁錮又は十  
万円以下の罰金に処する。

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は  
五万円以下の罰金に処する。

- 一 (略)
  - 一の一 (略)
  - 一の二 (略)
  - 一の三 (略)
  - 一の四 (略)
  - 二 (略)
  - 二の一 (略)
  - 二の二 (略)
  - 三 (略)
  - 三の一 (略)
  - 三の二 (略)
- 第五十七条（乗車又は積載の制限等）第一項の規定に違反し  
て積載をして車両を運転した者（第百十八条第一項第二号に該当す

八| (略)

九| (略)

十| (略)

(削る)

十一| (略)

十二| (略)

(削る)

十三| (略)

十四| (略)

十五| (略)

十六| (略)

十七| (略)

(削る)

(削る)

十八| (略)

十九| (略)

(削る)

る者を除く。)

三の三| (略)

三の四| (略)

四| (略)

五| 第六十二条(整備不良車両の運転の禁止)の規定に違反して車両

等(軽車両を除く。)を運転させ、又は運転した者

六| (略)

七| (略)

七の二| 第六十三条の二の二(作動状態記録装置による記録等)の規

定に違反した者

八| (略)

九| (略)

九の二| (略)

九の三| (略)

十| (略)

十一| 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第六号の規定に

違反した者(第百十八条第一項第五号に該当する者を除く。)

十二| 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第二項又は第七十五条

の二(自動車の使用者の義務等)第一項若しくは第二項の規定によ

る公安委員会の命令に従わなかった者

十二の二| (略)

十二の三| (略)

十二の四| 第七十六条(禁止行為)第三項又は第七十七条(道路の使

用の許可)第一項の規定に違反した者

(削る)

(削る)

二十 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第五十七条（乗車又は積載の制限等）第一項の規定に違反して積載をして車両を運転したとき（第一百八条第二項第一号に該当する場合を除く。）。

二 第六十二条（整備不良車両の運転の禁止）の規定に違反して車両等（軽車両を除く。）を運転させ、又は運転したとき。

三 第六十三条の二の二（作動状態記録装置による記録等）の規定に違反したとき。

四 第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第六号の規定に違反したとき（第一百八条第二項第四号に該当する場合を除く。）。

五 第七十五条（自動車の使用者の義務等）第二項又は第七十五条の二（自動車の使用者の義務等）第一項若しくは第二項の規定による公安委員会の命令に従わなかったとき。

六 第七十六条（禁止行為）第三項又は第七十七条（道路の使用の許可）第一項の規定に違反したとき。

十三 第七十七条（道路の使用の許可）第三項の規定により警察署長が付し、又は同条第四項の規定により警察署長が変更し、若しくは付した条件に違反した者

十四 第八十一条（違法工作物等に対する措置）第一項、第八十一条の二（転落積載物等に対する措置）第一項又は第八十二条（沿道の工作物等の危険防止措置）第一項の規定による警察署長の命令に従わなかった者

十五 (略)

(新設)

七 第七十七条（道路の使用の許可）第三項の規定により警察署長が付し、又は同条第四項の規定により警察署長が変更し、若しくは付した条件に違反したとき。

八 第八十一条（違法工作物等に対する措置）第一項、第八十一条の二（転落積載物等に対する措置）第一項又は第八十二条（沿道の工作物等の危険防止措置）第一項の規定による警察署長の命令に従わなかつたとき。

3 過失により第一項第二号、第五号（第四十三条後段に係る部分を除く。）、第十四号、第十六号若しくは第十九号又は前項第二号の罪を犯した者は、十万円以下の罰金に処する。

第百十九条の二 第七十四条の三（安全運転管理者等）第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第六項若しくは第八項の規定による公安委員会の命令に従わなかつたときは、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第百十九条の二の二 次の各号のいずれかに該当する行為（その行為が車両を離れて直ちに運転することができない状態にする行為に該当するとき又はその行為をした場合において車両を離れて直ちに運転することができない状態にする行為をしたときに限る。）をした者は、十

一・二 （略）  
（削る）

2 過失により前項第一号の二、第二号（第四十三条後段に係る部分を除く。）、第五号、第九号、第九号の三又は第十二号の三の罪を犯した者は、十万円以下の罰金に処する。

（新設）

第百十九条の二 次の各号のいずれかに該当する行為（第一号及び第二号に掲げる行為にあつては、その行為が車両を離れて直ちに運転することができない状態にする行為に該当するとき又はその行為をした場合において車両を離れて直ちに運転することができない状態にする行為をしたときに限る。）をした者は、十五万円以下の罰金に処する。

一・二 （略）  
三 第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第七号の規定に違反する行為

2| 第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第七号の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、十五万円以下の罰金に処する。

3| 過失により第一項第一号の罪を犯した者は、十五万円以下の罰金に処する。

第百十九条の三 次の各号のいずれかに該当する者（第一号から第四号までに掲げる者にあつては、前条第一項の規定に該当する者を除く。）は、十万円以下の罰金に処する。

一（四）（略）

（削る）

五| （略）

（削る）

（削る）

2| 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第五十一条の五（報告徴収等）第一項の規定による報告をせず、若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出したとき。

二 第百九条の三（交通情報の提供）第一項の規定による届出をせず

（新設）

2| 過失により前項第一号の罪を犯した者は、十五万円以下の罰金に処する。

第百十九条の三 次の各号のいずれかに該当する者（第一号から第四号までに掲げる者にあつては、前条第一項の規定に該当する者を除く。）は、十万円以下の罰金に処する。

一（四）（略）

五| 第五十一条の五（報告徴収等）第一項の規定による報告をせず、若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した者

六| （略）

七| 第百九条の三（交通情報の提供）第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

八| 第百九条の三（交通情報の提供）第四項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

（新設）



又は虚偽の届出をしたとき。

三 第九十九条の三（交通情報の提供）第四項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

3 過失により第一項第一号から第三号までの罪を犯した者は、十万円以下の罰金に処する。

第二百十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

- 一 (略)
- 二 第二十五条（道路外に出る場合の方法）第三項、第二十六条（車間距離の保持）、第二十六条の二（進路の変更の禁止）第二項、第二十七条（他の車両に追いつかれた車両の義務）、第三十一条の二（乗合自動車の発進の保護）、第三十二条（割込み等の禁止）、第三十四条（左折又は右折）第六項（第三十五条（指定通行区分）第二項において準用する場合を含む。）、第三十六条（交差点における他の車両等との関係等）第一項、第三十七条（交差点における他の車両等との関係等）、第四十条（緊急自動車の優先）、第四十一条の二（消防用車両の優先等）第一項若しくは第二項又は第七十五条の六（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）の規定の違反となるような行為をした者（第二十六条の規定の違反となるような行為をした者にあつては、第一百九条第一項第四号に該当する者を除く。）

三 (略)  
四 (略)

2 過失により前項第一号、第二号又は第三号の罪を犯した者は、十万円以下の罰金に処する。

第二百十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

- 一 (略)
- 二 第二十五条（道路外に出る場合の方法）第三項、第二十六条（車間距離の保持）、第二十六条の二（進路の変更の禁止）第二項、第二十七条（他の車両に追いつかれた車両の義務）、第三十一条の二（乗合自動車の発進の保護）、第三十二条（割込み等の禁止）、第三十四条（左折又は右折）第六項（第三十五条（指定通行区分）第二項において準用する場合を含む。）、第三十六条（交差点における他の車両等との関係等）第一項、第三十七条（交差点における他の車両等との関係等）、第四十条（緊急自動車の優先）、第四十一条の二（消防用車両の優先等）第一項若しくは第二項又は第七十五条の六（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）の規定の違反となるような行為をした者（第二十六条の規定の違反となるような行為をした者にあつては、第一百九条第一項第一号の四に該当する者を除く。）

三 (略)  
四 (略)

五 (略)

(削る)

六 (略)

七 (略)

八 (略)

九 (略)

十 (略)

(削る)

(削る)

十一 (略)

(削る)

十二 (略)

十三 (略)

(削る)

十四 十七 (略)

2 | 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、  
、五万円以下の罰金に処する。

一 | 第五十五条(乗車又は積載の方法) 第一項若しくは第二項又は第

五 (略)

六及び七 削除

八 (略)

八の二 (略)

八の三 (略)

八の四 (略)

九 (略)

十 | 第五十五条(乗車又は積載の方法) 第一項若しくは第二項又は第  
五十九条(自動車の牽引制限) 第一項若しくは第二項の規定に違反  
した者

十一 | 第五十七条(乗車又は積載の制限等) 第一項の規定に違反した  
者(第百十八条第一項第二号及び第百十九条第一項第三号の二に該  
当する者を除く。)

十一の二 (略)

十一の三 | 第七十四条の三(安全運転管理者等) 第一項若しくは第四  
項の規定に違反した者又は同条第六項の規定による公安委員会の命  
令に従わなかつた者

十二 (略)

十二の二 (略)

十三 | 第七十七条(道路の使用の許可) 第七項の規定に違反した者

十四 十七 (略)

(新設)

五十九條（自動車の牽引制限）第一項若しくは第二項の規定に違反したとき。

二 第五十七條（乗車又は積載の制限等）第一項の規定に違反したとき（第一百八條第二項第一号及び第一百十九條第二項第一号に該当する場合を除く。）。

三 第七十四條の三（安全運転管理者等）第五項の規定に違反したとき。

四 第七十七條（道路の使用の許可）第七項の規定に違反したとき。

3 過失により第一項第三号から第七号まで又は第十四号の罪を犯した者は、五万円以下の罰金に処する。

第二百一十一條 次の各号のいずれかに該当する者は、二万円以下の罰金又は科料に処する。

- 一 (略)
- 二 (略)
- 三 (略)
- 四 (略)
- 五 (略)
- 六 (略)
- 七 (略)

(削る)

(削る)

2 過失により前項第三号から第五号まで、第八号、第八号の二又は第十四号の罪を犯した者は、五万円以下の罰金に処する。

第二百一十一條 次の各号のいずれかに該当する者は、二万円以下の罰金又は科料に処する。

- 一 (略)
- 一の二 (略)
- 二 (略)
- 三 (略)
- 四 (略)
- 五 (略)
- 六 (略)
- 七 第五十七條（乗車又は積載の制限等）第二項又は第六十條（自動車以外の車両の牽引制限）の規定に基づく公安委員会の定め

に違反した者

八 第五十八條（制限外許可証の交付等）第三項の規定により警察署

八| (略)

(削る)

九| (略)

十| (略)

2| 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二万円以下の罰金又は科料に処する。

一| 第五十七条（乗車又は積載の制限等）第二項又は第六十条（自動車以外の車両の牽引制限）の規定に基づく公安委員会の定め違反したとき。

二| 第五十八条（制限外許可証の交付等）第三項の規定により警察署長が付した条件に違反したとき。

三| 第六十三条の二（運行記録計による記録等）の規定に違反したとき。

3| 過失により第一項第九号又は第十号の罪を犯した者は、二万円以下の罰金又は科料に処する。

第二百二十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第一百七十七条の二第二項、第一百七十七条の二の二第二項、第一百八十八条第二項、第一百九条第二項、第一百九条の二、第一百九条の二の二第二項、第一百九条の三第二項、第二百二十条第二項又は第二百二十一条第二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金

長が付した条件に違反した者

九| (略)

九の二| 第六十三条の二（運行記録計による記録等）又は第七十四条の三（安全運転管理者等）第五項の規定に違反した者

九の三| (略)

十| (略)

(新設)

2| 過失により前項第九号の三又は第十号の罪を犯した者は、二万円以下の罰金又は科料に処する。

第二百二十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第一百七十七条の二第四号若しくは第五号、第一百七十七条の二の二第八号から第十号まで、第一百八条第一項第二号、第三号若しくは第四号から第六号まで、第一百九条第一項第三号の二、第五号、第七号の二、第十一号、第十二号、第十二号の四、第十三号若しくは第十四号、第一百九条の二第一項第三

刑又は科料刑を科する。

(通則)

第二百二十五条 (略)

2 この章において「反則者」とは、反則行為をした者であつて、次の各号のいずれかに該当する者以外のものをいう。

一 (略)

二 当該反則行為をした場合において、酒に酔つた状態、第一百七条の二の二第一項第三号に規定する状態又は身体に第一百七条の二の二第二項第三号の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で車両等を運転していた者

三 (略)

3 (略)

(告知)

第二百二十六条 (略)

2・3 (略)

4 第一百十四条の四第一項に規定する交通巡視員は、第一百十九条の二の二第一項若しくは第三項又は第一百十九条の三第一項第一号から第四号まで若しくは第三項の罪に当たる行為をした反則者があると認めると

号、第一百十九条の三第一項第五号、第七号若しくは第八号、第二百二十条第一項第十号、第十一号、第十一号の三若しくは第十三号又は第二百一十一条第一項第七号、第八号若しくは第九号の二の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

(通則)

第二百二十五条 (略)

2 この章において「反則者」とは、反則行為をした者であつて、次の各号のいずれかに該当する者以外のものをいう。

一 (略)

二 当該反則行為をした場合において、酒に酔つた状態、第一百七条の二第三号に規定する状態又は身体に第一百七条の二の二第三号の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で車両等を運転していた者

三 (略)

3 (略)

(告知)

第二百二十六条 (略)

2・3 (略)

4 第一百十四条の四第一項に規定する交通巡視員は、第一百十九条の二又は第一百十九条の三第一項第一号から第四号まで若しくは第二項の罪に当たる行為をした反則者があると認めるときは、第一項の例により告

きは、第一項の例により告知するものとし、当該告知をしたときは、前項の例により報告しなければならない。

別表第二(第二百二十五条、第三百十条の二関係)

反則行為の区分		反則行為に係る車両等の種類	反則金の限度額
第一百八条第一項第一号又は第三項の罪に当たる行為 (第二十二条の規定によりこれを超える速度で進行してはならないこととされている最高速度を三十キロメートル毎時(高速自動車国道等においては四十キロメートル毎時)以上超える速度で運転する行為を除く。		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

知するものとし、当該告知をしたときは、前項の例により報告しなければならない。

別表第二(第二百二十五条、第三百十条の二関係)

反則行為の区分		反則行為に係る車両等の種類	反則金の限度額
第一百八条第一項第一号又は第二項の罪に当たる行為 (第二十二条の規定によりこれを超える速度で進行してはならないこととされている最高速度を三十キロメートル毎時(高速自動車国道等においては四十キロメートル毎時)以上超える速度で運転する行為を除く。		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)



備考 (略)	第六号まで、第十号（第七十一条第一号、第四号から第五号まで、第五号の三、第五号の四若しくは第六号又は第七十一条の二に係る部分に限る。）若しくは第十二号から第十四号まで、第二項第一号若しくは第二号又は第三項の罪に当たる行為			(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)	第八号まで、第九号（第七十一条第一号、第四号から第五号まで、第五号の三、第五号の四若しくは第六号又は第七十一条の二に係る部分に限る。）、第十号、第十一号、第十二号、第十三号の二若しくは第十四号又は第二項の罪に当たる行為			(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)



改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 歩行者等の通行方法（第十条―第十五条の二）</p> <p>第二章の二 遠隔操作型小型車の使用者の義務（第十五条の三―第十五条の六）</p> <p>第三章（略）</p> <p>第四章 車両等の運転者及び使用者の義務</p> <p>第一節―第三節（略）</p> <p>第四章の二（略）</p> <p>第四章の三 特定自動運行の許可等（第七十五条の十二―第七十五条の二十九）</p> <p>第五章 道路の使用等</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第六章―第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一―八（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 歩行者の通行方法（第十条―第十五条）</p> <p>（新設）</p> <p>第三章（略）</p> <p>第四章 運転者及び使用者の義務</p> <p>第一節―第三節（略）</p> <p>第四章の二（略）</p> <p>（新設）</p> <p>第五章 道路の使用等</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第六章―第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一―八（略）</p>

九 自動車 原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転し、又は特定自動運行を行う車であつて、原動機付自転車、軽車両、移動用小型車、身体障害者用の車及び遠隔操作型小型車並びに歩行補助車、乳母車その他の歩きながら用いる小型の車で政令で定めるもの（以下「歩行補助車等」という。）以外のものをいう。

十 原動機付自転車 内閣府令で定める大きさ以下の総排気量又は定格出力を有する原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、軽車両、移動用小型車、身体障害者用の車、遠隔操作型小型車及び歩行補助車等以外のものをいう。

十一 軽車両 次に掲げるものであつて、移動用小型車、身体障害者用の車及び歩行補助車等以外のもの（遠隔操作（車から離れた場所から当該車に電気通信技術を用いて指令を与えることにより当該車の操作をすること（当該操作をする車に備えられた衝突を防止するために自動的に当該車の通行を制御する装置を使用する場合を含む。）をいう。以下同じ。）により通行させることができるものを除く。）をいう。

イ 自転車、荷車その他人若しくは動物の力により、又は他の車両に牽引され、かつ、レールによらないで運転する車（そり及び牛馬を含み、小児用の車（小児が用いる小型の車であつて、歩きながら用いるもの以外のものをいう。次号及び第三項第一号において同じ。）を除く。）

ロ (略)

十一の二 自転車 ペダル又はハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車（レールにより運転する車を除く。

九 自動車 原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、原動機付自転車、軽車両及び身体障害者用の車椅子並びに歩行補助車、小児用の車その他の小型の車で政令で定めるもの（以下「歩行補助車等」という。）以外のものをいう。

十 原動機付自転車 内閣府令で定める大きさ以下の総排気量又は定格出力を有する原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、軽車両、身体障害者用の車椅子及び歩行補助車等以外のものをいう。

十一 軽車両 次に掲げるものであつて、身体障害者用の車椅子及び歩行補助車等以外のものをいう。

イ 自転車、荷車その他人若しくは動物の力により、又は他の車両に牽引され、かつ、レールによらないで運転する車（そり及び牛馬を含む。）

ロ (略)

十一の二 自転車 ペダル又はハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車（レールにより運転する車を除く。

（であつて、身体障害者用の車、小児用の車及び歩行補助車等以外のもの（原動機を用いるものにあつては、人の力を補うため原動機を用いるものであつて内閣府令で定める基準に該当するものを含み、移動用小型車及び遠隔操作により通行させることができるものを除く。）をいう。

十一の三 移動用小型車 人の移動の用に供するための原動機を用いる小型の車（遠隔操作により通行させることができるものを除く。

）であつて、車体の大きさ及び構造が他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものとして内閣府令で定める基準に該当するもののうち、身体障害者用の車以外のものをいう。

十一の四 身体障害者用の車 身体の障害により歩行が困難な者の移動の用に供するための車（原動機を用いるものにあつては、内閣府令で定める基準に該当するものに限り、遠隔操作により通行させることができるものを除く。）をいう。

十一の五 遠隔操作型小型車 人又は物の運送の用に供するための原動機を用いる小型の車であつて遠隔操作により通行させることができるもののうち、車体の大きさ及び構造が歩行者の通行を妨げるおそれのないものとして内閣府令で定める基準に該当するものであり、かつ、内閣府令で定める基準に適合する非常停止装置を備えているものをいう。

十二～十六 （略）

十七 運転 道路において、車両又は路面電車（以下「車両等」という。）をその本来の用い方に従つて用いること（特定自動運行を行う場合を除く。）をいう。

（であつて、身体障害者用の車椅子及び歩行補助車等以外のもの（人の力を補うため原動機を用いるものであつて、内閣府令で定める基準に該当するものを含む。）をいう。

（新設）

十一の三 身体障害者用の車椅子 身体の障害により歩行が困難な者の移動の用に供するための車椅子（原動機を用いるものにあつては、内閣府令で定める基準に該当するものに限る。）をいう。

（新設）

十二～十六 （略）

十七 運転 道路において、車両又は路面電車（以下「車両等」という。）をその本来の用い方に従つて用いること（自動運行装置を使用する場合を含む。）をいう。

十七の二 特定自動運行 道路において、自動運行装置（当該自動運

行装置を備えている自動車第六十二条に規定する整備不良車両に該当することとなつたとき又は当該自動運行装置の使用が当該自動運行装置に係る使用条件（道路運送車両法第四十一条第二項に規定する条件をいう。以下同じ。）を満たさないこととなつたときに、直ちに自動的に安全な方法で当該自動車を停止させることができるものに限る。）を当該自動運行装置に係る使用条件で使用して当該自動運行装置を備えている自動車を運行すること（当該自動車の運行中の道路、交通及び当該自動車の状況に応じて当該自動車の装置を操作する者がいる場合のものを除く。）をいう。

十八 駐車 車両等が客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停止すること（貨物の積卸しのための停止で五分を超えない時間内のもの及び人の乗降のための停止を除く。）、又は車両等が停止（特定自動運行中の停止を除く。）をし、かつ、当該車両等の運転をする者（以下「運転者」という。）がその車両等を離れて直ちに運転することができない状態にあることをいう。

十九〜二十三 (略)

2 (略)

3 この法律の規定の適用については、次に掲げる者は、歩行者とする。

一 移動用小型車、身体障害者用の車、遠隔操作型小型車、小児用の車又は歩行補助車等を通行させている者（遠隔操作型小型車にあつては、遠隔操作により通行させている者を除く。）

二 (略)

(新設)

十八 駐車 車両等が客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停止すること（貨物の積卸しのための停止で五分を超えない時間内のもの及び人の乗降のための停止を除く。）、又は車両等が停止し、かつ、当該車両等の運転をする者（以下「運転者」という。）がその車両等を離れて直ちに運転することができない状態にあることをいう。

十九〜二十三 (略)

2 (略)

3 この法律の規定の適用については、次に掲げる者は、歩行者とする。

一 身体障害者用の車椅子又は歩行補助車等を通行させている者

二 (略)

(公安委員会の交通規制)

第四条 都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、信号機又は道路標識等を設置し、及び管理して、交通整理、歩行者若しくは遠隔操作型小型車（遠隔操作により道路を通行しているものに限る。）（次条から第十三条の二までにおいて「歩行者等」という。）又は車両等の通行の禁止その他の道路における交通の規制をすることができる。この場合において、緊急を要するため道路標識等を設置するいとまがないとき、その他道路標識等による交通の規制をすることが困難であると認めるときは、公安委員会は、その管理に属する都道府県警察の警察官の現場における指示により、道路標識等の設置及び管理による交通の規制に相当する交通の規制をすることができる。

2 5 (略)

(罰則 第一項後段については第百十九条第一項第一号、第二百二十一条第一項第一号及び第二号)

(警察署長等への委任)

第五条 公安委員会は、政令で定めるところにより、前条第一項に規定する歩行者等又は車両等の通行の禁止その他の交通の規制のうち、適用期間の短いものを警察署長に行わせることができる。

2 (略)

(公安委員会の交通規制)

第四条 都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、信号機又は道路標識等を設置し、及び管理して、交通整理、歩行者又は車両等の通行の禁止その他の道路における交通の規制をすることができる。この場合において、緊急を要するため道路標識等を設置するいとまがないとき、その他道路標識等による交通の規制をすることが困難であると認めるときは、公安委員会は、その管理に属する都道府県警察の警察官の現場における指示により、道路標識等の設置及び管理による交通の規制に相当する交通の規制をすることができる。

2 5 (略)

(罰則 第一項後段については第百十九条第一項第一号、第二百二十一条第一項第一号)

(警察署長等への委任)

第五条 公安委員会は、政令で定めるところにより、前条第一項に規定する歩行者等又は車両等の通行の禁止その他の交通の規制のうち、適用期間の短いものを警察署長に行なわせることができる。

2 (略)

(警察官等の交通規制)

第六条 (略)

2・3 (略)

4 警察官は、道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、当該道路につき、一時、歩行者等又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。

5 (略)

(罰則 第二項については第二百二十条第一項第一号 第四項については第百十九条第一項第一号、第百二十一条第一項第一号及び第二号)

(信号機の信号等に従う義務)

第七条 道路を通行する歩行者等又は車両等は、信号機の表示する信号又は警察官等の手信号等(前条第一項後段の場合においては、当該手信号等)に従わなければならない。

(罰則 第百十九条第一項第二号、同条第三項、第百二十一条第一項第一号及び第二号)

(通行の禁止等)

第八条 歩行者等又は車両等は、道路標識等によりその通行を禁止されている道路又はその部分を通行してはならない。

(警察官等の交通規制)

第六条 (略)

2・3 (略)

4 警察官は、道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、当該道路につき、一時、歩行者等又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。

5 (略)

(罰則 第二項については第二百二十条第一項第一号 第四項については第百十九条第一項第一号、第百二十一条第一項第一号)

(信号機の信号等に従う義務)

第七条 道路を通行する歩行者等又は車両等は、信号機の表示する信号又は警察官等の手信号等(前条第一項後段の場合においては、当該手信号等)に従わなければならない。

(罰則 第百十九条第一項第二号、同条第三項、第百二十一条第一項第一号)

(通行の禁止等)

第八条 歩行者等又は車両等は、道路標識等によりその通行を禁止されている道路又はその部分を通行してはならない。

2 6 (略)

(罰則 第一項については第百十九条第一項第二号、同条第三項、  
第百二十一条第一項第一号及び第二号 第五項については第百二十  
一条第一項第三号)

第二章 歩行者等の通行方法

(通行区分)

第十条 歩行者等は、歩道又は歩行者等の通行に十分な幅員を有する路  
側帯(次項及び次条において「歩道等」という。)と車道の区別のな  
い道路においては、道路の右側端に寄つて通行しなければならない。  
ただし、道路の右側端を通行することが危険であるときその他やむを  
得ないときは、道路の左側端に寄つて通行することができる。

2 歩行者等は、歩道等と車道の区別のある道路においては、次の各号  
に掲げる場合を除き、歩道等を通行しなければならない。

一・二 (略)

3 前項の規定により歩道を通行する歩行者等は、第六十三条の四第二  
項に規定する普通自転車通行指定部分があるときは、当該普通自転車  
通行指定部分をできるだけ避けて通行するように努めなければならない。  
い。

(行列等の通行)

第十一条 (略)

2・3 (略)

2 6 (略)

(罰則 第一項については第百十九条第一項第二号、同条第三項、  
第百二十一条第一項第一号 第五項については第百二十一条第一項  
第二号)

第二章 歩行者の通行方法

(通行区分)

第十条 歩行者は、歩道又は歩行者の通行に十分な幅員を有する路側帯  
(次項及び次条において「歩道等」という。)と車道の区別のない道  
路においては、道路の右側端に寄つて通行しなければならない。ただ  
し、道路の右側端を通行することが危険であるときその他やむを得な  
いときは、道路の左側端に寄つて通行することができる。

2 歩行者は、歩道等と車道の区別のある道路においては、次の各号に  
掲げる場合を除き、歩道等を通行しなければならない。

一・二 (略)

3 前項の規定により歩道を通行する歩行者は、第六十三条の四第二項  
に規定する普通自転車通行指定部分があるときは、当該普通自転車通  
行指定部分をできるだけ避けて通行するように努めなければならない。  
。

(行列等の通行)

第十一条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項については第百二十一条第一項第四号 第二項及び第三項については第百二十一条第一項第五号)

(横断の方法)

第十二条 歩行者等は、道路を横断しようとするときは、横断歩道がある場所の付近においては、その横断歩道によつて道路を横断しなければならぬ。

2 歩行者等は、交差点において道路標識等により斜めに道路を横断することができることとされている場合を除き、斜めに道路を横断してはならない。

(横断の禁止の場所)

第十三条 歩行者等は、車両等の直前又は直後で道路を横断してはならない。ただし、横断歩道によつて道路を横断するとき、又は信号機の表示する信号若しくは警察官等の手信号等に従つて道路を横断するときは、この限りでない。

2 歩行者等は、道路標識等によりその横断が禁止されている道路の部分においては、道路を横断してはならない。

(歩行者用道路等の特例)

第十三条の二 歩行者用道路又はその構造上車両等が入ることができないこととなつている道路を通行する歩行者等については、第十条から前条までの規定は、適用しない。

(罰則 第一項については第百二十一条第一項第三号 第二項及び第三項については第百二十一条第一項第四号)

(横断の方法)

第十二条 歩行者は、道路を横断しようとするときは、横断歩道がある場所の付近においては、その横断歩道によつて道路を横断しなければならぬ。

2 歩行者は、交差点において道路標識等により斜めに道路を横断することができることとされている場合を除き、斜めに道路を横断してはならない。

(横断の禁止の場所)

第十三条 歩行者は、車両等の直前又は直後で道路を横断してはならない。ただし、横断歩道によつて道路を横断するとき、又は信号機の表示する信号若しくは警察官等の手信号等に従つて道路を横断するときは、この限りでない。

2 歩行者は、道路標識等によりその横断が禁止されている道路の部分においては、道路を横断してはならない。

(歩行者用道路等の特例)

第十三条の二 歩行者用道路又はその構造上車両等が入ることができないこととなつている道路を通行する歩行者については、第十条から前条までの規定は、適用しない。



(歩行者と遠隔操作型小型車との関係)

第十四条の二 遠隔操作型小型車は、遠隔操作により道路を通行する場合において、歩行者の通行を妨げることとなるときは、当該歩行者に進路を譲らなければならない。

(新設)

(遠隔操作型小型車の遠隔操作を行う者の義務)

第十四条の三 遠隔操作型小型車(道路を通行しているものに限る。)

(新設)

の遠隔操作を行う者は、当該遠隔操作型小型車について遠隔操作のための装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該遠隔操作型小型車の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で通行させなければならない。

(移動用小型車等を通行させる者の義務)

第十四条の四 移動用小型車又は遠隔操作型小型車を道路において通行

(新設)

させる者は、当該移動用小型車又は遠隔操作型小型車の見やすい箇所に内閣府令で定める様式の標識を付けなければならない。

(罰則 第二百二十一条第一項第六号)

(通行方法の指示)

第十五条 警察官等は、第十条第一項若しくは第二項、第十二条若しくは第十三条の規定に違反して道路を通行している歩行者又はこれらの規定若しくは第十四条の二若しくは第十四条の三の規定に違反して道路を通行している遠隔操作型小型車の遠隔操作を行う者に対し、当該各条に規定する通行方法によるべきことを指示することができる。

(通行方法の指示)

第十五条 警察官等は、第十条第一項若しくは第二項、第十二条又は第十三条の規定に違反して道路を通行している歩行者に対し、当該各条に規定する通行方法によるべきことを指示することができる。

(罰則 第二百一十一条第一項第七号)

(遠隔操作型小型車に対する危険防止等の措置)

第十五条の二 警察官等は、遠隔操作により道路を通行している遠隔操作型小型車が著しく道路における交通の危険を生じさせ、又は交通の妨害となるおそれがあり、かつ、急を要すると認めるときは、道路における交通の危険を防止し、又は交通の妨害を排除するため必要な限度において、当該遠隔操作型小型車を停止させ、又は移動させることができる。

第二章の二 遠隔操作型小型車の使用者の義務

(遠隔操作による通行の届出)

第十五条の三 遠隔操作型小型車(遠隔操作により道路において通行させるものに限る。以下この項及び次条において同じ。)の使用者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を当該遠隔操作型小型車を遠隔操作により通行させようとする場所を管轄する公安委員会に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

一 遠隔操作型小型車の使用者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 遠隔操作型小型車を遠隔操作により通行させようとする場所

三 遠隔操作型小型車の遠隔操作を行う場所の所在地及び連絡先並びに遠隔操作のための装置、人員その他の体制

(罰則 第二百一十一条第一項第五号)

(新設)

(新設)

(新設)

四 運送される人又は物の別及び当該人又は物の運送の方法

五 非常停止装置の位置及び形状

六 遠隔操作型小型車の仕様に関する事項として内閣府令で定める事項

2 前項の規定による届出には、当該届出をする者に係る住民票の写し又は登記事項証明書、当該届出に係る遠隔操作型小型車の仕様を示す書面その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

3 公安委員会は、第一項前段の規定による届出があつたときは、当該届出をした者を識別するための番号、記号その他の符号（次条において「届出番号等」という。）をその者に通知しなければならない。

（罰則 第一項については第百十九条の二の二第一号、第百二十三条）

（届出番号等の表示義務）

第十五条の四 前条第一項前段の規定による届出をした遠隔操作型小型車の使用者は、内閣府令で定めるところにより、同条第三項の規定により通知された届出番号等を遠隔操作型小型車の見やすい箇所に表示しなければならない。

（報告及び検査）

第十五条の五 公安委員会は、この章の規定の施行に必要な限度において、遠隔操作型小型車の使用者に対し、遠隔操作型小型車の遠隔操作による道路における通行に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に、第十五条の三第一項第三号に規定する場所その他の遠隔

（新設）

（新設）

操作型小型車の使用者の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により警察職員が立ち入るときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(罰則 第一項については第百十九条の二の三第一号、第百二十三条)

(遠隔操作型小型車の使用者に対する指示)

第十五条の六 公安委員会は、遠隔操作型小型車の使用者又はその使用する者が遠隔操作型小型車の遠隔操作による道路における通行に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反した場合において、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるときは、当該遠隔操作型小型車の使用者に対し、遠隔操作型小型車の遠隔操作による道路における通行に必要な措置をとるべきこと(措置をとるまでの間、遠隔操作型小型車の遠隔操作による道路の通行を停止させることを含む。)を指示することができる。

(罰則 第百十九条の二の二第二号、第百二十三条)

(軽車両の路側帯通行)

2 第十七条の二 (略)

(新設)

(軽車両の路側帯通行)

2 第十七条の二 (略)

(罰則 第二項については第百二十一条第一項第八号)

(軽車両の並進の禁止)

第十九条 (略)

(罰則 第百二十一条第一項第八号)

(軌道敷内の通行)

第二十一条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第百二十一条第一項第八号)

(道路外に出る場合の方法)

第二十五条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項及び第二項については第百二十一条第一項第八号)

第三項については第百二十条第一項第二号)

(踏切の通過)

第三十三条 (略)

2 (略)

3 車両等の運転者は、故障その他の理由により踏切において当該車両等を運転することができなくなつたときは、直ちに非常信号を行なう等を踏切に故障その他の理由により停止している車両等があることを鉄道若しくは軌道の係員又は警察官に知らせるための措置を講ずるとも

(罰則 第二項については第百二十一条第一項第六号)

(軽車両の並進の禁止)

第十九条 (略)

(罰則 第百二十一条第一項第六号)

(軌道敷内の通行)

第二十一条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第百二十一条第一項第六号)

(道路外に出る場合の方法)

第二十五条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項及び第二項については第百二十一条第一項第六号)

第三項については第百二十条第一項第二号)

(踏切の通過)

第三十三条 (略)

2 (略)

3 車両等の運転者は、故障その他の理由により踏切において当該車両等を運転することができなくなつたときは、直ちに非常信号を行なう等を踏切に故障その他の理由により停止している車両等があることを鉄道若しくは軌道の係員又は警察官に知らせるための措置を講ずるとも

に、当該車両等を踏切以外の場所に移動するため必要な措置を講じなければならない。

(罰則 (略) )

(左折又は右折)

第三十四条 (略)

2 5 6 (略)

(罰則 第一項から第五項までについては第二百二十一条第一項第八号 第六項については第二百二十条第一項第二号)

(環状交差点における左折等)

第三十五条の二 (略)

2 (略)

(罰則 第二百二十一条第一項第八号)

(消防用車両の優先等)

第四十一条の二 交差点又はその付近において、消防用車両(消防用自動車以外の消防の用に供する車両で、消防用務のため、政令で定めるところにより、運転中のものをいう。以下この条及び第七十五条の十二第二項において同じ。)が接近してきたときは、車両等(車両にあつては、緊急自動車及び消防用車両を除く。)は、交差点を避けて一時停止しなければならない。

2 5 4 (略)

(罰則 (略) )

もに、当該車両等を踏切以外の場所に移動するため必要な措置を講じなければならない。

(罰則 (略) )

(左折又は右折)

第三十四条 (略)

2 5 6 (略)

(罰則 第一項から第五項までについては第二百二十一条第六号 第六項については第二百二十条第一項第二号)

(環状交差点における左折等)

第三十五条の二 (略)

2 (略)

(罰則 第二百二十一条第六号)

(消防用車両の優先等)

第四十一条の二 交差点又はその付近において、消防用車両(消防用自動車以外の消防の用に供する車両で、消防用務のため、政令で定めるところにより、運転中のものをいう。以下この条において同じ。)が接近してきたときは、車両等(車両にあつては、緊急自動車及び消防用車両を除く。)は、交差点を避けて一時停止しなければならない。

2 5 4 (略)

(罰則 (略) )

(停車及び駐車を禁止する場所)

第四十四条 (略)

2 (略)

(罰則 第一項については第百十九条の二の四第一項第一号、同条第三項、第百十九条の三第一項第一号、同条第三項)

(駐車を禁止する場所)

第四十五条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項及び第二項については第百十九条の二の四第一項第一号、同条第三項、第百十九条の三第一項第一号、同条第三項)

(高齢運転者等標章自動車の停車又は駐車の特例)

第四十五条の二 (略)

2・5 (略)

(罰則 第四項については第百二十一条第一項第十号)

(停車又は駐車の方法)

第四十七条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項については第百十九条の三第一項第四号 第二項及び第三項については第百十九条の二の四第一項第二号、第百十九条の三第一項第四号)

(停車及び駐車を禁止する場所)

第四十四条 (略)

2 (略)

(罰則 第一項については第百十九条の二の二第一項第一号、同条第三項、第百十九条の三第一項第一号、同条第三項)

(駐車を禁止する場所)

第四十五条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項及び第二項については第百十九条の二の二第一項第一号、同条第三項、第百十九条の三第一項第一号、同条第三項)

(高齢運転者等標章自動車の停車又は駐車の特例)

第四十五条の二 (略)

2・5 (略)

(罰則 第四項については第百二十一条第一項第八号)

(停車又は駐車の方法)

第四十七条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項については第百十九条の三第一項第四号 第二項及び第三項については第百十九条の二の二第一項第二号、第百十九条の三第一項第四号)

(停車又は駐車の方法の特例)

第四十八条 (略)

(罰則 第一百十九条の二の四第一項第一号、同条第三項、第一百十九条の三第一項第一号、同条第三項)

(時間制限駐車区間における駐車の方法等)

第四十九条の三 (略)

2と4 (略)

(罰則 第二項については第一百十九条の三第一項第一号、同条第三項 第三項については第一百十九条の二の四第一項第一号、同条第三項、第一百十九条の三第一項第一号、同条第三項 第四項については第一百十九条の三第一項第三号、同条第三項)

(高齢運転者等専用時間制限駐車区間における駐車禁止)

第四十九条の四 (略)

(罰則 第一百十九条の二の四第一項第一号、同条第三項、第一百十九条の三第一項第一号、同条第三項)

(違法駐車に対する措置)

第五十一条 車両が第四十四条第一項、第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条第二項若しくは第三項、第四十八条、第四十九条の三第二項若しくは第三項、第四十九条の四若しくは第四十九条の五後段の規定に違反して駐車していると認められるとき、又は第四十九条第

(停車又は駐車の方法の特例)

第四十八条 (略)

(罰則 第一百十九条の二の二第一項第一号、同条第三項、第一百十九条の三第一項第一号、同条第三項)

(時間制限駐車区間における駐車の方法等)

第四十九条の三 (略)

2と4 (略)

(罰則 第二項については第一百十九条の三第一項第一号、同条第三項 第三項については第一百十九条の二の二第一項第一号、同条第三項、第一百十九条の三第一項第一号、同条第三項 第四項については第一百十九条の三第一項第三号、同条第三項)

(高齢運転者等専用時間制限駐車区間における駐車禁止)

第四十九条の四 (略)

(罰則 第一百十九条の二の二第一項第一号、同条第三項、第一百十九条の三第一項第一号、同条第三項)

(違法駐車に対する措置)

第五十一条 車両が第四十四条第一項、第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条第二項若しくは第三項、第四十八条、第四十九条の三第二項若しくは第三項、第四十九条の四若しくは第四十九条の五後段の規定に違反して駐車していると認められるとき、又は第四十九条第



一項のパーキング・チケット発給設備を設置する時間制限駐車区間において駐車している場合において当該車両に当該パーキング・チケット発給設備により発給を受けたパーキング・チケットが掲示されておらず、かつ、第四十九条の三第四項の規定に違反していると認められるとき(第五十一条の四第一項及び第七十五条の二十二第三項において「違法駐車と認められる場合」と総称する。)は、警察官等は、当該車両の運転者その他当該車両の管理について責任がある者(以下この条において「運転者等」という。)に対し、当該車両の駐車の方法を変更し、若しくは当該車両を当該駐車が禁止されている場所から移動すべきこと又は当該車両を当該時間制限駐車区間の当該車両が駐車している場所から移動すべきことを命ずることができる。

2～22 (略)

(罰則 (略) )

(車両移動保管関係事務の委託)

第五十一条の三 (略)

2 (略)

(罰則 第二項については第百七条の四第一項第一号)

(放置違反金)

第五十一条の四 (略)

2～18 (略)

(罰則 第二項については第百二十一条第一項第十号)

一項のパーキング・チケット発給設備を設置する時間制限駐車区間において駐車している場合において当該車両に当該パーキング・チケット発給設備により発給を受けたパーキング・チケットが掲示されておらず、かつ、第四十九条の三第四項の規定に違反していると認められるとき(第五十一条の四第一項において「違法駐車と認められる場合」と総称する。)は、警察官等は、当該車両の運転者その他当該車両の管理について責任がある者(以下この条において「運転者等」という。)に対し、当該車両の駐車の方法を変更し、若しくは当該車両を当該駐車が禁止されている場所から移動すべきこと又は当該車両を当該時間制限駐車区間の当該車両が駐車している場所から移動すべきことを命ずることができる。

2～22 (略)

(罰則 (略) )

(車両移動保管関係事務の委託)

第五十一条の三 (略)

2 (略)

(罰則 第二項については第百七条の四第一号)

(放置違反金)

第五十一条の四 (略)

2～18 (略)

(罰則 第二項については第百二十一条第一項第八号)

(国家公安委員会への報告等)

第五十一条の六 (略)

- 2 国家公安委員会は、前項前段の規定により、督促をした旨の報告を受けたときは、当該報告に係る事項（内閣府令で定めるものに限る。）を国土交通大臣等（国土交通大臣若しくはその権限の委任を受けた地方運輸局長、運輸監理部長若しくは運輸支局長又は軽自動車検査協会（道路運送車両法第五章の二の規定により設立された軽自動車検査協会をいう。）をいう。次条及び第七十五条の十三第二項第一号において同じ。）に通知するものとする。当該督促に係る納付命令を取り消した旨の報告を受けたときも、同様とする。

(確認事務の委託)

第五十一条の八 (略)

- 2 (略)
- 3 次の各号のいずれかに該当する法人は、登録を受けることができない。
  - い。
  - 一 (略)
  - 二 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第七十五条の十四において同じ。）のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

イ (略)

(国家公安委員会への報告等)

第五十一条の六 (略)

- 2 国家公安委員会は、前項前段の規定により、督促をした旨の報告を受けたときは、当該報告に係る事項（内閣府令で定めるものに限る。）を国土交通大臣等（国土交通大臣若しくはその権限の委任を受けた地方運輸局長、運輸監理部長若しくは運輸支局長又は軽自動車検査協会（道路運送車両法第五章の二の規定により設立された軽自動車検査協会をいう。）をいう。次条において同じ。）に通知するものとする。当該督促に係る納付命令を取り消した旨の報告を受けたときも、同様とする。

(確認事務の委託)

第五十一条の八 (略)

- 2 (略)
- 3 次の各号のいずれかに該当する法人は、登録を受けることができない。
  - い。
  - 一 (略)
  - 二 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

イ (略)

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、又は第百十九条の二の四第二項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

ハ〜ヘ (略)

4〜7 (略)

(放置車両確認機関)

第五十一条の十二 (略)

2〜8 (略)

(罰則 第六項については第百十七条の四第一項第一号)

(放置違反金関係事務の委託)

第五十一条の十五 (略)

2 (略)

(罰則 第二項については第百十七条の四第一項第一号)

(警告器の使用等)

第五十四条 (略)

2 (略)

(罰則 第一項については第百二十条第一項第六号、同条第三項

第二項については第百十七条の二第二項第四号、第百十七条の二の

二第二項第八号ト、第百二十一条第一項第九号)

(乗車又は積載の方法)

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、又は第百十九条の二の二第二項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

ハ〜ヘ (略)

4〜7 (略)

(放置車両確認機関)

第五十一条の十二 (略)

2〜8 (略)

(罰則 第六項については第百十七条の四第一号)

(放置違反金関係事務の委託)

第五十一条の十五 (略)

2 (略)

(罰則 第二項については第百十七条の四第一号)

(警告器の使用等)

第五十四条 (略)

2 (略)

(罰則 第一項については第百二十条第一項第六号、同条第三項

第二項については第百十七条の二第二項第四号、第百十七条の二の

二第二項第八号ト、第百二十一条第一項第七号)

(乗車又は積載の方法)

第五十五条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項及び第二項については第百二十条第二項第一号、第百二十三条 第三項については第百二十一条第一項第九号)

(車両の検査等)

第六十三条 (略)

2・8 (略)

(罰則 第一項前段については第百十九条第一項第十一号 第二項については第百十九条第一項第十二号 第七項については第百二十一条第一項第十号)

(自転車道の通行区分)

第六十三条の三 (略)

(罰則 第百二十一条第一項第八号)

(普通自転車の歩道通行)

第六十三条の四 (略)

2 (略)

(罰則 第二項については第百二十一条第一項第八号)

(自転車の通行方法の指示)

第六十三条の八 (略)

(罰則 第百二十一条第一項第七号)

第五十五条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項及び第二項については第百二十条第二項第一号、第百二十三条 第三項については第百二十一条第一項第七号)

(車両の検査等)

第六十三条 (略)

2・8 (略)

(罰則 第一項前段については第百十九条第一項第十一号 第二項については第百十九条第一項第十二号 第七項については第百二十一条第一項第八号)

(自転車道の通行区分)

第六十三条の三 (略)

(罰則 第百二十一条第一項第六号)

(普通自転車の歩道通行)

第六十三条の四 (略)

2 (略)

(罰則 第二項については第百二十一条第一項第六号)

(自転車の通行方法の指示)

第六十三条の八 (略)

(罰則 第百二十一条第一項第五号)

(自転車等の運転者等の遵守事項)

第六十三条の十一 自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。

2 自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

3 児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児が自転車を運転するときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

第四章 車両等の運転者及び使用者の義務

(運転者の遵守事項)

第七十一条 車両等の運転者は、次に掲げる事項を守らなければならない。  
い。

一 (略)

二 身体障害者用の車が通行しているとき、目が見えない者が第十四条第一項の規定に基づく政令で定めるつえを携え、若しくは同項の規定に基づく政令で定める盲導犬を連れて通行しているとき、耳が聞こえない者若しくは同条第二項の規定に基づく政令で定める程度の身体の障害のある者が同項の規定に基づく政令で定めるつえを携えて通行しているとき、又は監護者が付き添わない児童若しくは幼児が歩行しているときは、一時停止し、又は徐行して、その通行又は歩行を妨げないようにすること。

(児童又は幼児を保護する責任のある者の遵守事項)

第六十三条の十一 (新設)

(新設)

児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

第四章 運転者及び使用者の義務

(運転者の遵守事項)

第七十一条 車両等の運転者は、次に掲げる事項を守らなければならない。  
い。

一 (略)

二 身体障害者用の車椅子が通行しているとき、目が見えない者が第十四条第一項の規定に基づく政令で定めるつえを携え、若しくは同項の規定に基づく政令で定める盲導犬を連れて通行しているとき、耳が聞こえない者若しくは同条第二項の規定に基づく政令で定める程度の身体の障害のある者が同項の規定に基づく政令で定めるつえを携えて通行しているとき、又は監護者が付き添わない児童若しくは幼児が歩行しているときは、一時停止し、又は徐行して、その通行又は歩行を妨げないようにすること。

二の二〇六 (略)

(罰則 第一号、第四号から第五号まで、第五号の三、第五号の四及び第六号については第百二十条第一項第十号 第二号、第二号の三及び第三号については第百十九条第一項第十五号 第五号の五については第百十七条の四第一項第二号、第百十八条第一項第二号)

(自動運行装置を備えている自動車の運転者の遵守事項等)

第七十一条の四の二 自動運行装置を備えている自動車の運転者は、当該自動運行装置に係る使用条件を満たさない場合においては、当該自動運行装置を使用して当該自動車を運転してはならない。

2 (略)

(罰則 (略) )

(初心運転者標識等の表示義務)

第七十一条の五 (略)

2〇4 (略)

(罰則 第一項から第三項までについては第百二十一条第一項第十号、同条第三項)

第七十一条の六 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項及び第二項については第百二十一条第一項第十一号

二の二〇六 (略)

(罰則 第一号、第四号から第五号まで、第五号の三、第五号の四及び第六号については第百二十条第一項第十号 第二号、第二号の三及び第三号については第百十九条第一項第十五号 第五号の五については第百十七条の四第二号、第百十八条第一項第二号)

(自動運行装置を備えている自動車の運転者の遵守事項等)

第七十一条の四の二 自動運行装置を備えている自動車の運転者は、当該自動運行装置に係る使用条件(道路運送車両法第四十一条第二項に規定する条件をいう。次項第二号において同じ。)を満たさない場合においては、当該自動運行装置を使用して当該自動車を運転してはならない。

2 (略)

(罰則 (略) )

(初心運転者標識等の表示義務)

第七十一条の五 (略)

2〇4 (略)

(罰則 第一項から第三項までについては第百二十一条第一項第九号、同条第三項)

第七十一条の六 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項及び第二項については第百二十一条第一項第九号、

、同条第三項)

(交通事故の場合の措置)

第七十二条 交通事故があつたときは、当該交通事故に係る車両等の運転者その他の乗務員(以下この節において「運転者等」という。)は、直ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該車両等の運転者(運転者が死亡し、又は負傷したためやむを得ないときは、その他の乗務員。次項において同じ。)は、警察官が現場にいるときは当該警察官に、警察官が現場にいないときは直ちに最寄りの警察署(派出所又は駐在所を含む。同項において同じ。)の警察官に当該交通事故が発生した日時及び場所、当該交通事故における死傷者の数及び負傷者の負傷の程度並びに損壊した物及びその損壊の程度、当該交通事故に係る車両等の積載物並びに当該交通事故について講じた措置(第七十五条の二十三第一項及び第三項において「交通事故発生日時等」という。)を報告しなければならない。

2 前項後段の規定により報告を受けた最寄りの警察署の警察官は、負傷者を救護し、又は道路における危険を防止するため必要があると認めるときは、当該報告をした運転者に対し、警察官が現場に到着するまで現場を去つてはならない旨を命ずることができる。

3・4 (略)

(罰則 第一項前段については第一百七十七条第一項、同条第二項、第一百七十七条の五第一項第一号 第一項後段については第一百九条第一項第十七号 第二項については第二百二十条第一項第十一号)

同条第三項)

(交通事故の場合の措置)

第七十二条 交通事故があつたときは、当該交通事故に係る車両等の運転者その他の乗務員(以下この節において「運転者等」という。)は、直ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該車両等の運転者(運転者が死亡し、又は負傷したためやむを得ないときは、その他の乗務員。以下次項において同じ。)は、警察官が現場にいるときは当該警察官に、警察官が現場にいないときは直ちに最寄りの警察署(派出所又は駐在所を含む。以下次項において同じ。)の警察官に当該交通事故が発生した日時及び場所、当該交通事故における死傷者の数及び負傷者の負傷の程度並びに損壊した物及びその損壊の程度、当該交通事故に係る車両等の積載物並びに当該交通事故について講じた措置を報告しなければならない。

2 前項後段の規定により報告を受けたもよりの警察署の警察官は、負傷者を救護し、又は道路における危険を防止するため必要があると認めるときは、当該報告をした運転者に対し、警察官が現場に到着するまで現場を去つてはならない旨を命ずることができる。

3・4 (略)

(罰則 第一項前段については第一百七十七条第一項、同条第二項、第一百七十七条の五第一号 第一項後段については第一百九条第一項第十七号 第二項については第二百二十条第一項第十一号)

(自動車の使用者の義務等)

第七十五条 (略)

2・11 (略)

(罰則 第一項第一号については第百十七条の二の二第二項第一号、第百二十三号 第一項第二号及び第五号については第百十八号第二項第三号、第百二十三号 第一項第三号については第百十七号の二第二項第一号、第百十七号の二の二第二項第二号、第百二十三号 第一項第四号については第百十七号の二第二項第二号、第百十七号の二の二第二項第三号、第百二十三号 第一項第六号については第百十八号第二項第四号、第百十九号第二項第四号、第百二十三号 第一項第七号については第百十九号の二の四第二項、第百二十三号 第二項については第百十九号第二項第五号、第百二十三号 第十一項については第百二十一条第一項第十号)

第七十五条の二 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項及び第二項については第百十九号第二項第五号、第百二十三号 第三項については第百二十一条第一項第十号)

(通則)

第七十五条の二三 高速自動車国道及び自動車専用道路における自動車の交通方法等については、前各章に定めるもののほか、この章の定めるところによる。

(自動車の使用者の義務等)

第七十五条 (略)

2・11 (略)

(罰則 第一項第一号については第百十七号の二の二第二項第一号、第百二十三号 第一項第二号及び第五号については第百十八号第二項第三号、第百二十三号 第一項第三号については第百十七号の二第二項第一号、第百十七号の二の二第二項第二号、第百二十三号 第一項第四号については第百十七号の二第二項第二号、第百十七号の二の二第二項第三号、第百二十三号 第一項第六号については第百十八号第二項第四号、第百十九号第二項第四号、第百二十三号 第一項第七号については第百十九号の二の二第二項、第百二十三号 第二項については第百十九号第二項第五号、第百二十三号 第十一項については第百二十一条第一項第八号)

第七十五条の二 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項及び第二項については第百十九号第二項第五号、第百二十三号 第三項については第百二十一条第一項第八号)

(通則)

第七十五条の二三 高速自動車国道及び自動車専用道路における自動車の交通方法等については、前四章に定めるもののほか、この章の定めるところによる。



(本線車道の出入の方法)

第七十五条の七 (略)

2 (略)

(罰則 第二百二十一条第一項第八号)

(停車及び駐車の禁止)

第七十五条の八 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項については第一百七十七条の二第一項第四号、第一百七十七条の二の二第二項第八号又、第一百九条の二の四第一項第二号、第一百九条の三第一項第四号 第二項については第一百九条第一項第七号)

第四章の三 特定自動運行の許可等

(特定自動運行の許可)

第七十五条の十二 特定自動運行を行おうとする者は、特定自動運行を行おうとする場所を管轄する公安委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を公安委員会に提出しなければならない。

一 特定自動運行を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名並びにその役員の氏名及び住所

(本線車道の出入の方法)

第七十五条の七 (略)

2 (略)

(罰則 第二百二十一条第一項第六号)

(停車及び駐車の禁止)

第七十五条の八 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項については第一百七十七条の二第一項第四号、第一百七十七条の二の二第二項第八号又、第一百九条の二の二第一項第二号、第一百九条の三第一項第四号 第二項については第一百九条第一項第七号)

(新設)

(新設)

二 次に掲げる事項を記載した特定自動運行に関する計画（以下「特定自動運行計画」という。）

イ 特定自動運行に使用する自動車（以下「特定自動運行用自動車」という。）の型式、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号、自動運行装置に係る使用条件その他の内閣府令で定める特定自動運行用自動車に関する事項

ロ 特定自動運行に関する次に掲げる事項

(1) 特定自動運行の経路

(2) 特定自動運行を行う日及び時間帯

(3) 特定自動運行により運送される人又は物

(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

ハ 特定自動運行を管理する場所の所在地及び連絡先

ニ この法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分により特定自動運行実施者（第七十五条の十六第一項に規定する特定自動運行実施者をいう。次条第一項第三号において同じ。）又は特定自動運行業務従事者（第七十五条の十九第一項に規定する特定自動運行業務従事者をいう。次条第一項第三号において同じ。）が実施しなければならない措置に関する次に掲げる事項

(1) 第七十五条の十九第一項に規定する教育の具体的内容及びその実施方法

(2) 第七十五条の十九第二項の規定による特定自動運行主任者の指定及び同条第三項の規定による現場措置業務実施者の指定の方法

(3) 第七十五条の二十第一項に規定する措置の実施方法及び当該措置を講ずるための装置、人員その他の体制

(4) 第七十五条の二十第二項の規定による表示の具体的方法

(5) 第七十五条の二十一、第七十五条の二十二及び第七十五条の二十三第一項から第三項までの規定による措置を講ずるための設備、人員その他の体制及び当該措置の手順

(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

3| 前項の申請書には、特定自動運行用自動車の自動車検査証記録事項（道路運送車両法第五十八条第二項に規定する自動車検査証記録事項をいう。）が記載された書面その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

（罰則 第一項については第一百七十七条の二第二項第三号及び第四号、第二百二十三条）

（特定自動運行の許可基準等）

第七十五条の十三 公安委員会は、前条第一項の許可をしようとするときは、同条第二項の規定により提出を受けた申請書に記載された特定自動運行計画が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

一 特定自動運行計画に係る特定自動運行用自動車が特定自動運行を行うことができるものであること。

二 特定自動運行計画に従って行われる特定自動運行が当該特定自動運行用自動車の自動運行装置に係る使用条件を満たすものであること。

（新設）

三 第七十五条の十九から第七十五条の二十二まで及び第七十五条の二十三第一項から第三項までの規定による措置その他のこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分により特定自動運行実施者又は特定自動運行業務従事者が実施しなければならぬ措置の円滑かつ確実な実施が見込まれるものであること。

四 特定自動運行計画に従って行われる特定自動運行（道路において当該特定自動運行が終了した場合を含む。）が他の交通に著しく支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること。

五 特定自動運行計画に従って行われる特定自動運行が人又は物の運送を目的とするものであつて、当該運送が地域住民の利便性又は福祉の向上に資すると認められるものであること。

2 公安委員会は、前条第一項の許可をしようとするときは、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該事項について、当該各号に定める者の意見を聴かなければならない。

一 前項第一号及び第二号に掲げる事項 国土交通大臣等

二 前項第五号に掲げる事項 前条第二項第二号ロ(1)に規定する経路をその区域に含む市町村（特別区を含む。）の長

（欠格事由）

第七十五条の十四 公安委員会は、第七十五条の十二第一項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その許可をしてはならない。

一 第七十五条の二十七第一項の規定により許可を取り消され、その

（新設）

取消の日から五年を経過していない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現にその法人の役員として在任した者で当該取消の日から五年を経過していないものを含む。）であるとき。

二 法人である場合において、その法人の役員が前号に該当する者であるとき。

（許可の条件）

第七十五条の十五 公安委員会は、第七十五条の十二第一項の許可をする場合において、必要があると認めるときは、当該許可に道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を付することができる。

2 公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため特別の必要が生じたときは、前項の規定により付した条件を変更し、又は新たに条件を付することができる。

（許可事項の変更）

第七十五条の十六 第七十五条の十二第一項の許可を受けた者（以下「特定自動運行実施者」という。）は、特定自動運行計画を変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、公安委員会の許可を受けなければならない。ただし、内閣府令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 第七十五条の十三及び前条の規定は、前項の許可について準用する

（新設）

（新設）

3| 特定自動運行実施者は、第一項ただし書に規定する内閣府令で定める軽微な変更をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公安委員会に届け出なければならない。

4| 特定自動運行実施者は、第七十五条の十二第二項第一号に掲げる事項を変更したときは、内閣府令で定めるところにより、変更の日から三十日以内に、公安委員会に届け出なければならない。

(罰則 第一項については第一百七条の二第二項第四号及び第五号、第二百二十三条 第三項及び第四項については第一百九条の二の三第二号、第二百二十三条)

(公示)

第七十五条の十七 公安委員会は、第七十五条の十二第一項又は前条第一項の許可をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(特定自動運行計画等の遵守)

第七十五条の十八 特定自動運行は、第七十五条の十二第一項の許可を受けた特定自動運行計画(第七十五条の十六第一項又は第三項の規定による変更の許可又は届出があつたときは、その変更後のもの。第七十五条の二十七第一項第二号において同じ。)及び第七十五条の十五第一項(第七十五条の十六第二項において準用する場合を含む。)の規定により付された条件(第七十五条の十五第二項(第七十五条の十六第二項において準用する場合を含む。))の規定により変更され、又

(新設)

(新設)

は新たに付された条件を含む。)に従わなければならない。

(罰則 第一百七十七条の四第二項、第二百二十三条)

(特定自動運行を行う前の措置)

第七十五条の十九 特定自動運行実施者は、次項の規定により指定した特定自動運行主任者、第三項の規定により指定した現場措置業務実施者その他の特定自動運行のために使用する者(以下「特定自動運行業務従事者」という。)に対し、第七十五条の二十一、第七十五条の二十二及び第七十五条の二十三第一項から第三項までの規定による措置その他のこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分により特定自動運行業務従事者が実施しなければならない措置を円滑かつ確実に実施させるため、内閣府令で定めるところにより教育を行わなければならない。

2 特定自動運行実施者は、特定自動運行を行うときは、第七十五条の二十一、第七十五条の二十二並びに第七十五条の二十三第一項及び第三項の規定による措置その他のこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分により特定自動運行主任者が実施しなければならない措置を講じさせるため、当該措置を講ずるために必要な適性について内閣府令で定める要件を備える者のうちから、特定自動運行主任者を指定しなければならない。

3 特定自動運行実施者は、次条第一項第一号に規定する措置を講じて特定自動運行を行うときは、第七十五条の二十三第一項及び第二項の規定による措置を講じさせるため、現場措置業務実施者を指定しなければならない。

(新設)

(特定自動運行中の遵守事項)

第七十五条の二十 特定自動運行実施者は、特定自動運行中の特定自動運行用自動車について、次の各号のいずれかの措置を講じなければならない。

一 当該特定自動運行用自動車の周囲の道路及び交通の状況並びに当該特定自動運行用自動車の状況を映像及び音声により確認することができる装置で内閣府令で定めるものを第七十五条の十二第二項第二号ハに規定する場所に備え付け、かつ、当該場所に特定自動運行主任者を配置する措置

二 第七十五条の二十三第三項の規定による措置その他の措置を講じさせるため、特定自動運行主任者を当該特定自動運行用自動車に乗車させる措置

2 特定自動運行実施者は、特定自動運行を行っているときは、内閣府令で定めるところにより、当該特定自動運行用自動車の見やすい箇所に特定自動運行中である旨を表示しなければならない。

(特定自動運行主任者の義務)

第七十五条の二十一 前条第一項第一号の規定により配置された特定自動運行主任者は、当該特定自動運行用自動車が特定自動運行を行っているときは、同号に規定する装置の作動状態を監視していなければならない。この場合において、当該装置が正常に作動していないことを認めるときは、当該特定自動運行主任者は、直ちに、当該特定自動運行を終了させるための措置を講じなければならない。

(新設)

(新設)



2| 特定自動運行主任者は、道路において特定自動運行が終了したときは、直ちに、次条又は第七十五条の二十三第一項若しくは第三項の規定による措置その他のこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分により特定自動運行主任者が実施しなければならない措置を講ずべき事由の有無を確認しなければならない。

(特定自動運行が終了した場合の措置)

第七十五条の二十二 特定自動運行主任者は、特定自動運行が終了した場合において、当該特定自動運行用自動車又は当該特定自動運行主任者に対し次の各号のいずれかの措置又は命令が行われているときは、直ちに、当該特定自動運行用自動車を当該措置又は命令に従って通行させるため必要な措置を講じなければならない。

- 一| 第四条第一項後段に規定する警察官の現場における指示
  - 二| 第六条第一項の規定による警察官等の交通整理
  - 三| 第七十五条の二十四の規定により読み替えて適用する第六条第二項の規定による警察官の禁止、制限又は命令
  - 四| 第七十五条の二十四の規定により読み替えて適用する第六条第三項の規定による警察官の指示
  - 五| 第六条第四項の規定による警察官の禁止又は制限
  - 六| 第七十五条の二十四の規定により読み替えて適用する第七十五条の三の規定による警察官の禁止、制限又は命令
- 2| 特定自動運行主任者は、特定自動運行が終了した場合において、当該特定自動運行用自動車に緊急自動車若しくは消防用車両が接近し、

(新設)

又は当該特定自動運行用自動車の付近に緊急自動車若しくは消防用車両があるときは、直ちに、当該特定自動運行用自動車が当該緊急自動車又は消防用車両の通行を妨げないようにするために必要な措置を講じなければならない。

3 特定自動運行主任者は、特定自動運行が終了した場合において、当該特定自動運行用自動車が違法駐車と認められる場合は、直ちに、当該特定自動運行用自動車の駐車の方法を変更し、又は当該特定自動運行用自動車を当該場所から移動するため必要な措置を講じなければならない。

(特定自動運行において交通事故があつた場合の措置)

第七十五条の二十三 特定自動運行（道路において当該特定自動運行が終了した場合を含む。第三項及び第六項並びに第一百七条第三項において同じ。）において特定自動運行用自動車（第七十五条の二十第一項第一号に規定する措置が講じられたものに限る。）に係る交通事故があつたときは、同号の規定により配置された特定自動運行主任者は、直ちに当該交通事故の現場の最寄りの消防機関に通報する措置及び現場措置業務実施者を当該交通事故の現場に向かわせる措置（当該交通事故による人の死傷がないことが明らかでない場合にあつては、現場措置業務実施者を当該交通事故の現場に向かわせる措置）を講じなければならない。この場合において、当該特定自動運行用自動車の特定自動運行主任者は、直ちに当該交通事故の現場の最寄りの警察署（派出所又は駐在所を含む。第三項及び第四項において同じ。）の警察官に交通事故発生日時等を報告しなければならない。

(新設)

- 2 前項に規定する交通事故の現場に到着した現場措置業務実施者は、当該交通事故の現場において、道路における危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。
- 3 特定自動運行において特定自動運行用自動車（第七十五条の二十第一項第二号に規定する措置が講じられたものに限る。）に係る交通事故があつたときは、当該交通事故に係る特定自動運行用自動車に同号の規定により乗車させられた特定自動運行主任者その他の乗務員（第五項において「特定自動運行主任者等」という。）は、直ちに、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならぬ。この場合において、当該特定自動運行用自動車の特定自動運行主任者（特定自動運行主任者が死亡し、又は負傷したためやむを得ないときは、その他の乗務員。次項において同じ。）は、警察官が現場にいるときは当該警察官に、警察官が現場にいないときは直ちに最寄りの警察署の警察官に交通事故発生日時等を報告しなければならない。
- 4 前項後段の規定により報告を受けた最寄りの警察署の警察官は、負傷者を救護し、又は道路における危険を防止するため必要があると認めるときは、当該報告をした特定自動運行主任者に対し、警察官が現場に到着するまで現場を去つてはならない旨を命ずることができる。
- 5 前三項の場合において、当該交通事故の現場にある警察官は、当該交通事故の現場にある現場措置業務実施者又は特定自動運行主任者等に対し、負傷者を救護し、又は道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な指示をすることができる。
- 6 第七十二条の二及び第七十三条の規定は、特定自動運行において交

通事故があつた場合について準用する。この場合において、第七十二条の二第一項中「前条第三項」とあるのは「第七十五条の二十三第五項」と、「の運転者等」とあるのは「に係る現場措置業務実施者（第七十五条の十九第三項に規定する現場措置業務実施者をいう。以下同じ。）又は特定自動運行主任者等（第七十五条の二十三第三項に規定する特定自動運行主任者等をいう。以下同じ。）」と、「同項」とあるのは「同条第五項」と、「現場」とあるのは「当該交通事故の現場」と、第七十三条中「運転者等以外」とあるのは「特定自動運行主任者等以外」と、「の運転者等が七十二条第一項前段」とあるのは「に係る現場措置業務実施者が第七十五条の二十三第二項に規定する措置を講じ、又は特定自動運行主任者等が同条第三項前段」と、「又は」とあるのは「若しくは」と読み替えるものとする。

（罰則 第一項前段及び第三項前段については第七十七条第三項、第七十七条の五第二項、第二百二十三条 第一項後段及び第三項後段については第七十九条第二項第六号、第二百二十三条 第二項については第七十七条の五第二項、第二百二十三条 第四項については第二百二十条第二項第四号、第二百二十三条）

（特定自動運行の特則）

第七十五条の二十四 特定自動運行実施者による特定自動運行についてのこの法律の規定（第四章第二節を除く。）の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（新設）

<p>第六條第二項</p>	<p>運転者</p>	<p>特定自動運行主任者 (第七十五條の十九 第二項に規定する特 定自動運行主任者を いう。以下同じ。)</p>
<p>第六條第三項</p>	<p>において、</p>	<p>において、特定自動運 行主任者又は</p>
<p>第三十三條第三項</p>	<p>運転者は、故障その他 の理由により踏切にお いて</p>	<p>特定自動運行主任者 は、踏切において特 定自動運行が終了し た場合において、</p>
<p>より</p>	<p>運転することができな くなつた 非常信号を行う等踏切 に故障その他の理由に より</p>	<p>運転し、又は運転さ せることができない 鉄道事業法(昭和六 十一年法律第九十二 号)の規定による鉄 道事業者又は軌道法 の規定による軌道経 営者への通報(特定 自動運行主任者が第 七十五條の十二第二 項第二号イに規定す る特定自動運行用自 動車に乘車している</p>

第六十三條の二第一項	運転者	場合にあつては、非常信号）を行う等踏切に 特定自動運行実施者（第七十五條の十六第一項に規定する特定自動運行実施者をいう。以下同じ。）の特定自動運行を行わせ、又は特定自動運行を行つて
第六十三條の二の二第一項	運転者 を運転させ、又は運転して	特定自動運行実施者の特定自動運行を行わせ、又は特定自動運行を行つて
第七十五條の三第一項	運転者 運転者は、故障その他の理由により 当該自動車を運転することができなくなつた	特定自動運行主任者は、 特定自動運行が終了した場合において、当該自動車を運転し、又は運転させることができない
自動車	自動車が故障その他の	自動車が

第七十五条の十一第二項	理由により 運転者は、故障その他の理由により 運転することができなくなつた	特定自動車運行主任者は、 特定自動車運行が終了した場合において、当該自動車を運転し、又は運転させることができない
-------------	---------------------------------------------	-------------------------------------------------------------

(報告及び検査等)

第七十五条の二十五 公安委員会は、この章の規定の施行に必要な限度において、特定自動車運行実施者に対し、その特定自動車運行に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に、第七十五条の十二第二項第二号ハに規定する場所その他の特定自動車運行実施者の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により警察職員が立ち入るときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4 公安委員会は、この章の規定の施行のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

(罰則 第一項については第百十九条の二の三第三号、第百二十三

(新設)

条)

(特定自動運行実施者に対する指示)

第七十五条の二十六 公安委員会は、特定自動運行実施者又はその特定自動運行業務従事者が、特定自動運行に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律の規定に基づく処分又は他の法令の規定に違反した場合において、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるときは、特定自動運行実施者に対し、特定自動運行に関し必要な措置をとるべきこと(措置をとるまでの間、特定自動運行を行わないことを含む。)を指示することができる。

2 公安委員会は、前項の規定による指示をしようとする場合において、当該指示に係る特定自動運行実施者による特定自動運行が道路運送法第二条第二項に規定する自動車運送事業(貨物自動車運送事業法第二条第四項に規定する貨物軽自動車運送事業を除く。)又は貨物利用運送事業法第二条第八項に規定する第二種貨物利用運送事業として行われるものであるときは、当該事業を監督する行政庁の意見を聴かなければならない。

(罰則 第一項については第一百七十七条の二第二項第六号、第二百二十三条)

(許可の取消し等)

第七十五条の二十七 公安委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該特定自動運行実施者に対し、特定自動運行の許可を取り消

(新設)

(新設)



し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めてその効力を停止することができる。

一 特定自動運行実施者又はその特定自動運行業務従事者が、特定自動運行に関し、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反したとき。

二 特定自動運行計画が第七十五条の十三第一項各号に掲げる基準に適合しなくなつたとき。

三 特定自動運行実施者が第七十五条の十四各号のいずれかに該当することとなつたとき。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による許可の取消し又はその効力の停止について準用する。

3 公安委員会は、第一項の規定により特定自動運行の許可を取り消したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(許可の効力の仮停止)

第七十五条の二十八 次の各号のいずれかに該当する場合において、道路における危険を防止するため緊急の必要があるときは、その事実があつた場所を管轄する警察署長は、当該特定自動運行実施者に対し、その事実があつた日から起算して三十日を経過する日を終期とする特定自動運行の許可の効力の停止（以下この条において「仮停止」という。）をすることができる。

一 特定自動運行中の特定自動運行用自動車に係る交通事故があつたとき。

(新設)

- 2 警察署長は、仮停止をしたときは、当該処分をした日から起算して五日以内に、当該処分を受けた特定自動運行実施者に対し弁明の機会を与えなければならない。
  - 3 仮停止をした警察署長は、速やかに、内閣府令で定める事項を公安委員会に報告しなければならない。
  - 4 仮停止は、前項の規定により報告を受けた公安委員会が当該仮停止の期間内に当該事案について第七十五条の二十六第一項又は前条第一項の規定による処分をしたときは、その効力を失う。
  - 5 仮停止を受けた者が当該事案について前条第一項の規定による許可の効力の停止を受けたときは、仮停止をされていた期間は、当該許可の効力の停止の期間に通算する。
- (特定自動運行の許可の取消し等の報告)
- 第七十五条の二十九 公安委員会は、第七十五条の二十六第一項若しくは第七十五条の二十七第一項の規定による処分をしたとき、又は前条第三項の規定による報告を受けたときは、内閣府令で定める事項を国家公安委員会に報告しなければならない。この場合において、国家公安委員会は、当該報告に係る事項を各公安委員会に通報するものとする。

(新設)

(禁止行為)

第七十六条 (略)

2～4 (略)

(罰則 第一項及び第二項については第百十八条第二項第五号、第百二十三条 第三項については第百十九条第二項第七号、第百二十三条 第四項については第百二十条第一項第十号)

(道路の使用の許可)

第七十七条 (略)

2～7 (略)

(罰則 第一項については第百十九条第二項第七号、第百二十三条 第三項及び第四項については第百十九条第二項第八号、第百二十三条 第七項については第百二十条第二項第五号、第百二十三条)

(許可の手續)

第七十八条 (略)

2～6 (略)

(罰則 第四項については第百二十一条第一項第十号)

(違法工作物等に対する措置)

第八十一条 (略)

2～12 (略)

(罰則 第一項については第百十九条第二項第九号、第百二十三条)

(禁止行為)

第七十六条 (略)

2～4 (略)

(罰則 第一項及び第二項については第百十八条第二項第五号、第百二十三条 第三項については第百十九条第二項第六号、第百二十三条 第四項については第百二十条第一項第十号)

(道路の使用の許可)

第七十七条 (略)

2～7 (略)

(罰則 第一項については第百十九条第二項第六号、第百二十三条 第三項及び第四項については第百十九条第二項第七号、第百二十三条 第七項については第百二十条第二項第四号、第百二十三条)

(許可の手續)

第七十八条 (略)

2～6 (略)

(罰則 第四項については第百二十一条第一項第八号)

(違法工作物等に対する措置)

第八十一条 (略)

2～12 (略)

(罰則 第一項については第百十九条第二項第八号、第百二十三条)

(転落積載物等に対する措置)

第八十一条の二 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項については第百十九条第二項第九号、第二百二十三条

)

(沿道の工作物等の危険防止措置)

第八十二条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項については第百十九条第二項第九号、第二百二十三条

)

(免許の申請等)

第八十九条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項については第百十七条の四第一項第三号)

(免許の拒否等)

第九十条 (略)

2 前項本文の規定にかかわらず、公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する者については、政令で定める基準に従い、免許を与えないことができる。

一 三 (略)

(転落積載物等に対する措置)

第八十一条の二 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項については第百十九条第二項第八号、第二百二十三条

)

(沿道の工作物等の危険防止措置)

第八十二条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項については第百十九条第二項第八号、第二百二十三条

)

(免許の申請等)

第八十九条 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項については第百十七条の四第三号)

(免許の拒否等)

第九十条 (略)

2 前項本文の規定にかかわらず、公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する者については、政令で定める基準に従い、免許を与えないことができる。

一 三 (略)

四 自動車等の運転に関し第百十七条第一項又は第二項の違反行為をした者

五 (略)

3 14 (略)

(免許証の有効期間)

第九十二条の二 第一種免許及び第二種免許に係る免許証(第百七条第二項の規定により交付された免許証を除く。以下この項において同じ。 )の有効期間は、次の表の上欄に掲げる区分ごとに、それぞれ、同表の中欄に掲げる年齢に応じ、同表の下欄に定める日が経過するまでの期間とする。

(略)

備考

一 この表に掲げる用語の意義は、次に定めるとおりとする。

1 更新日等 第百一条第六項の規定により更新された免許証にあつては当該更新された日、第百一条の二第四項の規定により更新された免許証にあつては同条第三項の規定による適性検査を受けた日、海外旅行、災害その他の政令で定めるやむを得ない理由のため第百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けることができなかつた者(その免許がその結果第百五条第一項の規定により効力を失つた日から起算して六月(当該やむを得ない理由のためその期間内に次の免許を受けることができなかつた者にあつては、当該効力を失つた日から起算して三年を経過しない場合に限

四 自動車等の運転に関し第百十七条の違反行為をした者

五 (略)

3 14 (略)

(免許証の有効期間)

第九十二条の二 第一種免許及び第二種免許に係る免許証(第百七条第二項の規定により交付された免許証を除く。以下この項において同じ。 )の有効期間は、次の表の上欄に掲げる区分ごとに、それぞれ、同表の中欄に掲げる年齢に応じ、同表の下欄に定める日が経過するまでの期間とする。

(略)

備考

一 この表に掲げる用語の意義は、次に定めるとおりとする。

1 更新日等 第百一条第六項の規定により更新された免許証にあつては当該更新された日、第百一条の二第四項の規定により更新された免許証にあつては同条第三項の規定による適性検査を受けた日、海外旅行、災害その他の政令で定めるやむを得ない理由のため第百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けることができなかつた者(その免許がその結果第百五条第一項の規定により効力を失つた日から起算して六月(当該やむを得ない理由のためその期間内に次の免許を受けることができなかつた者にあつては、当該効力を失つた日から起算して三年を経過しない場合に限

り、当該事情がやんだ日から起算して一月）を経過しない者に限る。）に対して前条第一項の規定により交付された免許証及び第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた者（当該取消しを受けた日から起算して三年を経過しない者に限り、同日前の直近においてした第八十九条第一項、第百一条第一項若しくは第百一条の二第一項の規定による質問票の提出又は第百一条の五の規定による報告について第百七条の四第一項第三号の規定による報告をした者を除く。）に対して前条第一項の規定により交付された免許証にあつてはこれらの交付された免許証に係る適性試験を受けた日の直前のその者の誕生日（当該適性試験を受けた日がその者の誕生日である場合にあつては、当該適性試験を受けた日）の前日、その他の免許証にあつては当該免許証に係る適性試験を受けた日

2 優良運転者 更新日等（海外旅行、災害その他の政令で定めるやむを得ない理由のため第百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けることができなかつた者（その免許証がその結果第百五条第一項の規定により効力を失つた日から起算して六月（当該やむを得ない理由のためその期間内に次の免許を受けることができなかつた者にあつては、当該効力を失つた日から起算して三年を経過しない場合に限る）、当該事情がやんだ日から起算して一月）を経過しない者に限る。）に対して前条第一項の規定により交付された

り、当該事情がやんだ日から起算して一月）を経過しない者に限る。）に対して前条第一項の規定により交付された免許証及び第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた者（当該取消しを受けた日から起算して三年を経過しない者に限り、同日前の直近においてした第八十九条第一項、第百一条第一項若しくは第百一条の二第一項の規定による質問票の提出又は第百一条の五の規定による報告について第百七条の四第三号の規定による報告をした者を除く。）に対して前条第一項の規定により交付された免許証にあつてはこれらの交付された免許証に係る適性試験を受けた日の直前のその者の誕生日（当該適性試験を受けた日がその者の誕生日である場合にあつては、当該適性試験を受けた日）の前日、その他の免許証にあつては当該免許証に係る適性試験を受けた日

2 優良運転者 更新日等（海外旅行、災害その他の政令で定めるやむを得ない理由のため第百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けることができなかつた者（その免許証がその結果第百五条第一項の規定により効力を失つた日から起算して六月（当該やむを得ない理由のためその期間内に次の免許を受けることができなかつた者にあつては、当該効力を失つた日から起算して三年を経過しない場合に限る）、当該事情がやんだ日から起算して一月）を経過しない者に限る。）に対して前条第一項の規定により交付された

免許証にあつては当該効力を失つた免許に係る免許証の有効期間の末日、第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた者（当該取消しを受けた日から起算して三年を経過しない者に限り、同日前の直近においてした第八十九条第一項、第百一条第一項若しくは第百一条の二第二項の規定による質問票の提出又は第百一条の五の規定による報告について第百七条の四第一項第三号の違反行為をした者を除く。）に対して前条第一項の規定により交付された免許証にあつては当該取消しを受けた日。4において同じ。）までに継続して免許（仮免許を除く。4において同じ。）を受けている期間が五年以上である者であつて、自動車等の運転に関するこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分並びに重大違反等及び道路外致死傷に係る法律の規定の遵守の状況が優良な者として政令で定める基準に適合するもの

355 (略)

二4 (略)

五 第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた者（当該取消しを受けた日から起算して三年を経過する前に次の免許を受けた者に限り、同日前の直近においてした第八十九条第一項、第百一条第一項若しくは第百一

免許証にあつては当該効力を失つた免許に係る免許証の有効期間の末日、第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた者（当該取消しを受けた日から起算して三年を経過しない者に限り、同日前の直近においてした第八十九条第一項、第百一条第一項若しくは第百一条の二第二項の規定による質問票の提出又は第百一条の五の規定による報告について第百七条の四第三号の違反行為をした者を除く。）に対して前条第一項の規定により交付された免許証にあつては当該取消しを受けた日。4において同じ。）までに継続して免許（仮免許を除く。4において同じ。）を受けている期間が五年以上である者であつて、自動車等の運転に関するこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分並びに重大違反等及び道路外致死傷に係る法律の規定の遵守の状況が優良な者として政令で定める基準に適合するもの

355 (略)

二4 (略)

五 第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた者（当該取消しを受けた日から起算して三年を経過する前に次の免許を受けた者に限り、同日前の直近においてした第八十九条第一項、第百一条第一項若しくは第百一

条の二第一項の規定による質問票の提出又は第百一条の五の規定による報告について第百七十七条の四第一項第三号の違反行為をした者を除く。）に対するこの表の備考一の2及び4の規定の適用については、当該取り消された免許を受けた日から当該取消しを受けた日までの期間及び当該次の免許を受けていた期間は、継続していたものとみなす。

六 (略)

2 4 (略)

(免許証の記載事項の変更届出等)

第九十四条 (略)

2 3 (略)

(罰則 第一項については第百二十一条第一項第十号)

(免許証の携帯及び提示義務)

第九十五条 (略)

2 (略)

(罰則 第一項については第百二十一条第一項第十二号、同条第三項 第二項については第百二十条第一項第十号)

(運転免許試験の免除)

第九十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、それぞれ当該各号に定める運転免許試験を免除する。

一 4 (略)

条の二第一項の規定による質問票の提出又は第百一条の五の規定による報告について第百七十七条の四第三号の違反行為をした者を除く。）に対するこの表の備考一の2及び4の規定の適用については、当該取り消された免許を受けた日から当該取消しを受けた日までの期間及び当該次の免許を受けていた期間は、継続していたものとみなす。

六 (略)

2 4 (略)

(免許証の記載事項の変更届出等)

第九十四条 (略)

2 3 (略)

(罰則 第一項については第百二十一条第一項第八号)

(免許証の携帯及び提示義務)

第九十五条 (略)

2 (略)

(罰則 第一項については第百二十一条第一項第十号、同条第三項 第二項については第百二十条第一項第十号)

(運転免許試験の免除)

第九十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、それぞれ当該各号に定める運転免許試験を免除する。

一 4 (略)



五 第三百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた者（当該取消しを受けた日前の直近においてした第八十九条第一項、第一百一条第一項若しくは第一百一条の二第一項の規定による質問票の提出又は第一百一条の五の規定による報告について第一百七条の四第一項第三号の違反行為をした者その他政令で定める者を除く。）で、その者の免許が取り消された日から起算して三年を経過しないもの（以下「特定取消処分者」という。）のうち、第三号イからホまでに掲げる区分に応じそれぞれ同号イからホまでに定める検査及び講習又は教育を内閣府令で定めるところにより受けたもの、その者が受けていた免許に係る運転免許試験（前条第一項第一号に掲げる事項についてのものを除く。）

2～4 (略)

(免許証の更新及び定期検査)

第一百一条 (略)

2～7 (略)

(罰則 第一項については第一百七条の四第一項第三号)

(免許証の更新の特例)

第一百一条の二 (略)

2～5 (略)

(罰則 第一項については第一百七条の四第一項第三号)

五 第三百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた者（当該取消しを受けた日前の直近においてした第八十九条第一項、第一百一条第一項若しくは第一百一条の二第一項の規定による質問票の提出又は第一百一条の五の規定による報告について第一百七条の四第三号の違反行為をした者その他政令で定める者を除く。）で、その者の免許が取り消された日から起算して三年を経過しないもの（以下「特定取消処分者」という。）のうち、第三号イからホまでに掲げる区分に応じそれぞれ同号イからホまでに定める検査及び講習又は教育を内閣府令で定めるところにより受けたもの、その者が受けていた免許に係る運転免許試験（前条第一項第一号に掲げる事項についてのものを除く。）

2～4 (略)

(免許証の更新及び定期検査)

第一百一条 (略)

2～7 (略)

(罰則 第一項については第一百七条の四第三号)

(免許証の更新の特例)

第一百一条の二 (略)

2～5 (略)

(罰則 第一項については第一百七条の四第三号)

(免許を受けた者に対する報告徴収)

第百一条の五 (略)

(罰則 第百十七条の四第一項第三号)

(免許の取消し、停止等)

第百三条 (略)

2 免許を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、その者の免許を取り消すことができる。

一 三 (略)

四 自動車等の運転に関し第百十七条第一項又は第二項の違反行為をしたとき。

五 (略)

3 10 (略)

(免許の効力の仮停止)

第百三条の二 免許を受けた者が自動車等の運転に関し次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該交通事故を起こした場所を管轄する警察署長は、その者に対し、当該交通事故を起こした日から起算して三十日を経過する日を終期とする免許の効力の停止(以下この条において「仮停止」という。)をすることができる。

一 交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけた場合において、  
第百十七条第一項又は第二項の違反行為をしたとき。

(免許を受けた者に対する報告徴収)

第百一条の五 (略)

(罰則 第百十七条の四第三号)

(免許の取消し、停止等)

第百三条 (略)

2 免許を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、その者の免許を取り消すことができる。

一 三 (略)

四 自動車等の運転に関し第百十七条の違反行為をしたとき。

五 (略)

3 10 (略)

(免許の効力の仮停止)

第百三条の二 免許を受けた者が自動車等の運転に関し次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該交通事故を起こした場所を管轄する警察署長は、その者に対し、当該交通事故を起こした日から起算して三十日を経過する日を終期とする免許の効力の停止(以下この条において「仮停止」という。)をすることができる。

一 交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけた場合において、  
第百十七条の違反行為をしたとき。

二 第一百七十七条の二第一項第一号、第三号若しくは第四号、第一百七十七条の二の二第二項第一号、第三号若しくは第七号、第一百七十七条の四第一項第二号又は第一百八条第一項第三号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけたとき。

三 (略)

2~7 (略)

(罰則 第三項については第二百二十一条第一項第十号)

(免許証の返納等)

第一百七条 (略)

2~4 (略)

(罰則 第一項及び第三項については第二百二十一条第一項第十号)

(国際運転免許証等の携帯及び提示義務)

第一百七条の三 (略)

(罰則 前段については第二百二十一条第一項第十二号、同条第三項

後段については第二百二十条第一項第十号)

(国際運転免許証等を所持する者に対する報告徴収)

第一百七条の三の二 (略)

(罰則 第一百七十七条の四第一項第三号)

(自動車等の運転禁止等)

第一百七条の五 (略)

二 第一百七十七条の二第一項第一号、第三号若しくは第四号、第一百七十七条の二の二第二項第一号、第三号若しくは第七号、第一百七十七条の四第二号又は第一百八条第一項第三号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけたとき。

三 (略)

2~7 (略)

(罰則 第三項については第二百二十一条第一項第八号)

(免許証の返納等)

第一百七条 (略)

2~4 (略)

(罰則 第一項及び第三項については第二百二十一条第一項第八号)

(国際運転免許証等の携帯及び提示義務)

第一百七条の三 (略)

(罰則 前段については第二百二十一条第一項第十号、同条第三項

後段については第二百二十条第一項第十号)

(国際運転免許証等を所持する者に対する報告徴収)

第一百七条の三の二 (略)

(罰則 第一百七十七条の四第三号)

(自動車等の運転禁止等)

第一百七条の五 (略)

2 国際運転免許証等を所持する者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、三年以上十年を超えない範囲内で期間を定めてその者に対し、当該国際運転免許証等に係る自動車等の運転を禁止することができる。

一～三 (略)

四 自動車等の運転に関し第百七条第一項又は第二項の違反行為をしたとき。

3～11 (略)

(罰則 第五項、第七項及び第十項については第百二十一条第一項第十号)

(国外運転免許証の返納等)

第百七条の十 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項及び第二項については第百二十一条第一項第十号)

(免許関係事務の委託)

第百八条 (略)

2 (略)

(罰則 第二項については第百七条の四第一項第一号)

(講習通知事務の委託)

2 国際運転免許証等を所持する者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、三年以上十年を超えない範囲内で期間を定めてその者に対し、当該国際運転免許証等に係る自動車等の運転を禁止することができる。

一～三 (略)

四 自動車等の運転に関し第百七条の違反行為をしたとき。

3～11 (略)

(罰則 第五項、第七項及び第十項については第百二十一条第一項第八号)

(国外運転免許証の返納等)

第百七条の十 (略)

2・3 (略)

(罰則 第一項及び第二項については第百二十一条第一項第八号)

(免許関係事務の委託)

第百八条 (略)

2 (略)

(罰則 第二項については第百七条の四第一号)

(講習通知事務の委託)

第百八条の三の四 (略)

2 (略)

(罰則 第二項については第百十七条の五第一項第二号)

(秘密保持義務等)

第百八条の七 (略)

2 (略)

(罰則 第一項については第百十七条の五第一項第二号)

(秘密保持義務)

第百八条の十八 (略)

(罰則 第百十七条の五第一項第二号)

(都道府県交通安全活動推進センター)

第百八条の三十一 (略)

2～8 (略)

(罰則 第五項については第百十七条の五第一項第二号)

(行政手続法の適用除外)

第百十三条の二 第七十五条の十五第二項(第七十五条の十六第二項に

おいて準用する場合を含む。)の規定による条件の変更及び新たな条件の付加、第七十七条第四項の規定による条件の変更及び新たな条件の付加並びに同条第五項の規定による許可の取消し及び効力の停止、第九十条第五項の規定による免許の取消し及び効力の停止、同条第六

第百八条の三の四 (略)

2 (略)

(罰則 第二項については第百十七条の五第二号)

(秘密保持義務等)

第百八条の七 (略)

2 (略)

(罰則 第一項については第百十七条の五第二号)

(秘密保持義務)

第百八条の十八 (略)

(罰則 第百十七条の五第二号)

(都道府県交通安全活動推進センター)

第百八条の三十一 (略)

2～8 (略)

(罰則 第五項については第百十七条の五第二号)

(行政手続法の適用除外)

第百十三条の二 第七十七条第四項の規定による条件の変更及び新たな条件の付加並びに同条第五項の規定による許可の取消し及び効力の停止、第九十条第五項の規定による免許の取消し及び効力の停止、同条第六項の規定による免許の取消し並びに同条第九項又は第十項の規定による免許を受けることができない期間の指定、第九十七条の三第三

項の規定による免許の取消し並びに同条第九項又は第十項の規定による免許を受けることができない期間の指定、第九十七条の第三項の規定による運転免許試験を受けることができないものとする措置（同条第一項の合格の決定の取消しに係るものに限る。）、第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し及び効力の停止（同条第一項第五号に係るものに限る。）、同条第二項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第二項第一号から第四号までのいずれかに係るものに限る。）並びに同条第七項又は第八項の規定による免許を受けることができない期間の指定、第百四条の二の二第二項若しくは第四項又は第百四条の二の四第一項、第二項若しくは第四項の規定による免許の取消し、第百六条の二の規定による仮免許の取消し並びに第百七条の五第一項又は同条第九項において準用する第百三条第四項の規定による自動車等の運転の禁止（第百七条の五第一項第二号に係るものに限る。）及び第百七条の五第二項又は同条第九項において準用する第百三条第四項の規定による自動車等の運転の禁止（第百七条の五第九項において準用する第百三条第四項の規定による自動車等の運転の禁止にあつては、第百七条の五第二項に係るものに限る。）については、行政手続法第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

第百十六条 （略）

2 | 特定自動運行を行う者又は特定自動運行のために使用される者が業務上必要な注意を怠り、又は重大な過失により、特定自動運行によつて他人の建造物を損壊したときは、六月以下の禁錮又は十万円以下の

項の規定による運転免許試験を受けることができないものとする措置（同条第一項の合格の決定の取消しに係るものに限る。）、第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し及び効力の停止（同条第一項第五号に係るものに限る。）、同条第二項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第二項第一号から第四号までのいずれかに係るものに限る。）並びに同条第七項又は第八項の規定による免許を受けることができない期間の指定、第百四条の二の二第二項若しくは第四項又は第百四条の二の四第一項、第二項若しくは第四項の規定による免許の取消し、第百六条の二の規定による仮免許の取消し並びに第百七条の五第一項又は同条第九項において準用する第百三条第四項の規定による自動車等の運転の禁止（第百七条の五第一項第二号に係るものに限る。）及び第百七条の五第二項又は同条第九項において準用する第百三条第四項の規定による自動車等の運転の禁止（第百七条の五第九項において準用する第百三条第四項の規定による自動車等の運転の禁止にあつては、第百七条の五第二項に係るものに限る。）については、行政手続法第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

第百十六条 （略）

（新設）

罰金に処する。

第一百七十七条 (略)

2 (略)

3 特定自動運行において特定自動運行用自動車の交通による人の死傷があつた場合において、第七十五条の二十三(特定自動運行において交通事故があつた場合の措置)第一項前段又は第三項前段の規定に違反したとき(特定自動運行主任者が違反した場合に限る。)は、当該違反行為をした者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第一百七十七条の二 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第七十五条の十二(特定自動運行の許可)第一項の許可を受けな  
いで(第七十五条の二十七(許可の取消し等)第一項又は第七十五  
条の二十八(許可の効力の仮停止)第一項の規定により当該許可の  
効力が停止されている場合を含む。)特定自動運行を行つたとき。

四 偽りその他不正の手段により第七十五条の十二(特定自動運行の  
許可)第一項又は第七十五条の十六(許可事項の変更)第一項の許  
可を受けたとき。

五 第七十五条の十六(許可事項の変更)第一項の規定に違反して特  
定自動運行計画を変更したとき。

第一百七十七条 (略)

2 (略)

(新設)

第一百七十七条の二 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

六 第七十五条の二十六（特定自動運行実施者に対する指示）第一項の規定による公安委員会の指示に従わなかつたとき。

第一百七十七条の四（略）

2 第七十五条の十八（特定自動運行計画等の遵守）の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第一百七十七条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第七十二条（交通事故の場合の措置）第一項前段の規定に違反した者（第一百七十七条第一項又は第二項に該当する者を除く。）

二（略）

2 第七十五条の二十三（特定自動運行において交通事故があつた場合の措置）第一項前段、第二項又は第三項前段の規定に違反したとき（第一百七十七条第三項の違反行為に該当する場合を除く。）は、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第一百八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一（略）

二 第七十一条（運転者の遵守事項）第五号の五の規定に違反して無線通話装置を通話のために使用し、又は自動車若しくは原動機付自転車に持ち込まれた画像表示用装置を手で保持してこれに表示され

（新設）

第一百七十七条の四（略）

（新設）

第一百七十七条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第七十二条（交通事故の場合の措置）第一項前段の規定に違反した者（第一百七十七条の規定に該当する者を除く。）

二（略）

（新設）

第一百八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一（略）

二 第七十一条（運転者の遵守事項）第五号の五の規定に違反して無線通話装置を通話のために使用し、又は自動車若しくは原動機付自転車に持ち込まれた画像表示用装置を手で保持してこれに表示され



た画像を注視した者（第一百七十七条の四第一項第二号に該当する者を除く。）

三・四（略）

2・3（略）

第一百八条の三 第一百十四条の五（自衛隊の防衛出動時における交通の規制等）第一項の規定による公安委員会の禁止又は制限に従わなかつた者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第一百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第四条（公安委員会の交通規制）第一項後段に規定する警察官の現場における指示又は第六条（警察官等の交通規制）第四項の規定による警察官の禁止若しくは制限に従わなかつた者（当該行為が車両等の通行に関して行われた場合に限る。）

二 第七条（信号機の信号等に従う義務）、第八条（通行の禁止等）第一項又は第九条（歩行者用道路を通行する車両の義務）の規定の違反となるような行為をした者（当該行為が車両等の通行に関して行われた場合に限る。）

三十七（略）

十八 第七十五条の三（危険防止等の措置）（第七十五条の二十四（特定自動運行の特則）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による警察官の禁止、制限又は命令に従わなかつた者

た画像を注視した者（第一百七十七条の四第二号に該当する者を除く。）

三・四（略）

2・3（略）

第一百八条の三 第一百十四条の五（自衛隊の防衛出動時における交通の規制等）第一項の規定による公安委員会の禁止又は制限に従わなかつた車両の運転者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第一百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第四条（公安委員会の交通規制）第一項後段に規定する警察官の現場における指示又は第六条（警察官等の交通規制）第四項の規定による警察官の禁止若しくは制限に従わなかつた車両等の運転者

二 第七条（信号機の信号等に従う義務）、第八条（通行の禁止等）第一項又は第九条（歩行者用道路を通行する車両の義務）の規定の違反した車両等の運転者

三十七（略）

十八 第七十五条の三（危険防止等の措置）の規定による警察官の禁止、制限又は命令に従わなかつた者

十九・二十 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第六十三条の二の二(作動状態記録装置による記録等) 第一項(第七十五条の二十四(特定自動運行の特則)の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二項の規定に違反したとき。

四・五 (略)

六 第七十五条の二十三(特定自動運行において交通事故があつた場合の措置) 第一項後段又は第三項後段に規定する報告をしなかつたとき。

七〇九 (略)

3 (略)

第百十九条の二の二 次各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条の三(遠隔操作による通行の届出) 第一項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、道路において通行させるため遠隔操作型小型車の遠隔操作を行ったとき。

二 第十五条の六(遠隔操作型小型車の使用者に対する指示)の規定による公安委員会の指示に従わなかつたとき。

第百十九条の二の三 次各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

十九・二十 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第六十三条の二の二(作動状態記録装置による記録等)の規定に違反したとき。

四・五 (略)

(新設)

六〇八 (略)

3 (略)

(新設)

(新設)

一 第十五条の五（報告及び検査）第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

二 第七十五条の十六（許可事項の変更）第三項の規定による届出をしないで、若しくは虚偽の届出をして、同条第一項ただし書に規定する変更をし、又は同条第四項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をしたとき。

三 第七十五条の二十五（報告及び検査等）第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第百十九条の二の四（略）

第百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第六条（警察官等の交通規制）第二項（第七十五条の二十四（特定自動運行の特則）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

（の規定による警察官の禁止、制限又は命令に従わなかつた者

二〇九（略）

十 第七十一条（運転者の遵守事項）第一号、第四号から第五号まで、第五号の三、第五号の四若しくは第六号、第七十一条の二（自動

第百十九条の二の二（略）

第百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第六条（警察官等の交通規制）第二項の規定による警察官の禁止、制限又は命令に従わなかつた車両等の運転者

二〇九（略）

十 第七十一条（運転者の遵守事項）第一号、第四号から第五号まで、第五号の三、第五号の四若しくは第六号、第七十一条の二（自動

車等の運転者の遵守事項）、第七十三条（妨害の禁止）（第七十五

条の二十三（特定自動運行において交通事故があつた場合の措置）

第六項において読み替えて準用する場合を含む。）、第七十六条（禁止行為）第四項又は第九十五条（免許証の携帯及び提示義務）第二項（第七七条の三（国際運転免許証等の携帯及び提示義務）後段において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

十一・十二（略）

十三 第七十五条の十一（故障等の場合の措置）第一項（第七十五条の二十四（特定自動運行の特則）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に違反した者

十四～十七（略）

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五万円以下の罰金に処する。

一～三（略）

四 第七十五条の二十三（特定自動運行において交通事故があつた場合の措置）第四項の規定による警察官の命令に従わなかつたとき。

五（略）

3（略）

第二百一十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、二万円以下の罰金又は科料に処する。

一 第四条（公安委員会の交通規制）第一項後段に規定する警察官の現場における指示若しくは第六条（警察官等の交通規制）第四項の規定による警察官の禁止若しくは制限に従わず、又は第七条（信号

車等の運転者の遵守事項）、第七十三条（妨害の禁止）、第七十六

条（禁止行為）第四項又は第九十五条（免許証の携帯及び提示義務

）第二項（第七七条の三（国際運転免許証等の携帯及び提示義務）後段において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

十一・十二（略）

十三 第七十五条の十一（故障等の場合の措置）第一項の規定に違反した者

十四～十七（略）

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五万円以下の罰金に処する。

一～三（略）

（新設）

四（略）

3（略）

第二百一十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、二万円以下の罰金又は科料に処する。

一 第四条（公安委員会の交通規制）第一項後段に規定する警察官の現場における指示若しくは第六条（警察官等の交通規制）第四項の規定による警察官の禁止若しくは制限に従わず、又は第七条（信号

機の信号等に従う義務)若しくは第八条(通行の禁止等)第一項の規定に違反した者(第一百九条第一項第一号及び第二号並びに次号に該当する者を除く。)

二 第四条(公安委員会の交通規制)第一項後段に規定する警察官の現場における指示若しくは第六条(警察官等の交通規制)第四項の規定による警察官の禁止若しくは制限に従わず、又は第七条(信号機の信号等に従う義務)若しくは第八条(通行の禁止等)第一項の規定の違反となるような行為をした者(当該行為が遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行に関して行われた場合に限る。)

三 五 (略)

六 第十四条の四(移動用小型車等を通行させる者の義務)の規定に違反した者

七 十二 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二万円以下の罰金又は科料に処する。

一・二 (略)

三 第六十三条の二(運行記録計による記録等)第一項(第七十五条の二十四(特定自動運行の特則))の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二項の規定に違反したとき。

3 過失により第一項第十一号又は第十二号の罪を犯した者は、二万円以下の罰金又は科料に処する。

第二百二十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第一百七条第三項、第

機の信号等に従う義務)若しくは第八条(通行の禁止等)第一項の規定に違反した歩行者

(新設)

二 四 (略)

(新設)

五 十 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二万円以下の罰金又は科料に処する。

一・二 (略)

三 第六十三条の二(運行記録計による記録等)の規定に違反したとき。

3 過失により第一項第九号又は第十号の罪を犯した者は、二万円以下の罰金又は科料に処する。

第二百二十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第一百七条の二第二項

百十七条の二第二項、百十七条の二の二第二項、百十七条の四第二項、百十七条の五第二項、百十八条第二項、百十九条第二項、百十九条の二から百十九条の二の三まで、百十九条の二の四第二項、百十九条の三第二項、百二十条第二項又は百二十一条第二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

(告知)

百二十六条 (略)

2・3 (略)

4 百十四条の四第一項に規定する交通巡視員は、百十九条の二の四第一項若しくは第三項又は百十九条の三第一項第一号から第四号まで若しくは第三項の罪に当たる行為をした反則者があると認めるときは、第一項の例により告知するものとし、当該告知をしたときは、前項の例により報告しなければならない。

別表第二(百二十五条、百三十条の二関係)

反則行為の区分		反則行為に係る車両等の種類	反則金の限度額
(略)		(略)	(略)
百十九条の二の四第一項又は第三項の罪に当たる行為	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

、百十七条の二の二第二項、百十八条第二項、百十九条第二項、百十九条の二、百十九条の二の二第二項、百十九条の三第二項、百二十条第二項又は百二十一条第二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

(告知)

百二十六条 (略)

2・3 (略)

4 百十四条の四第一項に規定する交通巡視員は、百十九条の二の二第二項若しくは第三項又は百十九条の三第一項第一号から第四号まで若しくは第三項の罪に当たる行為をした反則者があると認めるときは、第一項の例により告知するものとし、当該告知をしたときは、前項の例により報告しなければならない。

別表第二(百二十五条、百三十条の二関係)

反則行為の区分		反則行為に係る車両等の種類	反則金の限度額
(略)		(略)	(略)
百十九条の二の二第二項又は第三項の罪に当たる行為	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)	第二百一十一條第一項第三号、第八号、第九号、第十号若しくは第十二号、第二項又は第三項の罪に当たる行為	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)	第二百一十一條第一項第二号、第六号、第七号、第九号若しくは第十号、第二項又は第三項の罪に当たる行為	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章 自動車及び一般原動機付自転車の運転免許</p> <p>第一節～第八節（略）</p> <p>第六章の二・第六章の三（略）</p> <p>第六章の四 交通の安全と円滑に資するための民間の組織活動等の促進（<u>第百八条の二十六―第百八条の三十二の四</u>）</p> <p>第七章～第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～九（略）</p> <p>十 原動機付自転車 原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて次に掲げるもののうち、軽車両、移動用小型車、身体障害者用の車、遠隔操作型小型車及び歩行補助車等以外のものをいう。</p> <p>イ 内閣府令で定める大きさ以下の総排気量又は定格出力を有する原動機を用いる車（ロに該当するものを除く。）</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章 自動車及び原動機付自転車の運転免許</p> <p>第一節～第八節（略）</p> <p>第六章の二・第六章の三（略）</p> <p>第六章の四 交通の安全と円滑に資するための民間の組織活動等の促進（<u>第百八条の二十六―第百八条の三十二の三</u>）</p> <p>第七章～第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～九（略）</p> <p>十 原動機付自転車 内閣府令で定める大きさ以下の総排気量又は定格出力を有する原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、軽車両、移動用小型車、身体障害者用の車、遠隔操作型小型車及び歩行補助車等以外のものをいう。</p> <p>（新設）</p>



ロ 車体の大きさ及び構造が自転車道における他の車両の通行を妨

げるおそれのないものであり、かつ、その運転に関し高い技能を要しないものである車として内閣府令で定める基準に該当するもの

十一〜二十三 (略)

2・3 (略)

(通行区分)

第十条 (略)

2 (略)

3 前項の規定により歩道を通行する歩行者等は、普通自転車通行指定部分(第六十三条の四第二項に規定する普通自転車通行指定部分)をいう。第十七条の二第二項において同じ。)があるときは、当該普通自転車通行指定部分をできるだけ避けて通行するように努めなければならない。

(通行区分)

第十七条 車両は、歩道又は路側帯(以下この条及び次条第一項において「歩道等」という。)と車道の区別のある道路においては、車道を通行しなければならない。ただし、道路外の施設又は場所に入出するためやむを得ない場合において歩道等を横断するとき、又は第四十七条第三項若しくは第四十八条の規定により歩道等で停車し、若しくは駐車するため必要な限度において歩道等を通行するときは、この限りでない。

(新設)

十一〜二十三 (略)

2・3 (略)

(通行区分)

第十条 (略)

2 (略)

3 前項の規定により歩道を通行する歩行者等は、第六十三条の四第二項に規定する普通自転車通行指定部分があるときは、当該普通自転車通行指定部分をできるだけ避けて通行するように努めなければならない。

(通行区分)

第十七条 車両は、歩道又は路側帯(以下この条において「歩道等」という。)と車道の区別のある道路においては、車道を通行しなければならない。ただし、道路外の施設又は場所に入出するためやむを得ない場合において歩道等を横断するとき、又は第四十七条第三項若しくは第四十八条の規定により歩道等で停車し、若しくは駐車するため必要な限度において歩道等を通行するときは、この限りでない。

2 (略)

3 特定小型原動機付自転車（原動機付自転車のうち第二条第一項第十号口に該当するものをいう。以下同じ。）<sup>二</sup>輪又は三輪の自転車その他車体の大きさ及び構造が自転車道における他の車両の通行を妨げるおそれのないものとして内閣府令で定める基準に該当する車両（これらの車両で側車付きのもの及び他の車両を牽引しているものを除く。<sup>一</sup>）以外の車両は、自転車道を通行してはならない。ただし、道路外の施設又は場所に入出するためやむを得ないときは、自転車道を横断することができる。

4～6 (略)

(罰則 (略) )

(特例特定小型原動機付自転車の歩道通行)

第十七条の二 特定小型原動機付自転車のうち、次の各号のいずれにも該当するもので、他の車両を牽引していないもの（遠隔操作により通行させることができるものを除く。以下この条及び次条において「特例特定小型原動機付自転車」という。）は、前条第一項の規定にかかわらず、道路標識等により特例特定小型原動機付自転車が歩道を通行することができることとされているときは、当該歩道を通行することができる。ただし、警察官等が歩行者の安全を確保するため必要があると認めて当該歩道を通行してはならない旨を指示したときは、この限りでない。

一 歩道等を通行する間、当該特定小型原動機付自転車が歩道等を通

2 (略)

3 <sup>二</sup>輪又は三輪の自転車その他車体の大きさ及び構造が自転車道における他の車両の通行を妨げるおそれのないものとして内閣府令で定める基準に該当する車両（これらの車両で側車付きのもの及び他の車両を牽引しているものを除く。）以外の車両は、自転車道を通行してはならない。ただし、道路外の施設又は場所に入出するためやむを得ないときは、自転車道を横断することができる。

4～6 (略)

(罰則 (略) )

(新設)

表示していること。

二 前号の規定による表示をしている場合においては、車体の構造上、歩道等における歩行者の通行を妨げるおそれのない速度として内閣府令で定める速度を超える速度を出すことができないものであること。

三 前二号に規定するもののほか、車体の構造が歩道等における歩行者の通行を妨げるおそれのないものとして内閣府令で定める基準に該当すること。

2 前項の場合において、特例特定小型原動機付自転車は、当該歩道の中央から車道寄りの部分（普通自転車通行指定部分があるときは、当該普通自転車通行指定部分）を徐行しなければならず、また、特例特定小型原動機付自転車の進行が歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければならない。ただし、普通自転車通行指定部分については、当該普通自転車通行指定部分を通行し、又は通行しようとする歩行者がないときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行することができる。

（罰則 第二項については第二百二十一条第一項第八号）

（特例特定小型原動機付自転車等の路側帯通行）

第十七条の三 特例特定小型原動機付自転車及び軽車両は、第十七条第一項の規定にかかわらず、著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合を除き、道路の左側部分に設けられた路側帯（特例特定小型原動機付自転車及び軽車両の通行を禁止することを表示する道路標示によつて区画されたものを除く。）を通行することができる。

（軽車両の路側帯通行）

第十七条の二 軽車両は、前条第一項の規定にかかわらず、著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合を除き、道路の左側部分に設けられた路側帯（軽車両の通行を禁止することを表示する道路標示によつて区画されたものを除く。）を通行することができる。

2 前項の場合において、特例特定小型原動機付自転車及び軽車両は、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で進行しなければならない。

(罰則) (略)

(左側寄り通行等)

第十八条 車両(トロリーバスを除く。)は、車両通行帯の設けられた道路を通行する場合を除き、自動車及び一般原動機付自転車(原動機付自転車のうち第二条第一項第十号イに該当するものをいう。以下同じ。)にあつては道路の左側に寄つて、特定小型原動機付自転車及び軽車両(以下「特定小型原動機付自転車等」という。)にあつては道路の左側端に寄つて、それぞれ当該道路を通行しなければならない。ただし、追越しをするとき、第二十五条第二項若しくは第三十四条第二項若しくは第四項の規定により道路の中央若しくは右側端に寄るとき、又は道路の状況その他の事情によりやむを得ないときは、この限りでない。

2 (略)

(罰則) (略)

(道路外に出る場合の方法)

第二十五条 (略)

2 車両(特定小型原動機付自転車等及びトロリーバスを除く。)は、道路外に出るため右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の中央(当該道路が一方通行となつているときは、当該道路の右

2 前項の場合において、軽車両は、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で進行しなければならない。

(罰則) (略)

(左側寄り通行等)

第十八条 車両(トロリーバスを除く。)は、車両通行帯の設けられた道路を通行する場合を除き、自動車及び原動機付自転車にあつては道路の左側に寄つて、軽車両にあつては道路の左側端に寄つて、それぞれ当該道路を通行しなければならない。ただし、追越しをするとき、第二十五条第二項若しくは第三十四条第二項若しくは第四項の規定により道路の中央若しくは右側端に寄るとき、又は道路の状況その他の事情によりやむを得ないときは、この限りでない。

2 (略)

(罰則) (略)

(道路外に出る場合の方法)

第二十五条 (略)

2 車両(軽車両及びトロリーバスを除く。)は、道路外に出るため右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の中央(当該道路が一方通行となつているときは、当該道路の右側端)に寄り、かつ

側端)に寄り、かつ、徐行しなければならない。

3 (略)

(罰則 (略) )

(追越しを禁止する場所)

第三十条 車両は、道路標識等により追越しが禁止されている道路の部分及び次に掲げるその他の道路の部分においては、他の車両(特定小型原動機付自転車等を除く。)を追い越すため、進路を変更し、又は前車の側方を通過してはならない。

一 道路の曲がり角付近、上り坂の頂上付近又は勾配の急な下り坂

二・三 (略)

(罰則 (略) )

(左折又は右折)

第三十四条 (略)

2 自動車、一般原動機付自転車又はトロリーバスは、右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の中央に寄り、かつ、交差点の中心の直近の内側(道路標識等により通行すべき部分が指定されているときは、その指定された部分)を徐行しなければならない。

3 特定小型原動機付自転車等は、右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、交差点の側端に沿って徐行しなければならない。

4 自動車、一般原動機付自転車又はトロリーバスは、一方通行となっている道路において右折するときは、第二項の規定にかかわらず、あ

、徐行しなければならない。

3 (略)

(罰則 (略) )

(追越しを禁止する場所)

第三十条 車両は、道路標識等により追越しが禁止されている道路の部分及び次に掲げるその他の道路の部分においては、他の車両(軽車両を除く。)を追い越すため、進路を変更し、又は前車の側方を通過してはならない。

一 道路のまがりかど付近、上り坂の頂上附近又は勾配の急な下り坂

二・三 (略)

(罰則 (略) )

(左折又は右折)

第三十四条 (略)

2 自動車、原動機付自転車又はトロリーバスは、右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の中央に寄り、かつ、交差点の中心の直近の内側(道路標識等により通行すべき部分が指定されているときは、その指定された部分)を徐行しなければならない。

3 軽車両は、右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、交差点の側端に沿って徐行しなければならない。

4 自動車、原動機付自転車又はトロリーバスは、一方通行となっている道路において右折するときは、第二項の規定にかかわらず、あ

らかじめその前からできる限り道路の右側端に寄り、かつ、交差点の中心の内側（道路標識等により通行すべき部分が指定されているときは、その指定された部分）を徐行しなければならない。

5 一般原動機付自転車は、第二項及び前項の規定にかかわらず、道路標識等により交通整理の行われている交差点における一般原動機付自転車<sup>〔</sup>の右折につき交差点の側端に沿って通行すべきことが指定されている道路及び道路の左側部分（一方通行となつている道路にあつては、道路）に車両通行帯が三以上設けられているその他の道路（以下この項において「多通行帯道路」という。）において右折するとき（交通整理の行われている交差点において右折する場合に限る。）は、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、交差点の側端に沿って徐行しなければならない。ただし、多通行帯道路において、交通整理の行われている交差点における一般原動機付自転車の右折につきあらかじめ道路の中央又は右側端に寄るべきことが道路標識等により指定されているときは、この限りでない。

6 (略)

(罰則 (略) )

(指定通行区分)

第三十五条 車両（特定小型原動機付自転車等及び右折につき一般原動機付自転車<sup>〔</sup>が前条第五項本文の規定によることとされる交差点において左折又は右折をする一般原動機付自転車を除く。）は、車両通行帯の設けられた道路において、道路標識等により交差点で進行する方向に関する通行の区分が指定されているときは、同条第一項、第二項及

じめその前からできる限り道路の右側端に寄り、かつ、交差点の中心の内側（道路標識等により通行すべき部分が指定されているときは、その指定された部分）を徐行しなければならない。

5 原動機付自転車は、第二項及び前項の規定にかかわらず、道路標識等により交通整理の行われている交差点における原動機付自転車の右折につき交差点の側端に沿って通行すべきことが指定されている道路及び道路の左側部分（一方通行となつている道路にあつては、道路）に車両通行帯が三以上設けられているその他の道路（以下この項において「多通行帯道路」という。）において右折するとき（交通整理の行われている交差点において右折する場合に限る。）は、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、交差点の側端に沿って徐行しなければならない。ただし、多通行帯道路において、交通整理の行われている交差点における原動機付自転車の右折につきあらかじめ道路の中央又は右側端に寄るべきことが道路標識等により指定されているときは、この限りでない。

6 (略)

(罰則 (略) )

(指定通行区分)

第三十五条 車両（軽車両及び右折につき原動機付自転車<sup>〔</sup>が前条第五項本文の規定によることとされる交差点において左折又は右折をする原動機付自転車を除く。）は、車両通行帯の設けられた道路において、道路標識等により交差点で進行する方向に関する通行の区分が指定されているときは、前条第一項、第二項及び第四項の規定にかかわらず

び第四項の規定にかかわらず、当該通行の区分に従い当該車両通行帯を通行しなければならない。ただし、第四十条の規定に従うため、又は道路の損壊、道路工事その他の障害のためやむを得ないときは、この限りでない。

2 (略)

(罰則 (略) )

(横断歩道等における歩行者等の優先)

第三十八条 (略)

2 (略)

3 車両等は、横断歩道等及びその手前の側端から前に三十メートル以内の道路の部分においては、第三十条第三号の規定に該当する場合のほか、その前方を進行している他の車両等（特定小型原動機付自転車等を除く。）の側方を通過してその前方に出てはならない。

(罰則 (略) )

(無免許運転等の禁止)

第六十四条 何人も、第八十四条第一項の規定による公安委員会の運転免許を受けないで（第九十条第五項、第三百三条第一項若しくは第四項、第三百三条の二第一項、第四百四条の二の三第一項若しくは第三項又は同条第五項において準用する第三百三条第四項の規定により運転免許の効力が停止されている場合を含む。）、自動車又は一般原動機付自転車を運転してはならない。

2 何人も、前項の規定に違反して自動車又は一般原動機付自転車を運

、当該通行の区分に従い当該車両通行帯を通行しなければならない。ただし、第四十条の規定に従うため、又は道路の損壊、道路工事その他の障害のためやむを得ないときは、この限りでない。

2 (略)

(罰則 (略) )

(横断歩道等における歩行者等の優先)

第三十八条 (略)

2 (略)

3 車両等は、横断歩道等及びその手前の側端から前に三十メートル以内の道路の部分においては、第三十条第三号の規定に該当する場合のほか、その前方を進行している他の車両等（軽車両を除く。）の側方を通過してその前方に出てはならない。

(罰則 (略) )

(無免許運転等の禁止)

第六十四条 何人も、第八十四条第一項の規定による公安委員会の運転免許を受けないで（第九十条第五項、第三百三条第一項若しくは第四項、第三百三条の二第一項、第四百四条の二の三第一項若しくは第三項又は同条第五項において準用する第三百三条第四項の規定により運転免許の効力が停止されている場合を含む。）、自動車又は原動機付自転車を運転してはならない。

2 何人も、前項の規定に違反して自動車又は原動機付自転車を運転す

転することとなるおそれがある者に対し、自動車又は一般原動機付自転車を提供してはならない。

3 何人も、自動車（道路運送法第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業（以下単に「旅客自動車運送事業」という。）の用に供する自動車）で当該業務に従事中のものその他の政令で定める自動車を除く。

以下この項において同じ。）又は一般原動機付自転車の運転者が第八十四条第一項の規定による公安委員会の運転免許を受けていないこと（第九十条第五項、第三百三条第一項若しくは第四項、第三百三条の二第一項、第四百四条の二の三第一項若しくは第三項又は同条第五項において準用する第三百三条第四項の規定により運転免許の効力が停止されていることを含む。）を知らながら、当該運転者に対し、当該自動車又は一般原動機付自転車を運転して自己を運送することを要求し、又は依頼して、当該運転者が第一項の規定に違反して運転する自動車又は一般原動機付自転車に同乗してはならない。

（罰則）（略）

（十六歳未満の者による特定小型原動機付自転車の運転等の禁止）

第六十四条の二 十六歳未満の者は、特定小型原動機付自転車を運転してはならない。

2 何人も、前項の規定に違反して特定小型原動機付自転車を運転することとなるおそれがある者に対し、特定小型原動機付自転車を提供してはならない。

（罰則）第一項については第百十八条第一項第二号 第二項については第百十八条第一項第三号

ることとなるおそれがある者に対し、自動車又は原動機付自転車を提供してはならない。

3 何人も、自動車（道路運送法第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業（以下単に「旅客自動車運送事業」という。）の用に供する自動車）で当該業務に従事中のものその他の政令で定める自動車を除く。

以下この項において同じ。）又は原動機付自転車の運転者が第八十四条第一項の規定による公安委員会の運転免許を受けていないこと（第九十条第五項、第三百三条第一項若しくは第四項、第三百三条の二第一項、第四百四条の二の三第一項若しくは第三項又は同条第五項において準用する第三百三条第四項の規定により運転免許の効力が停止されていることを含む。）を知らながら、当該運転者に対し、当該自動車又は原動機付自転車を運転して自己を運送することを要求し、又は依頼して、当該運転者が第一項の規定に違反して運転する自動車又は原動機付自転車に同乗してはならない。

（罰則）（略）

（新設）



(危険防止の措置)

第六十七条 警察官は、車両等の運転者が第六十四条第一項、第六十五条第一項、第六十六条、第七十一条の四第四項から第七項まで又は第八十五条第五項から第七項(第二号を除く。)までの規定に違反して車両等を運転していると認めるときは、当該車両等を停止させ、及び当該車両等の運転者に対し、第九十二条第一項の運転免許証又は第七十七条の二の国際運転免許証若しくは外国運転免許証の提示を求めることができる。

2 前項に定めるもののほか、警察官は、車両等の運転者が車両等の運転に関しこの法律(第六十四条第一項、第六十五条第一項、第六十六条、第七十一条の四第四項から第七項まで及び第八十五条第五項から第七項(第二号を除く。))までを除く。)若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律の規定に基づく処分違反し、又は車両等の交通による人の死傷若しくは物の損壊(以下「交通事故」という。))を起こした場合において、当該車両等の運転者に引き続き当該車両等を運転させることができるかどうかを確認するため必要があると認めるときは、当該車両等の運転者に対し、第九十二条第一項の運転免許証又は第七十七条の二の国際運転免許証若しくは外国運転免許証の提示を求めることができる。

3 (略)

4 前三項の場合において、当該車両等の運転者が第六十四条第一項、第六十四条の二第一項、第六十五条第一項、第六十六条、第七十一条の四第四項から第七項まで又は第八十五条第五項から第七項(第二号

(危険防止の措置)

第六十七条 警察官は、車両等の運転者が第六十四条第一項、第六十五条第一項、第六十六条、第七十一条の四第三項から第六項まで又は第八十五条第五項から第七項(第二号を除く。)までの規定に違反して車両等を運転していると認めるときは、当該車両等を停止させ、及び当該車両等の運転者に対し、第九十二条第一項の運転免許証又は第七十七条の二の国際運転免許証若しくは外国運転免許証の提示を求めることができる。

2 前項に定めるもののほか、警察官は、車両等の運転者が車両等の運転に関しこの法律(第六十四条第一項、第六十五条第一項、第六十六条、第七十一条の四第三項から第六項まで及び第八十五条第五項から第七項(第二号を除く。))までを除く。)若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律の規定に基づく処分違反し、又は車両等の交通による人の死傷若しくは物の損壊(以下「交通事故」という。))を起こした場合において、当該車両等の運転者に引き続き当該車両等を運転させることができるかどうかを確認するため必要があると認めるときは、当該車両等の運転者に対し、第九十二条第一項の運転免許証又は第七十七条の二の国際運転免許証若しくは外国運転免許証の提示を求めることができる。

3 (略)

4 前三項の場合において、当該車両等の運転者が第六十四条第一項、第六十五条第一項、第六十六条、第七十一条の四第三項から第六項まで又は第八十五条第五項から第七項(第二号を除く。))までの規定に

を除く。)までの規定に違反して車両等を運転するおそれがあるときは、警察官は、その者が正常な運転ができる状態になるまで車両等の運転をしてはならない旨を指示する等道路における交通の危険を防止するため必要な応急の措置をとることができる。

(罰則 (略) )

(運転者の遵守事項)

第七十一条 車両等の運転者は、次に掲げる事項を守らなければならない。  
い。

一〜五の四 (略)

五の五 自動車又は原動機付自転車(以下この号において「自動車等」という。)を運転する場合には、当該自動車等が停止しているときを除き、携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置(その全部又は一部を手で保持しなければ送信及び受信のいずれも行おうことができないものに限る。第百十八条第一項第四号において「無線通話装置」という。)を通话(傷病者の救護又は公共の安全の維持のため当該自動車等の走行中に緊急やむを得ずに行うものを除く。同号において同じ。)のために使用し、又は当該自動車等に取り付けられ若しくは持ち込まれた画像表示用装置(道路運送車両法第四十一条第一項第十六号若しくは第十七号又は第四十四条第十一号に規定する装置であるものを除く。第百十八条第一項第四号において同じ。)に表示された画像を注視しないこと。

六 (略)

(罰則 第一号、第四号から第五号まで、第五号の三、第五号の四

違反して車両等を運転するおそれがあるときは、警察官は、その者が正常な運転ができる状態になるまで車両等の運転をしてはならない旨を指示する等道路における交通の危険を防止するため必要な応急の措置をとることができる。

(罰則 (略) )

(運転者の遵守事項)

第七十一条 車両等の運転者は、次に掲げる事項を守らなければならない。  
い。

一〜五の四 (略)

五の五 自動車又は原動機付自転車(以下この号において「自動車等」という。)を運転する場合には、当該自動車等が停止しているときを除き、携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置(その全部又は一部を手で保持しなければ送信及び受信のいずれも行おうことができないものに限る。第百十八条第二項第二号において「無線通話装置」という。)を通话(傷病者の救護又は公共の安全の維持のため当該自動車等の走行中に緊急やむを得ずに行うものを除く。同号において同じ。)のために使用し、又は当該自動車等に取り付けられ若しくは持ち込まれた画像表示用装置(道路運送車両法第四十一条第一項第十六号若しくは第十七号又は第四十四条第十一号に規定する装置であるものを除く。第百十八条第二項第二号において同じ。)に表示された画像を注視しないこと。

六 (略)

(罰則 第一号、第四号から第五号まで、第五号の三、第五号の四

及び第六号については第二百二十条第一項第十号 第二号、第二号の三及び第三号については第一百十九条第一項第十五号 第五号の五については第一百十七条の四第一項第二号、第一百十八条第一項第四号)

(大型自動二輪車等の運転者の遵守事項)

第七十一条の四 (略)

2 一般原動機付自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶらないで一般原動機付自転車を運転してはならない。

3 特定小型原動機付自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。

4 5 8 (略)

(罰則 第四項から第七項までについては第一百十九条の三第一項第五号)

第六章 自動車及び一般原動機付自転車の運転免許

(運転免許)

第八十四条 自動車及び一般原動機付自転車(以下「自動車等」という。)を運転しようとする者は、公安委員会の運転免許(以下「免許」という。)を受けなければならない。

2 5 (略)

(第一種免許)

第八十五条 次の表の上欄に掲げる自動車等を運転しようとする者は、

及び第六号については第二百二十条第一項第十号 第二号、第二号の三及び第三号については第一百十九条第一項第十五号 第五号の五については第一百十七条の四第一項第二号、第一百十八条第一項第二号)

(大型自動二輪車等の運転者の遵守事項)

第七十一条の四 (略)

2 原動機付自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶらないで原動機付自転車を運転してはならない。

(新設)

3 7 (略)

(罰則 第三項から第六項までについては第一百十九条の三第一項第五号)

第六章 自動車及び原動機付自転車の運転免許

(運転免許)

第八十四条 自動車及び原動機付自転車(以下「自動車等」という。)を運転しようとする者は、公安委員会の運転免許(以下「免許」という。)を受けなければならない。

2 5 (略)

(第一種免許)

第八十五条 次の表の上欄に掲げる自動車等を運転しようとする者は、

当該自動車等の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる第一種免許を受けなければならない。

自動車等の種類	第一種免許の種類
(略)	(略)
一般原動機付自転車	原付免許

2 前項の表の下欄に掲げる第一種免許を受けた者は、同表の区分に従い当該自動車等を運転することができるほか、次の表の上欄に掲げる免許の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる種類の自動車等を運転することができる。

第一種免許の種類	運転することができる自動車等の種類
大型免許	中型自動車、準中型自動車、普通自動車、小型特殊自動車及び一般原動機付自転車
中型免許	準中型自動車、普通自動車、小型特殊自動車及び一般原動機付自転車
準中型免許	普通自動車、小型特殊自動車及び一般原動機付自転車
普通免許	小型特殊自動車及び一般原動機付自転車
大型特殊免許	小型特殊自動車及び一般原動機付自転車
大型二輪免許	普通自動二輪車、小型特殊自動車及び一般原動機付自転車

当該自動車等の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる第一種免許を受けなければならない。

自動車等の種類	第一種免許の種類
(略)	(略)
原動機付自転車	原付免許

2 前項の表の下欄に掲げる第一種免許を受けた者は、同表の区分に従い当該自動車等を運転することができるほか、次の表の上欄に掲げる免許の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる種類の自動車等を運転することができる。

第一種免許の種類	運転することができる自動車等の種類
大型免許	中型自動車、準中型自動車、普通自動車、小型特殊自動車及び原動機付自転車
中型免許	準中型自動車、普通自動車、小型特殊自動車及び原動機付自転車
準中型免許	普通自動車、小型特殊自動車及び原動機付自転車
普通免許	小型特殊自動車及び原動機付自転車
大型特殊免許	小型特殊自動車及び原動機付自転車
大型二輪免許	普通自動二輪車、小型特殊自動車及び原動機付自転車

普通二輪免許

小型特殊自動車及び一般原動機付自転車

3～12 (略)

(罰則 第五項から第十項までについては第百十八条第一項第五号)

(仮免許)

第八十七条 (略)

2～6 (略)

(罰則 第二項後段については第百十八条第一項第六号 第三項については第百二十条第一項第十四号、同条第三項)

(免許の効力の仮停止)

第百三条の二 免許を受けた者が自動車等の運転に関し次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該交通事故を起こした場所を管轄する警察署長は、その者に対し、当該交通事故を起こした日から起算して三十日を経過する日を終期とする免許の効力の停止(以下この条において「仮停止」という。)をすることができる。

一 (略)

二 第百十七条の二第一項第一号、第三号若しくは第四号、第百七十七条の二の二第二項第一号、第三号若しくは第七号、第百七十七条の四第一項第二号又は第百十八条第一項第五号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけたとき。

三 (略)

普通二輪免許

小型特殊自動車及び原動機付自転車

3～12 (略)

(罰則 第五項から第十項までについては第百十八条第一項第三号)

(仮免許)

第八十七条 (略)

2～6 (略)

(罰則 第二項後段については第百十八条第一項第四号 第三項については第百二十条第一項第十四号、同条第三項)

(免許の効力の仮停止)

第百三条の二 免許を受けた者が自動車等の運転に関し次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該交通事故を起こした場所を管轄する警察署長は、その者に対し、当該交通事故を起こした日から起算して三十日を経過する日を終期とする免許の効力の停止(以下この条において「仮停止」という。)をすることができる。

一 (略)

二 第百十七条の二第二項第一号、第三号若しくは第四号、第百七十七条の二の二第二項第一号、第三号若しくは第七号、第百七十七条の四第一項第二号又は第百十八条第一項第三号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけたとき。

三 (略)

257 (略)

(罰則 (略))

(講習)

第百八条の二 公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる講習を行うものとする。

一5 (略)

六 原付免許を受けようとする者に対する一般原動機付自転車の運転に関する講習

七4 (略)

十五 特定小型原動機付自転車の運転による交通の危険を防止するための講習

十六 (略)

2 (略)

3 公安委員会は、内閣府令で定める者に第一項第一号、第三号から第九号まで、第十一号から第十三号まで、第十五号若しくは第十六号に掲げる講習又は前項に規定する講習の実施を委託することができる。

(特定小型原動機付自転車運転者講習等の受講命令)

第百八条の三の五 公安委員会は、特定小型原動機付自転車の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反する行為であつて道路における交通の危険を生じさせるおそれのあるものとして政令で定めるもの(次条において「特定小型原動機付自転車危険行為」という。)を反復してした者が、更

257 (略)

(罰則 (略))

(講習)

第百八条の二 公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる講習を行うものとする。

一5 (略)

六 原付免許を受けようとする者に対する原動機付自転車の運転に関する講習

七4 (略)

(新設)

十五 (略)

2 (略)

3 公安委員会は、内閣府令で定める者に第一項第一号、第三号から第九号まで、第十一号から第十三号まで若しくは第十五号に掲げる講習又は前項に規定する講習の実施を委託することができる。

(自転車運転者講習の受講命令)

第百八条の三の五 (新設)

に特定小型原動機付自転車<sup>2</sup>を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがあると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、その者に対し、三月を超えない範囲内で期間を定めて、当該期間内に行われる第百八条の二第一項第十五号に掲げる講習（次条において「特定小型原動機付自転車運転者講習」という。）を受けなければならない旨を命ずることができる。

2 公安委員会は、自転車の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反する行為であつて道路における交通の危険を生じさせるおそれのあるものとして政令で定めるもの（次条において「自転車危険行為」という。）を反復してした者が、更に自転車を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがあると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、その者に対し、三月を超えない範囲内で期間を定めて、当該期間内に行われる第百八条の二第一項第十六号に掲げる講習（次条において「自転車運転者講習」という。）を受けなければならない旨を命ずることができる。

（罰則（略））

（特定小型原動機付自転車運転者講習等の受講命令等の報告）

第百八条の三の六 公安委員会は、前条の規定による命令をしたとき、特定小型原動機付自転車の運転者が特定小型原動機付自転車危険行為をしたとき若しくは特定小型原動機付自転車運転者講習を受けたとき又は自転車の運転者が自転車危険行為をしたとき若しくは自転車運転者講習を受けたときは、内閣府令で定める事項を国家公安委員会に報

公安委員会は、自転車の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反する行為であつて道路における交通の危険を生じさせるおそれのあるものとして政令で定めるもの（次条において「危険行為」という。）を反復してした者が、更に自転車を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがあると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、その者に対し、三月を超えない範囲内で期間を定めて、当該期間内に行われる第百八条の二第一項第十五号に掲げる講習（次条において「自転車運転者講習」という。）を受けなければならない旨を命ずることができる。

（罰則（略））

（自転車運転者講習の受講命令等の報告）

第百八条の三の六 公安委員会は、前条の規定による命令をしたとき又は自転車の運転者が危険行為をしたとき若しくは自転車運転者講習を受けたときは、内閣府令で定める事項を国家公安委員会に報告しなければならない。この場合において、国家公安委員会は、自転車運転者講習に関する事務の適正を図るため、当該報告に係る事項を各公安委

告しなければならない。この場合において、国家公安委員会は、特定小型原動機付自転車運転者講習及び自転車運転者講習に関する事務の適正を図るため、当該報告に係る事項を各公安委員会に通報するものとする。

(民間の組織活動等の促進を図るための措置)

第百八条の二十六 公安委員会は、道路における交通の安全と円滑に資するための次に掲げる活動で民間の自主的な組織活動として行われるものの促進を図るため、関係する機関及び団体の活動との調和及び連携を図りつつ、情報の提供、助言、指導その他必要な措置を講ずるものとする。

一 三 (略)

四 道路における適正な車両の駐車又は道路の使用についての啓発活動、特定小型原動機付自転車又は自転車の適正な通行についての啓発活動その他道路における交通の安全と円滑に資するための啓発活動

五 (略)

2 (略)

(公安委員会による交通安全教育)

第百八条の二十七 (略)

(交通安全教育指針及び交通の方法に関する教則の作成)

第百八条の二十八 国家公安委員会は、道路を通行する者に対する交通

員会に通報するものとする。

(民間の組織活動等の促進を図るための措置)

第百八条の二十六 公安委員会は、道路における交通の安全と円滑に資するための次に掲げる活動で民間の自主的な組織活動として行われるものの促進を図るため、関係する機関及び団体の活動との調和及び連携を図りつつ、情報の提供、助言、指導その他必要な措置を講ずるものとする。

一 三 (略)

四 道路における適正な車両の駐車又は道路の使用についての啓発活動、自転車の適正な通行についての啓発活動その他道路における交通の安全と円滑に資するための啓発活動

五 (略)

2 (略)

(交通安全教育)

第百八条の二十七 (略)

(交通安全教育指針及び交通の方法に関する教則の作成)

第百八条の二十八 国家公安委員会は、道路を通行する者に対する交通



安全教育を行う者（公安委員会を除く。）が効果的かつ適切な交通安全教育を行うことができるようにし、及び公安委員会が行う前条の交通安全教育の基準とするため、次に掲げる事項を内容とする交通安全教育に関する指針（以下「交通安全教育指針」という。）を作成し、これを公表するものとする。

一 自動車及び原動機付自転車の安全な運転に必要な技能及び知識その他の適正な交通の方法に関する技能及び知識を習得する機会を提供するための交通安全教育の内容及び方法

二・三（略）

2・3（略）

4 国家公安委員会は、道路を通行する者が適正な交通の方法を容易に理解することができるようにするため、次に掲げる事項を内容とする教則を作成し、これを公表するものとする。

一・二（略）

三 前二号に掲げるもののほか、自動車の構造その他自動車及び原動機付自転車の運転に必要な知識

（地域交通安全活動推進委員）

第百八条の二十九（略）

2 地域交通安全活動推進委員は、次に掲げる活動を行う。

一・三（略）

四 特定小型原動機付自転車又は自転車の適正な通行の方法について住民の理解を深めるための運動の推進

五（略）

安全教育を行う者（公安委員会を除く。）が効果的かつ適切な交通安全教育を行うことができるようにし、及び公安委員会が行う前条の交通安全教育の基準とするため、次に掲げる事項を内容とする交通安全教育に関する指針（以下「交通安全教育指針」という。）を作成し、これを公表するものとする。

一 自動車等の安全な運転に必要な技能及び知識その他の適正な交通の方法に関する技能及び知識を習得する機会を提供するための交通安全教育の内容及び方法

二・三（略）

2・3（略）

4 国家公安委員会は、道路を通行する者が適正な交通の方法を容易に理解することができるようにするため、次に掲げる事項を内容とする教則を作成し、これを公表するものとする。

一・二（略）

三 前二号に掲げるもののほか、自動車の構造その他自動車等の運転に必要な知識

（地域交通安全活動推進委員）

第百八条の二十九（略）

2 地域交通安全活動推進委員は、次に掲げる活動を行う。

一・三（略）

四 自転車の適正な通行の方法について住民の理解を深めるための運動の推進

五（略）

3 6 (略)

(特定小型原動機付自転車の販売者等による交通安全教育)

第百八条の三十二の四 特定小型原動機付自転車を販売し、又は貸し渡すことを業とする者は、当該特定小型原動機付自転車の購入者又は利用者に対し、交通安全教育指針に従つて特定小型原動機付自転車の安全な運転を確保するために必要な交通安全教育を行うように努めなければならない。

(免許証又は国際運転免許証等の保管)

第百九条 警察官は、自動車又は一般原動機付自転車の運転者が自動車又は一般原動機付自転車の運転に関しこの法律の罰則に触れる行為をしたと認めるときは、その現場において、免許証又は国際運転免許証等の提出を求めこれを保管することができる。この場合において、警察官は、保管証を交付しなければならない。

2 6 (略)

(特定の交通の規制等の手続)

第百十条の二 (略)

2 (略)

3 公安委員会(第五条第一項の規定により権限を委任された警察署長を含む。以下この条において同じ。)は、第四条第一項の規定に基づき、第二条第一項第三号、第三号の四、第四号、第四号の二若しくは第七号、第四条第三項、第八条第一項、第十三条第二項、第十七条第

3 6 (略)

(新設)

(免許証又は国際運転免許証等の保管)

第百九条 警察官は、自動車又は原動機付自転車の運転者が自動車又は原動機付自転車の運転に関しこの法律の罰則に触れる行為をしたと認めるときは、その現場において、免許証又は国際運転免許証等の提出を求めこれを保管することができる。この場合において、警察官は、保管証を交付しなければならない。

2 6 (略)

(特定の交通の規制等の手続)

第百十条の二 (略)

2 (略)

3 公安委員会(第五条第一項の規定により権限を委任された警察署長を含む。以下この条において同じ。)は、第四条第一項の規定に基づき、第二条第一項第三号、第三号の四、第四号、第四号の二若しくは第七号、第四条第三項、第八条第一項、第十三条第二項、第十七条第

四項、第五項第五号若しくは第六項、第十七条の二第一項、第二十二  
条第一項、第二十三条、第三十四条第五項、第四十九条第一項、第六  
十三条の四第一項第一号又は第六十三条の七第二項の道路標識等（第  
十七条第六項の道路標識等にあつては内閣府令・国土交通省令で定め  
るもの限り、第二十二条第一項の道路標識等にあつては同項の政令  
で定める最高速度を超える最高速度に係るものに限る。以下この条に  
おいて同じ。）により交通の規制を行おうとするときは、当該規制の  
適用される道路（第二十二条第一項及び第六十三条の四第一項第一号  
の道路標識等以外の道路標識等に係る場合にあつては、道路法による  
道路に限る。）の管理者の意見を聴かなければならない。ただし、第  
八条第一項の道路標識等による交通の規制を行う場合において、緊急  
を要するためやむを得ないと認められるときは、この限りでないもの  
とし、この場合には、事後において、速やかに当該交通の規制に係る  
事項を通知しなければならない。

4～7（略）

第一百七十七条の二の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の  
懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一（略）

二 第六十四条（無免許運転等の禁止）第二項の規定に違反した者（  
当該違反により当該自動車又は一般原動機付自転車の提供を受けた  
者が同条第一項の規定に違反して当該自動車又は一般原動機付自転  
車を運転した場合に限る。）

三～九（略）

四項、第五項第五号若しくは第六項、第二十二条第一項、第二十三  
条、第三十四条第五項、第四十九条第一項、第六十三条の四第一項第一  
号又は第六十三条の七第二項の道路標識等（第十七条第六項の道路標  
識等にあつては内閣府令・国土交通省令で定めるもの限り、第二十  
二条第一項の道路標識等にあつては同項の政令で定める最高速度を超  
える最高速度に係るものに限る。以下この条において同じ。）により  
交通の規制を行おうとするときは、当該規制の適用される道路（第二  
十二条第一項及び第六十三条の四第一項第一号の道路標識等以外の道  
路標識等に係る場合にあつては、道路法による道路に限る。）の管理  
者の意見を聴かなければならない。ただし、第八条第一項の道路標識  
等による交通の規制を行う場合において、緊急を要するためやむを得  
ないと認められるときは、この限りでないものとし、この場合には、  
事後において、速やかに当該交通の規制に係る事項を通知しなければ  
ならない。

4～7（略）

第一百七十七条の二の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の  
懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一（略）

二 第六十四条（無免許運転等の禁止）第二項の規定に違反した者（  
当該違反により当該自動車又は原動機付自転車の提供を受けた者が  
同条第一項の規定に違反して当該自動車又は原動機付自転車を運転  
した場合に限る。）

三～九（略）

2 (略)

第一百八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第六十四条の二(十六歳未満の者による特定小型原動機付自転車)の運転等の禁止) 第一項の規定に違反した者

三 第六十四条の二(十六歳未満の者による特定小型原動機付自転車の運転等の禁止) 第二項の規定に違反した者(当該違反により当該特定小型原動機付自転車の提供を受けた者が同条第一項の規定に違反して当該特定小型原動機付自転車を運転した場合に限る。)

四(略)

2・3 (略)

第一百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一(略)

二十 第九十一条(免許の条件)若しくは第九十一条の二(申請による免許の条件の付与等) 第二項の規定により公安委員会が付し、若しくは変更した条件に違反し、又は第七十条の四(臨時適性検査)

第三項の規定による公安委員会の命令に違反して自動車又は一般原動機付自転車を運転した者

2・3 (略)

2 (略)

第一百八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

(新設)

(新設)

二(略)

2・3 (略)

第一百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一(略)

二十 第九十一条(免許の条件)若しくは第九十一条の二(申請による免許の条件の付与等) 第二項の規定により公安委員会が付し、若しくは変更した条件に違反し、又は第七十条の四(臨時適性検査)

第三項の規定による公安委員会の命令に違反して自動車又は原動機付自転車を運転した者

2・3 (略)

第百十九条の三 次の各号のいずれかに該当する者（第一号から第四号までに掲げる者にあつては、前条第一項の規定に該当する者を除く。）は、十万円以下の罰金に処する。

一〇四（略）

五 第七十一条の四（大型自動二輪車等の運転者の遵守事項）第四項から第七項までの規定に違反した者

2・3（略）

第百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一〇六（略）

十七 第百八条の三の五（特定小型原動機付自転車運転者講習等の受講命令）の規定による公安委員会の命令に従わなかつた者

2・3（略）

第百二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、二万円以下の罰金又は科料に処する。

一〇七（略）

八 第十七条の二（特例特定小型原動機付自転車の歩道通行）第二項、第十七条の三（特例特定小型原動機付自転車等の路側帯通行）第二項、第十九条（軽車両の並進の禁止）、第二十一条（軌道敷内の通行）第一項、第二項後段若しくは第三項、第二十五条（道路外に出る場合の方法）第一項若しくは第二項、第三十四条（左折又は右折）第一項から第五項まで、第三十五条の二（環状交差点における

第百十九条の三 次の各号のいずれかに該当する者（第一号から第四号までに掲げる者にあつては、前条第一項の規定に該当する者を除く。）は、十万円以下の罰金に処する。

一〇四（略）

五 第七十一条の四（大型自動二輪車等の運転者の遵守事項）第三項から第六項までの規定に違反した者

2・3（略）

第百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一〇六（略）

十七 第百八条の三の五（自転車運転者講習の受講命令）の規定による公安委員会の命令に従わなかつた者

2・3（略）

第百二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、二万円以下の罰金又は科料に処する。

一〇七（略）

八 第十七条の二（軽車両の路側帯通行）第二項、第十九条（軽車両の並進の禁止）、第二十一条（軌道敷内の通行）第一項、第二項後段若しくは第三項、第二十五条（道路外に出る場合の方法）第一項若しくは第二項、第三十四条（左折又は右折）第一項から第五項まで、第三十五条の二（環状交差点における左折等）、第六十三条の三（自転車道の通行区分）、第六十三条の四（普通自転車の歩道通

左折等)、第六十三条の三(自転車道の通行区分)、第六十三条の四(普通自転車の歩道通行)第二項又は第七十五条の七(本線車道の出入の方法)の規定の違反となるような行為をした者

九〇十二 (略)

2・3 (略)

(通則)

第二百二十五条 (略)

2 この章において「反則者」とは、反則行為をした者であつて、次の各号のいずれかに該当する者以外のものをいう。

一 当該反則行為に係る車両等(特定小型原動機付自転車を除く。)に関し法令の規定による運転の免許を受けていない者(法令の規定により当該免許の効力が停止されている者を含み、第一百七条の二の規定により国際運転免許証等で当該車両等を運転することができることとされている者を除く。)、第六十四条の二第一項の規定により当該反則行為に係る特定小型原動機付自転車を運転することができないこととされている者又は第八十五条第五項から第十項までの規定により当該反則行為に係る自動車を運転することができないこととされている者

二・三 (略)

3 (略)

別表第二(第二百二十五条、第三百十条の二関係)

反則行為の区分

反則行為に係る車両等

反則金の限

行)第二項又は第七十五条の七(本線車道の出入の方法)の規定の違反となるような行為をした者

九〇十二 (略)

2・3 (略)

(通則)

第二百二十五条 (略)

2 この章において「反則者」とは、反則行為をした者であつて、次の各号のいずれかに該当する者以外のものをいう。

一 当該反則行為に係る車両等に関し法令の規定による運転の免許を受けていない者(法令の規定により当該免許の効力が停止されている者を含み、第一百七条の二の規定により国際運転免許証等で当該車両等を運転することができることとされている者を除く。)、又は第八十五条第五項から第十項までの規定により当該反則行為に係る自動車を運転することができないこととされている者

二・三 (略)

3 (略)

別表第二(第二百二十五条、第三百十条の二関係)

反則行為の区分

反則行為に係る車両等

反則金の限

備考 (略)	(略)	第百十八条第一項第四号の 罪に当たる行為			の 種類	度 額
		(略)	(略)	(略)		

備考 (略)	(略)	第百十八条第一項第二号の 罪に当たる行為			の 種類	度 額
		(略)	(略)	(略)		

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章 自動車及び一般原動機付自転車の運転免許</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 免許証等（第九十二条―第九十五条の六）</p> <p>第四節～第四節の三（略）</p> <p>第五節 免許証等の更新等（第一百一条―第一百二条の三）</p> <p>第六節～第八節（略）</p> <p>第六章の二～第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（仮免許）</p> <p>第八十七条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 仮免許の有効期間は、当該仮免許に係る第九十七条第一項第一号に掲げる事項について行う運転免許試験（第九十条第一項及び第九十五条の六第一項において「適性試験」という。）を受けた日から起算して六月とする。ただし、当該期間が満了するまでの間に、大型仮免許を受けた者が大型免許若しくは大型第二種免許を受け、中型仮免許を受けた者が大型自動車若しくは中型自動車を運転することができる第</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章 自動車及び一般原動機付自転車の運転免許</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 免許証等（第九十二条―第九十五条）</p> <p>第四節～第四節の三（略）</p> <p>第五節 免許証の更新等（第一百一条―第一百二条の三）</p> <p>第六節～第八節（略）</p> <p>第六章の二～第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（仮免許）</p> <p>第八十七条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 仮免許の有効期間は、当該仮免許に係る第九十七条第一項第一号に掲げる事項について行う運転免許試験（第九十条及び第九十二条の二において「適性試験」という。）を受けた日から起算して六月とする。ただし、当該期間が満了するまでの間に、大型仮免許を受けた者が大型免許若しくは大型第二種免許を受け、中型仮免許を受けた者が大型自動車若しくは中型自動車を運転することができる第一種免許若し</p>



一種免許若しくは第二種免許を受け、準中型仮免許を受けた者が大型自動車、中型自動車若しくは準中型自動車を運転することができる第一種免許若しくは第二種免許を受け、又は普通仮免許を受けた者が大型自動車、中型自動車、準中型自動車若しくは普通自動車を運転することができる第一種免許若しくは第二種免許を受けたときは、当該仮免許は、その効力を失う。

(罰則 (略))

(免許証の交付)

第九十二条 (略)

2 免許を現に受けている者に対し、当該免許の種類と異なる種類の免許を与えるときは、その異なる種類の免許に係る免許証にその者が現に受けている免許に係る事項を記載して、その者が現に有する免許証と引換えに交付するものとする。

(削る)

くは第二種免許を受け、準中型仮免許を受けた者が大型自動車、中型自動車若しくは準中型自動車を運転することができる第一種免許若しくは第二種免許を受け、又は普通仮免許を受けた者が大型自動車、中型自動車、準中型自動車若しくは普通自動車を運転することができる第一種免許若しくは第二種免許を受けたときは、当該仮免許は、その効力を失う。

(罰則 (略))

(免許証の交付)

第九十二条 (略)

2 免許を現に受けている者に対し、当該免許の種類と異なる種類の免許を与えるときは、その異なる種類の免許に係る免許証にその者が現に受けている免許に係る事項を記載して、その者が現に有する免許証と引き換えに交付するものとする。

(免許証の有効期間)

第九十二条の二 第一種免許及び第二種免許に係る免許証(第一百七条第二項の規定により交付された免許証を除く。以下この項において同じ。 )の有効期間は、次の表の上欄に掲げる区分ごとに、それぞれ、同表の中欄に掲げる年齢に応じ、同表の下欄に定める日が経過するまでの期間とする。

免許証の交付又は更新を受けた者の区分	更新日等における年齢	有効期間の末日
		満了日等の後のその者の五

<p>優良運転者及び一般運転者</p>	七十歳未満	回目の誕生日から起算して一月を経過する日
	七十歳	満了日等の後のその者の四回目の誕生日から起算して一月を経過する日
<p>違反運転者等</p>	七十一歳以上	満了日等の後のその者の三回目の誕生日から起算して一月を経過する日
備考	<p>一 この表に掲げる用語の意義は、次に定めるとおりとする。</p> <p>1 更新日等 第一百一条第六項の規定により更新された免許証にあつては当該更新された日、第一百一条の二第四項の規定により更新された免許証にあつては同条第三項の規定による適性検査を受けた日、海外旅行、災害その他の政令で定めるやむを得ない理由のため第一百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けることができなかった者（その免許がその結果第百五条第一項の規定により効力を失つた日から起算して六月（当該やむを得ない理由のためその期間内に次の免許を受けることができなかった者にあつては、当該効力を失つた日から起算して三年を経過しない場合に限る）、当該事情がやんだ日から起算して一月）を経過しない</p>	

---

者に限る。) に対して前条第一項の規定により交付された免許証及び第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し(同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。)を受けた者(当該取消しを受けた日から起算して三年を経過しない者に限り、同日前の直近においてした第八十九条第一項、第百一条第一項若しくは第百一条の二第二項の規定による質問票の提出又は第百一条の五の規定による報告について第百七条の四第一項第三号の違反行為をした者を除く。)に対して前条第一項の規定により交付された免許証にあつてはこれらの交付された免許証に係る適性試験を受けた日の直前のその者の誕生日(当該適性試験を受けた日がその者の誕生日である場合にあっては、当該適性試験を受けた日)の前日、その他の免許証にあつては当該免許証に係る適性試験を受けた日

2 | 優良運転者 更新日等(海外旅行、災害その他の政令で定めるやむを得ない理由のため第百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けることができなかつた者(その免許がその結果第百五条第一項の規定により効力を失つた日から起算して六月(当該やむを得ない理由のためその期間内に次の免許を受けることができなかつた者にあつては、当該効力を失つた日から起算して三年を経過しない場合)に限り、当該事情がやんだ日から起算して一月)を経過しない者に限る。)に対して前条第一項の規定により交付された免許証にあつては当該効力を失つた免許に係る免許証の有

---

---

効期間の末日、第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた者（当該取消しを受けた日から起算して三年を経過しない者に限り、同日前の直近においてした第八十九条第一項、第百一条第一項若しくは第百一条の二第二項の規定による質問票の提出又は第百一条の五の規定による報告について第百七条の四第一項第三号の違反行為をした者を除く。）に対して前条第一項の規定により交付された免許証にあつては当該取消しを受けた日。4において同じ。）までに継続して免許（仮免許を除く。4において同じ。）を受けている期間が五年以上である者であつて、自動車等の運転に関するこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分並びに重大違反等及び道路外致死傷に係る法律の規定の遵守の状況が優良な者として政令で定める基準に適合するもの

3 | 一般運転者 優良運転者又は違反運転者等以外の者

4 | 違反運転者等 更新日等までに継続して免許を受けている期間が五年以上である者であつて自動車等の運転に関するこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分並びに重大違反等及び道路外致死傷に係る法律の規定の遵守の状況が不良な者として政令で定める基準に該当するもの又は当該期間が五年未満である者

---

- 
- 5| 満了日等 第百一条第六項の規定により更新された免許証にあつては更新前の免許証の有効期間が満了した日、第百一条の二第四項の規定により更新された免許証にあつては同条第三項の規定による適性検査を受けた日、その他の免許証にあつては当該免許証に係る適性試験を受けた日
- 二| 更新日等がその者の誕生日である場合におけるこの表の適用については、この表中「更新日等」とあるのは、「更新日等の前日」とする。
- 三| 更新日等が有効期間の末日の直前のその者の誕生日の翌日から当該有効期間の末日までの間である場合におけるこの表の適用については、この表中「更新日等」とあるのは、「更新日等の直前のその者の誕生日の前日」とする。
- 四| 海外旅行、災害その他の政令で定めるやむを得ない理由のため第百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けることができなかった者（その免許がその結果第百五条第一項の規定により効力を失つた日から起算して六月（当該やむを得ない理由のためその期間内に次の免許を受けることができなかった者にあつては、当該効力を失つた日から起算して三年を経過しない場合に限り、当該事情がやんだ日から起算して一月）を経過する前に次の免許を受けた者に限る。）に対するこの表の備考一の2及び4の規定の適用については、当該効力を失つた免許を受けていた期間及び当該次の免許を受けていた期間は、継続していたものとみなす。
- 五| 第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同
-

条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。<sup>○</sup>）を受けた者（当該取消しを受けた日から起算して三年を経過する前に次の免許を受けた者に限り、同日前の直近においてした第八十九条第一項、第一百一条第一項若しくは第一百一条の二第一項の規定による質問票の提出又は第一百一条の五の規定による報告について第一百七条の四第一項第三号の違反行為をした者を除く。）に対するこの表の備考一の2及び4の規定の適用については、当該取り消された免許を受けた日から当該取消しを受けた日までの期間及び当該次の免許を受けていた期間は、継続していたものとみなす。

六 その者の誕生日が二月二十九日である場合におけるこの表の適用については、その者のうるう年以外の年における誕生日は二月二十八日であるものとみなす。

- 2 第四百四条の四第三項の規定により与えられる免許に係る免許証の有効期間は、同条第二項の規定により取り消される免許に係る免許証の有効期間が満了することとされていた日が経過するまでの期間とする<sup>○</sup>。
- 3 第一百七条第二項の規定により交付された免許証（前項に規定するものを除く。）の有効期間は、当該免許証に係る同条第一項の規定により返納された免許証の有効期間が満了することとされていた日が経過するまでの期間とする。

- 4 前三項に規定する期間の末日が日曜日その他政令で定める日に当たるときは、これらの日の翌日を当該期間の末日とみなす。

(免許証の記載事項)

第九十三条 免許証には、次に掲げる事項(次条の規定による記録が行われる場合にあつては、内閣府令で定めるものを除く。)を記載するものとする。

一 四 (略)

五 免許を受けた者が第九十五条の六第一項の表の備考一のロに規定する優良運転者(第一百一条第三項及び第一百一条の二の二第一項において単に「優良運転者」という。)である場合にあつては、その旨

2・3 (略)

(免許証の電磁的方法による記録)

第九十三条の二 公安委員会は、前条第一項各号に掲げる事項又は同条第二項若しくは第三項の規定により記載され若しくは表示されるものの一部を、内閣府令で定めるところにより、免許証に電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができる方法をいう。以下同じ。)により記録することができる。

(特定免許情報の記録等)

第九十五条の二 免許(仮免許を除く。以下この条において同じ。)を現に受けている者のうち、当該免許について免許証のみを有するもの並びに免許証及び第四項に規定する免許情報記録個人番号カードのいずれをも有しないものは、いつでも、その者の住所を管轄する公安委員会に、その者の個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十

(免許証の記載事項)

第九十三条 免許証には、次に掲げる事項(次条の規定による記録が行われる場合にあつては、内閣府令で定めるものを除く。)を記載するものとする。

一 四 (略)

五 免許を受けた者が前条第一項の表の備考一の2に規定する優良運転者(第一百一条第三項及び第一百一条の二の二第一項において単に「優良運転者」という。)である場合にあつては、その旨

2・3 (略)

(免許証の電磁的方法による記録)

第九十三条の二 公安委員会は、前条第一項各号に掲げる事項又は同条第二項若しくは第三項の規定により記載され若しくは表示されるものの一部を、内閣府令で定めるところにより、免許証に電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができる方法をいう。以下同じ。)により記録することができる。

(新設)

七号) 第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。) の区分部分(同法第十八条に規定するカード記録事項が記録された部分と区分された部分をいう。以下同じ。)に当該免許に係る特定免許情報を記録することを申請することができる。

2 前項の特定免許情報とは、次に掲げる事項をいう。

一 免許情報記録(個人番号カードに記録された特定免許情報に係る記録をいう。以下同じ。)の番号

二 免許の年月日及び免許情報記録の有効期間の末日

三 免許の種類

四 第九十三条第二項に規定する条件に係る事項

五 第九十三条第三項の規定により免許証(仮免許に係るものを除く。以下この条及び第九十五条の四において同じ。)に記載され、又は表示される事項であつて内閣府令で定めるもの

3 第一項の規定による申請を受けた公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項に規定する特定免許情報(以下「特定免許情報」という。)をその者の個人番号カードの区分部分に電磁的方法により記録するものとする。

一 免許の効力が停止されているとき。

二 当該個人番号カードが行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十七条第六項の規定により効力を失っていること、当該個人番号カードの区分部分における他の事項が記録されていない領域が特定免許情報を記録するために十分でないことその他の公安委員会が個人番号カードの区分部分に特定免許情報を記録することができない事情として内閣府令で定めるものが



あるとき。

- 4 免許証及び免許情報記録個人番号カード（その者に係る特定免許情報  
が記録された個人番号カードをいう。以下同じ。）を有する者は、  
いつでも、免許証をその者の住所地を管轄する公安委員会に返納する  
ことができる。
- 5 第一項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず、免許を現に  
受けていない者が第九十二条第一項の規定による免許証の交付を受け  
ようとする際においてもすることができ。
- 6 第九十二条第一項の規定による免許証の交付を受けようとする際に  
第一項の規定による申請をする者は、当該申請に併せて当該免許証の  
交付を希望しない旨の申出をすることができ。この場合においては  
、その者が第三項の規定による特定免許情報の記録を受けたことをも  
つて、当該免許証が同条第一項の規定により交付され、第四項の規定  
により返納されたものとみなす。
- 7 免許情報記録個人番号カードは、前条の規定の適用については、免  
許証とみなす。
- 8 警察官は、第六十七条第一項又は第二項の規定による免許証の提示  
を求めた場合において、前項の規定により免許証とみなされた免許情  
報記録個人番号カードの提示を受けたときは、当該提示をした者に対  
し、警察官が当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許  
情報を確認するために必要な措置を受けることを求めることができる  
。この場合において、当該求めを受けた者は、これに応じなければな  
らない。
- 9 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する

る法律第十七条第六項の規定による個人番号カードの失効は、免許情報記録の効力に影響を及ぼさないものとする。

10| 免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者は、いつでも、免許情報記録個人番号カードをその者の住所地を管轄する公安委員会に提示して免許情報記録の抹消を受けることができる。

11| 免許を現に受けている者のうち当該免許について免許情報記録個人番号カードのみを有するものは、いつでも、その者の住所地を管轄する公安委員会に当該免許に係る免許証の交付を申請することができる。

12| 第一項及び前項の申請の手續並びに第六項の申出の手續について必要な事項は、内閣府令で定める。

(罰則 第八項については第二百二十条第一項第十号)

(免許情報記録個人番号カードの特則)

第九十五条の三 免許情報記録個人番号カードについての第九十二条第二項及び第九十三条第二項の規定の適用については、第九十二条第二項中「その異なる種類の免許に係る免許証にその者が現に受けている免許に係る事項を記載して、その者が現に有する免許証と引換えに交付する」とあるのは「その者の免許情報記録個人番号カード(第九十五条の二第四項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。以下同じ。)に記録された免許情報記録(同条第二項第一号に規定する免許情報記録をいう。)をその異なる種類の免許及びその者が現に受けている免許に係るものを書き換える」と、第九十三条第二項中「免許証に当該条件」とあるのは「免許情報記録個人番号カードの区分部分

(新設)

（第九十五条の二第一項に規定する区分部分をいう。）に当該条件（仮免許に係るものを除く。）と、「記載しなければ」とあるのは「電磁的方法（次条に規定する電磁的方法をいう。）により記録しなければ」とする。

（免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者の特則）

第九十五条の四 公安委員会は、免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者について、第九十二条第二項に規定する異なる種類の免許を与えるときは、同条第一項の規定による当該異なる種類の免許に係る免許証の交付を行うとともに、前条の規定により読み替えて適用する第九十二条第二項の規定による免許情報記録の書換えを行うものとする。

2 公安委員会は、免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者について、第九十一条又は第九十一条の二第二項の規定により、免許（仮免許を除く。以下この項及び次条第一項において同じ。）に条件を付し、又は免許に付されている条件を変更したときは、第九十三条第二項の規定による当該条件に係る事項の記載を行うとともに、前条の規定により読み替えて適用する第九十三条第二項の規定による当該条件に係る事項の記録を行うものとする。

（免許情報記録個人番号カードのみを有する者の特則）

第九十五条の五 免許を現に受けている者のうち当該免許について免許情報記録個人番号カードのみを有するものに対し、第九十二条第二項に規定する異なる種類の免許を与えるときは、同条第一項の規定にか

（新設）

（新設）

かわらず、第九十五条の三の規定により読み替えて適用する第九十二条第二項の規定による免許情報記録の書換えをもつて、当該異なる種類の免許を与えたものとする。

2 免許を現に受けている者のうち免許情報記録個人番号カードのみを有するものについての第九十四条第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項中「届け出て、免許証に変更に係る事項の記載（前条の規定による記録が行われる場合にあつては、同条の規定による記録）を受けなければ」とあるのは「届け出なければ」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第九十五条の五第二項の規定により読み替えて適用する第一項」とする。

3 前項に規定する者のうち次の各号に掲げるものは、同項の規定により読み替えて適用する第九十四条第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める事項の変更についての届出をすることを要しない。

一 国家公安委員会に対し、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第二百十条の三第三項の規定により国家公安委員会が同条第一項に規定する戸籍電子証明書（その者の変更した後の本籍を証明するものに限る。）の提供を受けるための措置として内閣府令で定める措置を講じた者 本籍

二 国家公安委員会に対し、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第十八条第三項の規定により国家公安委員会が同項に規定する特定署名用電子証明書記録情報（その者の個人番号カードに記録された同法第三条第一項に規定する個人番号カード用署名用電子証明書に係るものに限る。）の提供を受けるための措置として内閣府令で定

める措置を講じている者 住所、氏名及び生年月日

4 国家公安委員会は、免許に関する事務の適正を図るため、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を各公安委員会に通報するものとする。

一 前項第一号に規定する戸籍電子証明書又は同項第二号に規定する特定署名用電子証明書記録情報の提供を受けたとき 当該戸籍電子証明書又は当該特定署名用電子証明書記録情報に係る内閣府令で定める事項

二 前項第二号に規定する措置が開始され、又は終了したとき 当該措置が開始され、又は終了した旨その他の内閣府令で定める事項

(免許証等の有効期間)

第九十五条の六 第一種免許及び第二種免許に係る免許証（第九十五条の第二十一項の規定により交付された免許証（第七十七条の規定により読み替えて適用する第一条の四の第二項に規定する書面（以下この項において「更新証明書」という。）の交付を受けた者に対して交付されたものを除く。次項において同じ。）及び第六十六条の第三項の規定により交付された免許証を除く。以下この項において同じ。）並びに免許情報記録（第九十二条第一項の規定による免許証の交付を受けようとする際に第九十五条の第二項の規定による申請をした者又は更新証明書の交付を受けた者に対して同条第三項の規定により記録された免許情報記録（次項において「免許付与時記録免許情報記録等」という。））、第九十五条の三の規定により読み替えて適用する第九十二条第二項の規定により書き換えられた免許情報記録及び第一百

(新設)

条第六項又は第百一条の二第四項の規定により更新された免許情報記録に限る。以下この項において同じ。）の有効期間は、次の表の上欄に掲げる区分ごとに、それぞれ、同表の中欄に掲げる年齢に応じ、同表の下欄に定める日が経過するまでの期間とする。

違反運転者等	免許証の交付又は特定免許情報の記録を受けた者の区分		更新日等における年齢	有効期間の末日
	優良運転者及び一般運転者	七十歳	七十歳未満	満了日等の後のその者の四回目の誕生日から起算して一月を経過する日
		七十一歳以上		満了日等の後のその者の三回目の誕生日から起算して一月を経過する日

備考

一 この表に掲げる用語の意義は、次に定めるとおりとする。

イ 更新日等 次の(1)から(5)までに掲げる免許証及び免許情報記録の区分に応じ、当該(1)から(5)までに定める日

(1) 第百一条第六項の規定により更新された免許証及び免

---

許情報記録 当該更新された日

(2) 更新証明書の交付を受けた者のうち第百一条第六項の規定による免許情報記録の有効期間の更新を受けたものに対して第九十五条の第二十一項の規定により交付された免許証及び同条第三項の規定により記録された免許情報記録 当該更新証明書の交付を受けた日

(3) 第百一条の二第四項の規定により更新された免許証及び免許情報記録並びに更新証明書の交付を受けた者のうち同項の規定による免許情報記録の有効期間の更新を受けたものに対して第九十五条の第二十一項の規定により交付された免許証及び同条第三項の規定により記録された免許情報記録 第百一条の二第三項の規定による適性検査を受けた日

(4) 海外旅行、災害その他の政令で定めるやむを得ない理由のため第百一条第一項の免許証等の更新を受けることができなかった者（その免許がその結果第百五条の規定により効力を失った日から起算して六月（当該やむを得ない理由のためその期間内に次の免許を受けることができない者にあつては、当該効力を失った日から起算して三年を経過しない場合）に限り、当該事情がやんだ日から起算して一月）を経過しない者に限る。以下この表において「特別失効者」という。）又は第百三条第一項若しくは第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）

---

を受けた者（当該取消しを受けた日から起算して三年を経過しない者に限り、同日前の直近においてした第九十九条第一項、第一百一条第一項若しくは第一百一条の二第一項の規定による質問票の提出又は第一百一条の五の規定による報告について第一百七条の四第一項第三号の違反行為をした者を除く。以下この表において「特別取消処分者」という。）に対して第九十二条第一項の規定により交付された免許証及び第九十五条の二第三項の規定により記録された免許情報記録 当該交付された免許証又は記録された免許情報記録に係る適性試験を受けた日の直前のその者の誕生日（当該適性試験を受けた日がその者の誕生日である場合にあつては、当該適性試験を受けた日）の前日

(5) その他の免許証及び免許情報記録 当該免許証又は免許情報記録に係る適性試験を受けた日

ロ 優良運転者 更新日等（特別失効者に対して第九十二条第一項の規定により交付された免許証及び第九十五条の二第三項の規定により記録された免許情報記録にあつては当該効力を失った免許に係る免許証又は免許情報記録の有効期間の末日、特別取消処分者に対して第九十二条第一項の規定により交付された免許証及び第九十五条の二第三項の規定により記録された免許情報記録にあつては当該取消しを受けた日。二において同じ。）までに継続して免許（仮免許を除く。二において同じ。）を受けている期間が五年



以上である者であつて、自動車等の運転に関するこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分並びに重大違反等及び道路外致死傷に係る法律の規定の遵守の状況が優良な者として政令で定める基準に適合するもの

ハ 一般運転者 優良運転者又は違反運転者等以外の者

ニ 違反運転者等 更新日等までに継続して免許を受けている期間が五年以上である者であつて自動車等の運転に関するこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分並びに重大違反等及び道路外致死傷に係る法律の規定の遵守の状況が不良な者として政令で定める基準に該当するもの又は当該期間が五年未満である者

ホ 満了日等 次の(1)から(4)までに掲げる免許証及び免許情報記録の区分に応じ、当該(1)から(4)までに定める日

- (1) イ(1)に掲げる免許証及び免許情報記録 更新前の免許証又は免許情報記録の有効期間が満了した日
- (2) イ(2)に掲げる免許証及び免許情報記録 その直近において記録された免許情報記録の有効期間が満了することとされていた日
- (3) イ(3)に掲げる免許証及び免許情報記録 第一百一条の二第三項の規定による適性検査を受けた日
- (4) その他の免許証及び免許情報記録 当該免許証又は免許情報記録に係る適性試験を受けた日

二 更新日等がその者の誕生日である場合におけるこの表の適用については、この表中「更新日等」とあるのは、「更新日等の前日」とする。

三 更新日等が有効期間の末日の直前のその者の誕生日の翌日から当該有効期間の末日までの間である場合におけるこの表の適用については、この表中「更新日等」とあるのは、「更新日等の直前のその者の誕生日の前日」とする。

四 特別失効者に該当する者として当該効力を失った免許の次の免許を受けた者に対するこの表の備考一のロ及び二の規定の適用については、当該効力を失った免許を受けていた期間及び当該次の免許を受けていた期間は、継続していたものとみなす。

五 特別取消処分者に該当する者として当該取り消された免許の次の免許を受けた者に対するこの表の備考一のロ及び二の規定の適用については、当該取り消された免許を受けた日から当該取消しを受けた日までの期間及び当該次の免許を受けていた期間は、継続していたものとみなす。

六 その者の誕生日が二月二十九日である場合におけるこの表の適用については、その者のうるう年以外の年における誕生日は二月二十八日であるものとみなす。

2

次の各号に掲げる者に対して第九十五条の二第十一項の規定により交付された免許証及び第百六条の三第二項の規定により交付された免許証並びに第九十五条の二第三項の規定により記録された免許情報記録（免許付与時記録免許情報記録等を除く。）及び第百六条の四第二

項の規定により書き換えられた免許情報記録の有効期間は、当該各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める日が経過するまでの期間とする。

一 現に受けている免許（仮免許を除く。以下この項において同じ。）について免許証のみを有していた者 当該免許証の有効期間が満了する日

二 現に受けている免許について免許情報記録個人番号カードのみを有していた者 当該免許情報記録個人番号カードに記録された免許情報記録の有効期間が満了する日

三 現に受けている免許について免許証及び免許情報記録個人番号カードを有していた者 当該免許証の有効期間が満了する日又は当該免許情報記録個人番号カードに記録された免許情報記録の有効期間が満了する日のいずれか遅い日

四 現に受けている免許について免許証及び免許情報記録個人番号カードのいずれをも有していなかった者 その直近において記録された免許情報記録の有効期間が満了することとされていた日

3 前二項に規定する期間の末日が日曜日その他政令で定める日に当たるときは、これらの日の翌日を当該期間の末日とみなす。

（運転免許試験の免除）

第九十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、それぞれ当該各号に定める運転免許試験を免除する。

一・二 （略）

三 第一百一条第一項の免許証等の更新を受けなかった者（政令で定め

（運転免許試験の免除）

第九十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、それぞれ当該各号に定める運転免許試験を免除する。

一・二 （略）

三 第一百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けなかった者（政

る者を除く。)で、その者の免許が第百五条の規定により効力を失った日から起算して六月(海外旅行、災害その他政令で定めるやむを得ない理由のため、その期間内に運転免許試験を受けることができなかった者にあつては、当該効力を失った日から起算して三年を経過しない場合)に限り、当該事情がやんだ日から起算して一月)を経過しないもの(以下「特定失効者」という。)のうち、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める検査及び講習又は教育を内閣府令で定めるところにより受けたもの。その者が受けていた免許に係る運転免許試験(前条第一項第一号に掲げる事項についてのものを除く。)

イ、ホ (略)

四 大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を運転することができる免許について第百一条第一項の免許証等の更新を受けなかつた者(前号の政令で定める者を除く。)で、その者の免許が第百五条の規定により効力を失った日から起算して六月を超え一年を経過しないもの。その者が受けていた免許の区分に応じ大型仮免許、中型仮免許、準中型仮免許又は普通仮免許のいずれかに係る前条第一項第二号及び第三号に掲げる事項についての運転免許試験

五 (略)

2、4 (略)

(再試験)

第百条の二 (略)

令で定める者を除く。)で、その者の免許が第百五条第一項の規定により効力を失った日から起算して六月(海外旅行、災害その他政令で定めるやむを得ない理由のため、その期間内に運転免許試験を受けることができなかった者にあつては、当該効力を失った日から起算して三年を経過しない場合)に限り、当該事情がやんだ日から起算して一月)を経過しないもの(以下「特定失効者」という。)のうち、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める検査及び講習又は教育を内閣府令で定めるところにより受けたもの。その者が受けていた免許に係る運転免許試験(前条第一項第一号に掲げる事項についてのものを除く。)

イ、ホ (略)

四 大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を運転することができる免許について第百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けなかつた者(前号の政令で定める者を除く。)で、その者の免許が第百五条第一項の規定により効力を失った日から起算して六月を超え一年を経過しないもの。その者が受けていた免許の区分に応じ大型仮免許、中型仮免許、準中型仮免許又は普通仮免許のいずれかに係る前条第一項第二号及び第三号に掲げる事項についての運転免許試験

五 (略)

2、4 (略)

(再試験)

第百条の二 (略)

254 (略)

5 基準該当初心運転者は、公安委員会から再試験の通知（前項の規定による通知をいう。以下同じ。）を受けたときは、当該通知を受けた日の翌日から起算した期間（再試験を受けないことについて政令で定めるやむを得ない理由のある者にあつては、当該期間から当該事情の存する期間を除いた期間）が通算して一月を超えることとなるまでに、当該公安委員会に内閣府令で定める再試験受験申込書を提出して、再試験を受けなければならない。第九十五条の六第三項の規定は、この場合について準用する。

#### 第五節 免許証等の更新等

（免許証等の更新の申請及び定期検査）

第一百条 免許証又は免許情報記録（以下「免許証等」という。）の有効期間の更新（以下「免許証等の更新」という。）を受けようとする者は、当該免許証等の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の一月前から当該免許証等の有効期間が満了する日までの間（以下「更新期間」という。）に、その者の住所地を管轄する公安委員会に内閣府令で定める様式の更新申請書（第四項の規定による質問票の交付を受けた者にあつては、当該更新申請書及び必要な事項を記載した当該質問票。第五項及び第一百一条の二の二第一項から第五項までにおいて同じ。）を提出しなければならない。

2 前項の規定により免許証等の更新を受けようとする者の誕生日が二月二十九日である場合における同項の規定の適用については、その者

254 (略)

5 基準該当初心運転者は、公安委員会から再試験の通知（前項の規定による通知をいう。以下同じ。）を受けたときは、当該通知を受けた日の翌日から起算した期間（再試験を受けないことについて政令で定めるやむを得ない理由のある者にあつては、当該期間から当該事情の存する期間を除いた期間）が通算して一月を超えることとなるまでに、当該公安委員会に内閣府令で定める再試験受験申込書を提出して、再試験を受けなければならない。第九十二条の二第四項の規定は、この場合について準用する。

#### 第五節 免許証の更新等

（免許証の更新及び定期検査）

第一百条 免許証の有効期間の更新（以下「免許証の更新」という。）を受けようとする者は、当該免許証の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の一月前から当該免許証の有効期間が満了する日までの間（以下「更新期間」という。）に、その者の住所地を管轄する公安委員会に内閣府令で定める様式の更新申請書（第四項の規定による質問票の交付を受けた者にあつては、当該更新申請書及び必要な事項を記載した当該質問票。第五項及び第一百一条の二の二第一項から第三項までにおいて同じ。）を提出しなければならない。

2 前項の規定により免許証の更新を受けようとする者の誕生日が二月二十九日である場合における同項の規定の適用については、その者の

のうらう年以外の年における誕生日は二月二十八日であるものとみなす。

3 公安委員会は、免許を現に受けている者に対し、更新期間その他免許証等の更新の申請に係る事務の円滑な実施を図るため必要な事項（その者が更新を受ける日において優良運転者又は一般運転者（第九十五条の六第一項の表の備考一のハに規定する一般運転者をいう。第一百一条の二の二第二項において同じ。）（第九十一条の規定により免許に条件を付されている者のうち内閣府令で定めるもの及び同表の備考四の規定の適用を受けなければ同表の備考一の二に規定する違反運転者等となる者を除く。）に該当することとなる場合には、その旨を含む。）を記載した書面を送付するものとする。

4・5 (略)

6 前項の規定による適性検査の結果又は第一百一条の二の二第五項の規定により通知された適性検査の結果（同条第七項の規定による適性検査を行った場合には、当該通知された適性検査の結果及び同項の規定による適性検査の結果）から判断して、当該免許証等の更新を受けようとする者が自動車等を運転することが支障がないと認めるときは、当該公安委員会は、当該免許証等の更新をしなければならぬ。この場合において、当該公安委員会は、その者が同条第三項の規定による申出をしていたときは、同条第七項の規定による適性検査を行った場合その他内閣府令で定める場合を除き、当該申出に係る経由地公安委員会（同条第一項に規定する経由地公安委員会をいう。）に当該免許情報記録の有効期間の更新をすべき旨を通知して、当該経由地公安委員会に第一百一条の二の二第三項の規定による免許情報記録の書換えを

うらう年以外の年における誕生日は二月二十八日であるものとみなす。

3 公安委員会は、免許を現に受けている者に対し、更新期間その他免許証の更新の申請に係る事務の円滑な実施を図るため必要な事項（その者が更新を受ける日において優良運転者（第九十一条の規定により免許に条件を付されている者のうち内閣府令で定めるもの及び第九十二条の二第一項の表の備考四の規定の適用を受けて優良運転者となる者を除く。）に該当することとなる場合には、その旨を含む。）を記載した書面を送付するものとする。

4・5 (略)

6 前項の規定による適性検査の結果又は第一百一条の二の二第三項に規定する書面の内容（同条第五項の規定による適性検査を行った場合には、当該書面内容及び当該適性検査の結果）から判断して、当該免許証の更新を受けようとする者が自動車等を運転することが支障がないと認めるときは、当該公安委員会は、当該免許証の更新をしなければならぬ。

行わせるものとする。

7| 免許証（仮免許に係るものを除く。次条第五項において同じ。）及び免許情報記録個人番号カードを有する者は、前項の規定による免許証の有効期間の更新若しくは免許情報記録の有効期間の更新又はその双方を受けることができる。ただし、その双方を受けようとする者は、その双方を同時に申請しなければならない。

8| 前各項に定めるもののほか、免許証等の更新の申請及び適性検査について必要な事項は、内閣府令で定める。

（罰則（略））

（更新期間前における免許証等の更新の申請及び適性検査）

第一百一条の二 海外旅行その他政令で定めるやむを得ない理由のため更新期間内に適性検査を受けることが困難であると予想される者は、その者の住所を管轄する公安委員会に当該更新期間前における免許証等の更新を申請することができる。この場合においては、当該公安委員会に内閣府令で定める様式の特例更新申請書（次項の規定による質問票の交付を受けた者にあつては、当該特例更新申請書及び必要な事項を記載した当該質問票）を提出しなければならない。

2・3（略）

4 前項の規定による適性検査の結果から判断して、当該免許証等の更新を受けようとする者が自動車等を運転することが支障がないと認めるときは、当該公安委員会は、速やかに当該免許証等の更新をしなければならない。

5| 免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者は、前項の規定

（新設）

7| 前各項に定めるもののほか、免許証の更新の申請及び適性検査について必要な事項は、内閣府令で定める。

（罰則（略））

（免許証の更新の特例）

第一百一条の二 海外旅行その他政令で定めるやむを得ない理由のため更新期間内に適性検査を受けることが困難であると予想される者は、その者の住所を管轄する公安委員会に当該更新期間前における免許証の更新を申請することができる。この場合においては、当該公安委員会に内閣府令で定める様式の特例更新申請書（次項の規定による質問票の交付を受けた者にあつては、当該特例更新申請書及び必要な事項を記載した当該質問票）を提出しなければならない。

2・3（略）

4 前項の規定による適性検査の結果から判断して、当該免許証の更新を受けようとする者が自動車等を運転することが支障がないと認めるときは、当該公安委員会は、速やかに当該免許証の更新をしなければならない。

（新設）

による免許証の有効期間の更新若しくは免許情報記録の有効期間の更新又はその双方を受けることができる。ただし、その双方を受けようとする者は、その双方を同時に申請しなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、更新期間前における免許証等の更新の申請及び適性検査について必要な事項は、内閣府令で定める。

(罰則 (略))

(免許証等の更新に係る申請先の特例)

第百一条の二の二 免許証等の更新を受けようとする者のうち当該更新を受ける日において優良運転者又は一般運転者に該当するもの(第百一条第三項の規定により当該更新を受ける日において優良運転者又は一般運転者に該当することとなる旨を記載した書面の送付を受けた者に限る。)は、同条第一項の規定による更新申請書の提出を、その者の住所地を管轄する公安委員会以外の公安委員会(以下「經由地公安委員会」)という。)を經由して行うことができる。

2 前項の規定による經由地公安委員会を經由して行う更新申請書の提出は、次項の規定による申出をする場合を除き、当該免許証等の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日までに行わなければならない。

3 免許情報記録の有効期間の更新を受けようとする者は、第一項の規定による經由地公安委員会を經由して行う更新申請書の提出に併せて第百一条の四の二第三項の規定による免許情報記録の書換えを当該經由

5 前各項に定めるもののほか、更新期間前における免許証の更新の申請及び適性検査について必要な事項は、内閣府令で定める。

(罰則 (略))

(更新の申請の特例)

第百一条の二の二 免許証の更新を受けようとする者のうち当該更新を受ける日において優良運転者に該当するもの(第百一条第三項の規定により当該更新を受ける日において優良運転者に該当することとなる旨を記載した書面の送付を受けた者に限る。)は、当該免許証の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日までに免許証の更新の申請をする場合には、同条第一項の規定による更新申請書の提出を、その者の住所地を管轄する公安委員会以外の公安委員会(以下この条及び次条において「經由地公安委員会」)という。)を經由して行うことができる。

(新設)

(新設)



由地公安委員会において受けたい旨を申し出ることができる。

4| 第一項の規定により更新申請書を受理した經由地公安委員会は、その者について、速やかに適性検査を行わなければならない。

5| 經由地公安委員会は、第一項の規定により受理した更新申請書の内容（第三項の規定による申出があつた場合には、その旨を含む。）及び前項の規定による適性検査の結果をその者の住所地を管轄する公安委員会に通知しなければならない。この場合において、その者の住所地を管轄する公安委員会は、第一百一条第五項の規定による適性検査を行わないものとする。

6| 經由地公安委員会は、当該免許証等の更新を受けようとする者が次条第一項の規定により經由地公安委員会が行う第八十二条の二第一項第十一号に掲げる講習を受けたときは、その旨をその者の住所地を管轄する公安委員会に通知するものとする。

7| 第五項の規定による通知を受けた公安委員会は、当該通知に係る適性検査の結果のみによつては当該免許証等の更新を受けようとする者が自動車等を運転することが支障がないかどうかを判断できないときは、その者について適性検査を行うものとする。この場合において、当該公安委員会は、その者に適性検査を受けるべき旨を通知しなければならない。

8| 第三項の申出の手續について必要な事項は、内閣府令で定める。

（更新を受けようとする者の義務）

第一百一条の三 免許証等の更新を受けようとする者は、その者の住所地を管轄する公安委員会（前条第一項の場合にあつては、その者の住所

2| 前項の規定により更新申請書を受理した經由地公安委員会は、その者について、速やかに適性検査を行わなければならない。

3| 經由地公安委員会は、前項の規定による適性検査の結果を記載した書面を、第一項の規定により受理した更新申請書とともに、その者の住所地を管轄する公安委員会に送付しなければならない。この場合において、その者の住所地を管轄する公安委員会は、第一百一条第五項の規定による適性検査を行わないものとする。

4| 經由地公安委員会は、当該免許証の更新を受けようとする者が次条第一項の規定により經由地公安委員会が行う第八十二条の二第一項第十一号に掲げる講習を受けたときは、その旨をその者の住所地を管轄する公安委員会に通知するものとする。

5| 第三項の規定による書面の送付を受けた公安委員会は、当該書面の内容のみによつては当該免許証の更新を受けようとする者が自動車等を運転することが支障がないかどうかを判断できないときは、その者について適性検査を行うものとする。この場合において、当該公安委員会は、その者に適性検査を受けるべき旨を通知しなければならない。

（新設）

（更新を受けようとする者の義務）

第一百一条の三 免許証の更新を受けようとする者は、その者の住所地を管轄する公安委員会（前条第一項の場合にあつては、その者の住所

地を管轄する公安委員会又は経由地公安委員会。次条第一項から第三項までにおいて同じ。）が行う第八條の二第一項第十一号に掲げる講習を受けなければならない。ただし、更新期間が満了する日（第一百一条の二第一項の規定による免許証等の更新の申請をしようとする者にあつては、当該申請をする日。次条第一項から第三項まで及び第八條の二第一項第十二号において同じ。）前六月以内に同項第十二号に掲げる講習を受けた者その他の同項第十一号に掲げる講習を受ける必要がないものとして政令で定める者は、この限りでない。

2 公安委員会は、第一百一条第五項若しくは第一百一条の二第三項の規定による適性検査の結果又は前条第五項の規定により通知された適性検査の結果（同条第七項の規定による適性検査を行った場合には、当該通知された適性検査の結果及び同項の規定による適性検査の結果）から判断して自動車等を運転することが支障がないと認めた者（前項ただし書の政令で定める者を除く。）が第八條の二第一項第十一号に掲げる講習を受けていないときは、第一百一条第六項又は第一百一条の二第四項の規定にかかわらず、その者に対し、免許証等の更新をしないことができる。

#### （七十歳以上の者の特例）

第一百一条の四 免許証等の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が七十歳以上のもは、更新期間が満了する日前六月以内にその者の住所地を管轄する公安委員会が行つた第八條の二第一項第十二号に掲げる講習を受けていなければならない。ただし、当該講習を受ける必要がないものとして政令で定める者は、この限り

を管轄する公安委員会又は経由地公安委員会。次条第一項から第三項までにおいて同じ。）が行う第八條の二第一項第十一号に掲げる講習を受けなければならない。ただし、更新期間が満了する日（第一百一条の二第一項の規定による免許証の更新の申請をしようとする者にあつては、当該申請をする日。次条第一項から第三項まで及び第八條の二第一項第十二号において同じ。）前六月以内に同項第十二号に掲げる講習を受けた者その他の同項第十一号に掲げる講習を受ける必要がないものとして政令で定める者は、この限りでない。

2 公安委員会は、第一百一条第五項若しくは第一百一条の二第三項の規定による適性検査の結果又は前条第三項に規定する書面の内容（同条第五項の規定による適性検査を行った場合には、当該書面の内容及び当該適性検査の結果）から判断して自動車等を運転することが支障がないと認めた者（前項ただし書の政令で定める者を除く。）が第八條の二第一項第十一号に掲げる講習を受けていないときは、第一百一条第六項又は第一百一条の二第四項の規定にかかわらず、その者に対し、免許証の更新をしないことができる。

#### （七十歳以上の者の特例）

第一百一条の四 免許証の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が七十歳以上のもは、更新期間が満了する日前六月以内にその者の住所地を管轄する公安委員会が行つた第八條の二第一項第十二号に掲げる講習を受けていなければならない。ただし、当該講習を受ける必要がないものとして政令で定める者は、この限りで

でない。

2 前項に定めるもののほか、免許証等の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上のものは、更新期間が満了する日前六月以内に第百二条第一項から第四項までの規定により診断書を提出した場合その他認知機能検査等を受ける必要がないものとして内閣府令で定める場合を除き、当該期間内にその者の住所地を管轄する公安委員会又は第百八条の三十二の三第一項の認定を受けて同項の運転免許取得者等検査を行う者が行つた認知機能検査等を受けていなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、免許証等の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上のもの（普通自動車対応免許を現に受けている者であつて、普通自動車等の運転に関するこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分並びに重大違反等及び道路外致死傷に係る法律の規定の遵守の状況を勘案して普通自動車等を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがある者として政令で定める基準に該当するものに限る。）は、更新期間が満了する日前六月以内にその者の住所地を管轄する公安委員会又は第百八条の三十二の三第一項の認定を受けて同項の運転免許取得者等検査を行う者が行つた運転技能検査等を受けていなければならない。

4 公安委員会は、前項の規定により運転技能検査等を受けた者で当該運転技能検査等の結果が普通自動車等を運転することが支障があることを示すものとして内閣府令で定める基準に該当するものに対し、第百一条第六項又は第百一条の二第四項の規定にかかわらず、免許証等

ない。

2 前項に定めるもののほか、免許証の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上のものは、更新期間が満了する日前六月以内に第百二条第一項から第四項までの規定により診断書を提出した場合その他認知機能検査等を受ける必要がないものとして内閣府令で定める場合を除き、当該期間内にその者の住所地を管轄する公安委員会又は第百八条の三十二の三第一項の認定を受けて同項の運転免許取得者等検査を行う者が行つた認知機能検査等を受けていなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、免許証の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上のもの（普通自動車対応免許を現に受けている者であつて、普通自動車等の運転に関するこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分並びに重大違反等及び道路外致死傷に係る法律の規定の遵守の状況を勘案して普通自動車等を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがある者として政令で定める基準に該当するものに限る。）は、更新期間が満了する日前六月以内にその者の住所地を管轄する公安委員会又は第百八条の三十二の三第一項の認定を受けて同項の運転免許取得者等検査を行う者が行つた運転技能検査等を受けていなければならない。

4 公安委員会は、前項の規定により運転技能検査等を受けた者で当該運転技能検査等の結果が普通自動車等を運転することが支障があることを示すものとして内閣府令で定める基準に該当するものに対し、第百一条第六項又は第百一条の二第四項の規定にかかわらず、免許証の

の更新をしないことができる。

5 公安委員会は、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める事項を記載した書面を送付するものとする。

一 免許を現に受けている者で更新期間が満了する日における年齢が七十歳以上七十五歳未満のもの 免許証等の更新を受けようとするときは更新期間が満了する日前六月以内に第一項の規定により講習を受けていなければならない旨、当該講習を受けることができる日時及び場所その他当該講習に係る事務の円滑な実施を図るため必要な事項

二 免許を現に受けている者で更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上のもの（普通自動車対応免許を現に受けている者であつて第三項の政令で定める基準に該当するものを除く。） 前号に定める事項並びに免許証等の更新を受けようとするときは更新期間が満了する日前六月以内に第二項の規定により認知機能検査等を受けていなければならない旨、当該認知機能検査等を受けることができる日時及び場所その他当該認知機能検査等に係る事務の円滑な実施を図るため必要な事項

三 免許を現に受けている者で更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上のもの（普通自動車対応免許を現に受けている者であつて第三項の政令で定める基準に該当するものに限る。） 前号に定める事項並びに免許証等の更新を受けようとするときは更新期間が満了する日前六月以内に同項の規定により運転技能検査等を受けなければならない旨、当該運転技能検査等を受けることができる日時及び場所その他当該運転技能検査等に係る事務の円滑な実施

更新をしないことができる。

5 公安委員会は、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める事項を記載した書面を送付するものとする。

一 免許を現に受けている者で更新期間が満了する日における年齢が七十歳以上七十五歳未満のもの 免許証の更新を受けようとするときは更新期間が満了する日前六月以内に第一項の規定により講習を受けていなければならない旨、当該講習を受けることができる日時及び場所その他当該講習に係る事務の円滑な実施を図るため必要な事項

二 免許を現に受けている者で更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上のもの（普通自動車対応免許を現に受けている者であつて第三項の政令で定める基準に該当するものを除く。） 前号に定める事項並びに免許証の更新を受けようとするときは更新期間が満了する日前六月以内に第二項の規定により認知機能検査等を受けていなければならない旨、当該認知機能検査等を受けることができる日時及び場所その他当該認知機能検査等に係る事務の円滑な実施を図るため必要な事項

三 免許を現に受けている者で更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上のもの（普通自動車対応免許を現に受けている者であつて第三項の政令で定める基準に該当するものに限る。） 前号に定める事項並びに免許証の更新を受けようとするときは更新期間が満了する日前六月以内に同項の規定により運転技能検査等を受けなければならない旨、当該運転技能検査等を受けることができる日時及び場所その他当該運転技能検査等に係る事務の円滑な実施を

を図るため必要な事項

(更新された免許証の交付等)

第百一条の四の二 免許証の有効期間の更新は、当該更新を受けようとする者が現に有する免許証(仮免許に係るものを除く。以下この条において同じ。)と引換えに更新された免許証を交付して行う。

2 前項の規定による免許証の交付を受けようとする際に第九十五条の二第一項の規定による申請をする者は、当該申請に併せて当該免許証の交付を希望しない旨の申出をすることができる。この場合においては、その者が同条第三項の規定による更新された特定免許情報の記録を受けたことをもつて、当該免許証が前項の規定により交付され、同条第四項の規定により返納されたものとみなす。

3 免許情報記録の有効期間の更新は、当該更新を受けようとする者が現に有する免許情報記録個人番号カードに記録された免許情報記録を書き換えて行う。

4 前項の規定による免許情報記録の書換えを經由地公安委員会において受けた者は、第九十五条の二第四項の規定にかかわらず、免許証を当該經由地公安委員会に返納することができる。

5 第二項の申出の手続について必要な事項は、内閣府令で定める。

(免許の効力の仮停止)

第百三条の二 (略)

2 (略)

3 免許証を有する者が仮停止を受けたときは、免許証を当該処分をし

を図るため必要な事項

(新設)

(免許の効力の仮停止)

第百三条の二 (略)

2 (略)

3 仮停止を受けた者は、免許証を当該処分をした警察署長に提出しな

た警察署長に提出しなければならない。

4| 免許情報記録個人番号カードを有する者が仮停止を受けたときは、免許情報記録個人番号カードを当該処分をした警察署長に提示して免許情報記録の抹消を受けなければならない。

5| 仮停止をした警察署長は、速やかに、当該処分を受けた者が第一項各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の住所地を管轄する公安委員会に対し、内閣府令で定める仮停止通知書（第三項の規定により免許証の提出を受けた場合にあつては、当該仮停止通知書及び当該免許証。次項及び第七項において同じ。）を送付しなければならない。

6| 前項の仮停止通知書の送付を受けた公安委員会は、当該事案について前条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により処分移送通知書を送付するときは、併せて当該送付を受けた仮停止通知書を送付しなければならない。

7| 仮停止は、前二項の規定により仮停止通知書の送付を受けた公安委員会が当該仮停止の期間内に当該事案について前条第一項、第二項又は第四項の規定による処分をしたときは、その効力を失う。

8| (略)  
(罰則 第三項及び第四項については第二百二十一条第一項第十号)

2 (略)  
第百四条の三 (略)  
(免許の取消し又は効力の停止に係る書面の交付等)

なければならない。

(新設)

4| 仮停止をした警察署長は、速やかに、当該処分を受けた者が第一項各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の住所地を管轄する公安委員会に対し、内閣府令で定める仮停止通知書及び前項の規定により提出を受けた免許証を送付しなければならない。

5| 前項の仮停止通知書及び免許証の送付を受けた公安委員会は、当該事案について前条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により処分移送通知書を送付するときは、併せて当該送付を受けた仮停止通知書及び免許証を送付しなければならない。

6| 仮停止は、前二項の規定により仮停止通知書及び免許証の送付を受けた公安委員会が当該仮停止の期間内に当該事案について前条第一項、第二項又は第四項の規定による処分をしたときは、その効力を失う。

7| (略)  
(罰則 第三項については第二百二十一条第一項第十号)

2 (略)  
第百四条の三 (略)  
(免許の取消し又は効力の停止に係る書面の交付等)

(削る)

3| 警察官は、前項の規定による命令をしたときは、内閣府令で定めるところにより、速やかに、当該命令に係る者の氏名及び住所、当該命令に係る出頭すべき日時及び場所その他必要な事項を当該命令に係る者の住所地を管轄する公安委員会（その者に対し第一項に規定する免許の取消し又は効力の停止をした公安委員会とその者の住所地を管轄する公安委員会が異なる場合にあつては、それぞれの公安委員会）に通知しなければならない。

(削る)

(削る)

(削る)

3| 警察官は、前項の規定による命令をするときは、内閣府令で定めるところにより、当該命令に係る者に対し、当該命令に係る取消し又は効力の停止に係る免許証の提出を求め、これを保管することができると。この場合において、警察官は、当該命令に係る者に対し、保管証を交付しなければならない。

4| 警察官は、第二項の規定による命令をしたときは、内閣府令で定めるところにより、速やかに、当該命令に係る者の氏名及び住所、当該命令に係る出頭すべき日時及び場所その他必要な事項を当該命令に係る者の住所地を管轄する公安委員会（その者に対し第一項に規定する免許の取消し又は効力の停止をした公安委員会とその者の住所地を管轄する公安委員会が異なる場合にあつては、それぞれの公安委員会）に通知しなければならない。この場合において、警察官は、前項の規定により免許証を保管したときは、当該保管した免許証をその者の住所地を管轄する公安委員会に送付しなければならない。

5| 前項の規定による免許証の送付を受けた公安委員会は、当該免許証に係る免許の効力の停止の期間が満了した場合において、第三項の規定により当該免許証を提出した者から返還の請求があつたときは、直ちに当該免許証を返還しなければならない。

6| 第三項の保管証は、第九十五条の規定の適用については、免許証とみなす。

7| 第三項の保管証の有効期間は、当該保管証を交付した時から、当該保管証の交付を受けた者が第二項の規定により指定された日時（その日時までにその者が同項の規定により指定された場所に出頭したときは、その出頭した時）までの間とする。

(削る)

(削る)

(罰則 第二項については第二百二十三条の二第一号)

(申請による取消し)

第四百四条の四 (略)

2 (略)

3 前項の規定により免許を取り消した公安委員会は、第一項の申出をした者から第六十六条の三第一項第一号の規定による当該免許に係る免許証の返納を受け、又は第一項の申出をした者に係る第六十六条の四第一項第一号の規定による免許情報記録の抹消を行ったとき(第一項の申出をした者が免許証(仮免許に係るものを除く。次条において同じ。))及び免許情報記録個人番号カードを有する者である場合にあつては、当該免許証の返納を受け、かつ、当該免許情報記録の抹消を行ったとき)は、その者に対し、当該申出に係る免許を与えることができる。

4 (略)

(削る)

8 第三項の規定により保管証の交付を受けた者は、当該保管証の有効期間が満了したときは、直ちに当該保管証を警察官に返納しなければならない。

9 第三項の保管証の記載事項その他同項の保管証に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

(新設)

(申請による取消し)

第四百四条の四 (略)

2 (略)

3 前項の規定により免許を取り消した公安委員会は、第一項の申出をした者から第七十一条第一号の規定による当該免許に係る免許証の返納を受けたときは、その者に対し、当該申出に係る免許を与えることができる。

4 (略)

5 第二項の規定により免許を取り消された者(第三項の規定により免許を受けた者を除く。)は、その者の住所地を管轄する公安委員会に対し、当該取消しを受けた日前五年間の自動車等の運転に関する経歴について、第九十二条の二第一項の表の上欄に規定する優良運転者、



(削る)

5 | (略)

(免許の失効)

第五十五条 免許は、免許を受けた者が免許証等の更新を受けなかったとき(免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者にあつては、免許証の有効期間の更新及び免許情報記録の有効期間の更新のいずれをも受けなかったとき)は、その効力を失う。

(削る)

一般運転者又は違反運転者等の区分に準じた区分により表示する書面(次項及び第六六条において「運転経歴証明書」という。)の交付を申請することができる。

6 | 前項の規定による申請を受けた公安委員会は、政令で定めるところにより、運転経歴証明書を交付するものとする。この場合において、運転経歴証明書は、免許証と紛らわしい外観を有するものであつてはならない。

7 | (略)

(免許の失効)

第五十五条 免許は、免許を受けた者が免許証の更新を受けなかったときは、その効力を失う。

2 | 前条第五項から第七項までの規定は、免許証の更新を受けなかった者について準用する。この場合において、同条第五項中「第三項の規定により免許を受けた者」とあるのは「当該免許証の有効期間が満了する日において第九十条第五項の規定による免許の取消しの基準に該当する者その他の政令で定める者」と、「当該取消しを受けた日」とあるのは「当該免許証に係る免許が失効した日」と、「次項」とあるのは「以下この条」と、同条第七項中「前各項」とあるのは「前二項」と、「第二項の規定による免許の取消し」とあるのは「運転経歴証明書」と読み替えるものとする。

(運転経歴証明書及び運転経歴情報の記録)

第一百五條の二 第一百四條の四第二項の規定により免許を取り消された者

(同条第三項の規定により免許を受けた者を除く。)及び前条の規定により免許が失効した者(当該免許が失効した日の前日において第九十條第五項の規定による免許の取消しの基準に該当する者その他の政令で定める者を除く。)は、その者の住所地を管轄する公安委員会に対し、運転経歴証明書(当該取消しを受けた日又は当該免許が失効した日前五年間の自動車等の運転に関する経歴について、第九十五條の六第一項の表の上欄に規定する優良運転者、一般運転者又は違反運転者等の区分に準じた区分(第三項において「運転経歴区分」という。))により表示する書面をいう。以下この条及び次条において同じ。)の交付を申請することができる。

2 前項の規定による申請を受けた公安委員会は、政令で定めるところにより、運転経歴証明書を交付するものとする。この場合において、運転経歴証明書は、免許証と紛らわしい外観を有するものであつてはならない。

3 第一項に規定する者は、その者の住所地を管轄する公安委員会に対し、運転経歴情報(第一百四條の四第二項の規定による免許の取消しを受けた日又は免許が前条の規定により効力を失つた日前五年間の自動車の運転に関する経歴について、運転経歴区分により示した情報)をいう。以下この条及び次条において同じ。)をその者の個人番号カードの区分部分に記録することを申請することができる。

4 前項の規定による申請を受けた公安委員会は、政令で定めるところにより、運転経歴情報をその者の個人番号カードの区分部分に電磁的

(新設)

方法により記録するものとする。

5 前各項に定めるもののほか、運転経歴証明書及び運転経歴情報の記録について必要な事項は、内閣府令で定める。

(国家公安委員会への報告)

第百六条 公安委員会は、第九十条第一項本文若しくは第百四条の四第三項の規定により免許を与え、第九十一条若しくは第九十一条の第二項の規定により条件を付し、若しくはこれを変更し、第九十四条第一項(第九十五条の五第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による届出を受け、第九十四条第二項の規定による免許の再交付をし、第九十五条の二第三項の規定により特定免許情報の記録をし、同条第四項の規定による免許証の返納を受け、同条第十項の規定により免許情報記録の抹消をし、同条第十一項の規定により免許証の交付をし、第百一条第六項若しくは第百一条の二第四項の規定により免許証等の更新をし、第百二条第六項の規定による通知をし、前条第二項の規定により運転経歴証明書を交付し、同条第四項の規定により運転経歴情報の記録をし、第九十条第一項ただし書、第二項、第五項、第六項、第九項、第十項若しくは第十二項、第九十七条の三第三項、第百三条第一項、第二項、第四項、第七項、第八項若しくは第十項、第百四条の二の二第一項、第二項若しくは第四項、第百四条の二の三第一項若しくは第三項、同条第五項において準用する第百三条第四項、第百四条の二の四第一項、第二項若しくは第四項若しくは第百四条の四第二項の規定による処分をし、若しくは第九十条第八項、第百二条第一項から第四項まで若しくは第百三条第六項の規定に

(国家公安委員会への報告)

第百六条 公安委員会は、第九十条第一項本文若しくは第百四条の四第三項の規定により免許を与え、第九十一条若しくは第九十一条の第二項の規定により条件を付し、若しくはこれを変更し、第九十四条第一項の規定による届出を受け、同条第二項の規定による免許証の再交付をし、第百一条第六項若しくは第百一条の二第四項の規定により免許の更新をし、第百二条第六項の規定による通知をし、第百四条の四第六項(前条第二項において準用する場合を含む。)の規定により運転経歴証明書を交付し、第九十条第一項ただし書、第二項、第五項、第六項、第九項、第十項若しくは第十二項、第九十七条の三第三項、第百三条第一項、第二項、第四項、第七項、第八項若しくは第十項、第百四条の二の二第一項、第二項若しくは第四項、第百四条の二の三第一項若しくは第三項、同条第五項において準用する第百三条第四項、第百四条の二の四第一項、第二項若しくは第四項若しくは第百四条の四第二項の規定による処分をし、若しくは第九十条第八項、第百二条第一項から第四項まで若しくは第百三条第六項の規定による命令をしたとき、警察署長が第百三条の二第二項の規定による処分をしたとき、又は自動車等の運転者が自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律の規定に基づく処分に違反したとき(内閣府令で定める場合に限る。)、重大違反唆し等

よる命令をしたとき、警察署長が第百三条の二第一項の規定による処分をしたとき、又は自動車等の運転者が自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律の規定に基づく処分違反したとき（内閣府令で定める場合に限る。）、重大違反等若しくは道路外致死傷（内閣府令で定めるものに限る。）をしたとき、認知機能検査を受けたとき、第百条の二第一項の規定による再試験を受けたとき、若しくは第百八条の二第一項第二号、第十号、第十三号若しくは第十四号に掲げる講習を受けたとき、その他自動車等の運転者について自動車等の運転に関し内閣府令で定める事由が生じたときは、内閣府令で定める事項を国家公安委員会に報告しなければならぬ。この場合において、国家公安委員会は、免許に関する事務の適正を図るため、当該報告に係る事項を各公安委員会に通報するものとする。

（免許証の返納等）

第百六条の三 免許証を有する者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、速やかに、免許証（第三号の場合にあつては、発見し、又は回復した免許証）をその者の住所地を管轄する公安委員会に返納しなければならない。

一 三 （略）

四 免許証の有効期間が満了したとき（第二号に該当する場合を除く。）。

2 第百四条の二の二第一項、第二項若しくは第四項、第百四条の二の四第一項、第二項若しくは第四項又は第百四条の四第二項の規定によ

若しくは道路外致死傷（内閣府令で定めるものに限る。）をしたとき、認知機能検査を受けたとき、第百条の二第一項の規定による再試験を受けたとき、若しくは第百八条の二第一項第二号、第十号、第十三号若しくは第十四号に掲げる講習を受けたとき、その他自動車等の運転者について自動車等の運転に関し内閣府令で定める事由が生じたときは、内閣府令で定める事項を国家公安委員会に報告しなければならぬ。この場合において、国家公安委員会は、免許に関する事務の適正を図るため、当該報告に係る事項を各公安委員会に通報するものとする。

（免許証の返納等）

第百七条 免許を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、すみやかに、免許証（第三号の場合にあつては、発見し、又は回復した免許証）をその者の住所地を管轄する公安委員会に返納しなければならない。

一 三 （略）

（新設）

2 第百四条の二の二第一項、第二項若しくは第四項、第百四条の二の四第一項、第二項若しくは第四項又は第百四条の四第二項の規定によ

り免許を取り消された者がなお他の種類の免許を受けている場合（同条第三項の規定により免許が与えられる場合を含む。次条第二項において同じ。）において、前項の規定により免許証を返納したときは、公安委員会は、当該他の種類の免許に係る免許証を交付するものとする。

3 第九十五条の二第五項及び第六項の規定は、前項の規定による免許証の交付について準用する。

4 免許証を有する者は、第九十条第五項、第一百三十一条若しくは第四項、百四条の二の三第一項若しくは第三項又は同条第五項において準用する百三条第四項の規定により免許の効力が停止されたときは、速やかに、免許証をその者の住所地を管轄する公安委員会に提出しなければならない。

5 前項の規定により免許証の提出を受けた公安委員会又は百三条の二第五項若しくは第六項の規定により免許証の送付を受けた公安委員会は、当該免許証に係る免許の効力の停止の期間が満了した場合又は当該免許証に係る免許の効力の停止が解除された場合においてその提出者から返還の請求があつたときは、直ちに当該免許証を返還しなければならない。

6 第三項において準用する第九十五条の二第六項の申出の手続について必要な事項は、内閣府令で定める。

（罰則 第一項及び第四項については第二百一十一条第十号）

（免許情報記録の抹消等）

第六十六条の四 免許情報記録個人番号カードを有する者は、次の各号の

り免許を取り消された者がなお他の種類の免許を受けている場合において、前項の規定により免許証を返納したときは、公安委員会は、当該他の種類の免許に係る免許証を交付するものとする。

（新設）

3 免許を受けた者は、第九十条第五項、第一百三十一条若しくは第四項、百四条の二の三第一項若しくは第三項又は同条第五項において準用する百三条第四項の規定により免許の効力が停止されたときは、速やかに、免許証をその者の住所地を管轄する公安委員会に提出しなければならない。

4 前項の規定により免許証の提出を受けた公安委員会又は百三条の二第四項若しくは第五項の規定により免許証の送付を受けた公安委員会は、当該免許証に係る免許の効力の停止の期間が満了した場合又は当該免許証に係る免許の効力の停止が解除された場合においてその提出者から返還の請求があつたときは、直ちに当該免許証を返還しなければならない。

（新設）

（罰則 第一項及び第三項については第二百一十一条第十号）

（新設）

いずれかに該当することとなつたときは、速やかに、免許情報記録個人番号カードをその者の住所地を管轄する公安委員会に提示して免許情報記録の抹消を受けなければならない。ただし、当該免許情報記録個人番号カードを行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十七条第四項に規定する住所地市町村長に返納した場合は、この限りでない。

一 前条第一項第一号又は第二号に該当することとなつたとき。

二 第九十条第五項、第三百三条第一項若しくは第四項、第四百二条の三第一項若しくは第三項又は同条第五項において準用する第三百三条第四項の規定により免許の効力が停止されたとき。

三 免許情報記録の有効期間が満了したとき（第一号に該当する場合を除く。）。

2 第四百二条の二の二第一項、第二項若しくは第四項、第四百二条の二の四第一項、第二項若しくは第四項又は第四百二条の四第二項の規定により免許を取り消された者がなお他の種類の免許を受けている場合において、その者の住所地を管轄する公安委員会に対して前項の規定により免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該公安委員会は、同項の規定にかかわらず、当該免許情報記録個人番号カードに記録された免許情報記録を当該他の種類の免許に係る免許情報記録に書き換えるものとする。

（罰則 第一項については第二百二十一条第一項第十号）

（免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者の特則）

第百六条の五 公安委員会は、免許証（仮免許に係るものを除く。第百

（新設）

七条において同じ。)及び免許情報記録個人番号カードを有する者について、第百四条の二の二第一項、第二項若しくは第四項、第百四条の二の四第一項、第二項若しくは第四項又は第百四条の四第二項の規定により免許を取り消したときは、その者が第百六条の三第一項の規定により免許証を返納し、かつ、前条第一項の規定により免許情報記録個人番号カードを提示した場合に限り、第百六条の三第二項の規定による免許証の交付及び前条第二項の規定による免許情報記録の書換えを行うものとする。

(免許情報記録個人番号カードのみを有していた者の特則)

第百六条の六 第百四条の四第二項の規定により取り消された免許について免許情報記録個人番号カードのみを有していた者に対し、同条第三項の規定により免許を与えるときは、第九十二条第一項の規定にかかわらず、第百六条の四第二項の規定による免許情報記録の書換えをもつて、当該免許を与えたものとする。

(免許証及び免許情報記録個人番号カードのいずれをも有しない者の特則)

第百七条 現に受けている免許(仮免許を除く。)について免許情報記録個人番号カードを有していた者であつて、第百三条の二第四項又は第百六条の四第一項第二号の規定による免許情報記録の抹消を受けたことその他の事情により免許証及び免許情報記録個人番号カードのいずれをも有しない者となつたものについては、その直近において有していた免許情報記録個人番号カードを引き続き有している者とみなし

(新設)

(新設)

て、第九十五条の第二十一項、第九十五条の五第二項及び第三項、第一百一条から第一百一条の四まで（第一百一条の二の第三項を除く。）、第一百一条の四の第二第三項並びに第一百五十五条の規定を適用する。この場合において、第一百一条の四の第二第三項中「が現に有する免許情報記録個人番号カードに記録された免許情報記録を書き換えて」とあるのは、「「に対し、当該更新をした旨を証する書面を交付して」とする。

（自動車等の運転禁止等）

第一百七条の五（略）

2～5（略）

6 前項の規定により国際運転免許証等の提出を受けた公安委員会又は第十項において準用する第一百三条の二第五項若しくは第六項の規定により国際運転免許証等の送付を受けた公安委員会は、当該処分期間が満了する時又は当該処分に係る者が本邦から出国する時のいずれか早い時においてその提出者から返還の請求があつたときは、直ちに当該国際運転免許証等を返還しなければならない。

7～9（略）

10 第一百三條の二（第四項を除く。）の規定は、国際運転免許証等を所持する者が自動車等の運転に関し同条第一項各号のいずれかに該当することとなつた場合について準用する。この場合において、同条中「免許の効力の停止」とあるのは「自動車等の運転の禁止」と、「仮停止」とあるのは「仮禁止」と、「免許証」とあるのは「国際運転免許証等」と、「仮停止通知書」とあるのは「仮禁止通知書」と、同条第三項中「有する」とあるのは「所持する」と、同条第六項中「前条第

（自動車等の運転禁止等）

第一百七条の五（略）

2～5（略）

6 前項の規定により国際運転免許証等の提出を受けた公安委員会又は第十項において準用する第一百三條の二第四項若しくは第五項の規定により国際運転免許証等の送付を受けた公安委員会は、当該処分期間が満了する時又は当該処分に係る者が本邦から出国する時のいずれか早い時においてその提出者から返還の請求があつたときは、直ちに当該国際運転免許証等を返還しなければならない。

7～9（略）

10 第一百三條の二の規定は、国際運転免許証等を所持する者が自動車等の運転に関し同条第一項各号のいずれかに該当することとなつた場合について準用する。この場合において、同条中「免許の効力の停止」とあるのは「自動車等の運転の禁止」と、「仮停止」とあるのは「仮禁止」と、「免許証」とあるのは「国際運転免許証等」と、「仮停止通知書」とあるのは「仮禁止通知書」と、同条第五項中「前条第三項」とあるのは「第一百七條の五第九項において準用する前条第三項」と



三項」とあるのは「第一百七条の五第九項において準用する前条第三項」と、同条第七項中「前条第一項、第二項又は第四項の規定」とあるのは「第一百七条の五第一項若しくは第二項の規定又は同条第九項において準用する前条第四項の規定」と、同条第八項中「前条第一項又は第四項の規定」とあるのは「第一百七条の五第一項若しくは第二項の規定又は同条第九項において準用する前条第四項の規定」と読み替えるものとする。

11 第百四条の三の規定は、第一項若しくは第二項の規定又は第九項において準用する第百三条第四項の規定により自動車等の運転の禁止をした場合について準用する。

(罰則 第五項、第七項及び第十項については第二百一十一条第一項第十号 第十一項については第二百二十三条の二第一号)

(講習)

第百八条の二 公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる講習を行うものとする。

一 十 (略)

十一 免許証等の更新を受けようとする者、特定失効者又は特定取消

、同条第六項中「前条第一項、第二項又は第四項の規定」とあるのは「第一百七条の五第一項若しくは第二項の規定又は同条第九項において準用する前条第四項の規定」と、同条第七項中「前条第一項又は第四項の規定」とあるのは「第一百七条の五第一項若しくは第二項の規定又は同条第九項において準用する前条第四項の規定」と読み替えるものとする。

11 第百四条の三の規定は、第一項若しくは第二項の規定又は第九項において準用する第百三条第四項の規定により自動車等の運転の禁止をした場合について準用する。この場合において、第百四条の三中「免許証」とあるのは「国際運転免許証等」と、同条第五項中「免許の効力の停止の期間が満了した場合」とあるのは「自動車等の運転の禁止の期間が満了した場合又は当該禁止に係る者が本邦から出国する場合」と、同条第六項中「第九十五条」とあるのは「第一百七条の三前段の規定及び同条後段において準用する第九十五条第二項」と読み替えるものとする。

(罰則 第五項、第七項及び第十項については第二百一十一条第一項第十号)

(講習)

第百八条の二 公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる講習を行うものとする。

一 十 (略)

十一 免許証の更新を受けようとする者、特定失効者又は特定取消処

処分者に対する第九十五条の六第一項の表の上欄に規定する優良運転者、一般運転者又は違反運転者等の区分に応じた講習

十二〜十六 (略)

2・3 (略)

(運転免許取得者等教育の認定)

第百八条の三十二の二 (略)

2〜6 (略)

(罰則 第三項については第百二十三条の二第二号)

(運転免許取得者等検査の認定)

第百八条の三十二の三 (略)

2 (略)

(罰則 第二項については第百二十三条の二第二号)

(免許の拒否等に関する規定の適用の特例)

第百八条の三十三 道路運送車両法第十九条、第五十八条第一項若しくは第七十三条第一項(同法第九十七条の三第二項において準用する場合を含む。)、自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)第五条又は自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和三十七年法律第百四十五号)第十一条第一項若しくは第二項の規定は、第六十七条第二項、第九十条第一項第四号若しくは第五号、第九十五条の六第一項、第九十七条の二第一項第三号イ、第百条の二第一項本文若しくは同項第四号、第百一条の四第三項、第百二条の二、第百二条の三、

分者に対する第九十二条の二第一項の表の上欄に規定する優良運転者、一般運転者又は違反運転者等の区分に応じた講習

十二〜十六 (略)

2・3 (略)

(運転免許取得者等教育の認定)

第百八条の三十二の二 (略)

2〜6 (略)

(罰則 第三項については第百二十三条の二)

(運転免許取得者等検査の認定)

第百八条の三十二の三 (略)

2 (略)

(罰則 第二項については第百二十三条の二)

(免許の拒否等に関する規定の適用の特例)

第百八条の三十三 道路運送車両法第十九条、第五十八条第一項若しくは第七十三条第一項(同法第九十七条の三第二項において準用する場合を含む。)、自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)第五条又は自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和三十七年法律第百四十五号)第十一条第一項若しくは第二項の規定は、第六十七条第二項、第九十条第一項第四号若しくは第五号、第九十二条の二第一項、第九十七条の二第一項第三号イ、第百条の二第一項本文若しくは同項第四号、第百一条の四第三項、第百二条の二、第百二条の三、

第百三条第一項第五号、第百四条の二の四第一項、第二項若しくは第四項、第百六条、第百七条の五第一項第二号、第百八条の三の三又は次条の規定の適用については、この法律の規定とみなす。

(出頭命令)

第百九条 警察官は、自動車又は一般原動機付自転車の運転者が自動車又は一般原動機付自転車の運転に関しこの法律の罰則に触れる行為をしたと認めるときは、その現場において、内閣府令で定めるところにより、その者に対し、日時及び場所を指定して、第百三条第一項第五号に掲げる事由に係る事実の確認その他の必要な措置を受けるために出頭すべき旨を命ずることができる。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

第百三条第一項第五号、第百四条の二の四第一項、第二項若しくは第四項、第百六条、第百七条の五第一項第二号、第百八条の三の三又は次条の規定の適用については、この法律の規定とみなす。

(免許証又は国際運転免許証等の保管)

第百九条 警察官は、自動車又は一般原動機付自転車の運転者が自動車又は一般原動機付自転車の運転に関しこの法律の罰則に触れる行為をしたと認めるときは、その現場において、免許証又は国際運転免許証等の提出を求めこれを保管することができる。この場合において、警察官は、保管証を交付しなければならない。

2 前項の保管証は、第九十五条(第百七条の三後段において準用する場合を含む。)及び第百七条の三前段の規定の適用については、免許証又は国際運転免許証等とみなす。

3 当該警察官は、第一項の規定により保管した免許証又は国際運転免許証等の提出者が当該警察官の指定した日時及び場所に出頭したとき、又は当該日時が経過した後においてその提出者から返還の請求があったときは、当該免許証又は国際運転免許証等を返還しなければならない。

4 前項の規定により免許証又は国際運転免許証等の返還を受ける者は、当該免許証又は国際運転免許証等と引き換えに保管証を返納しなければならない。

5 警察官は、第一項の規定により免許証又は国際運転免許証等の提出を求めるときは、出頭の日時及び場所を告げ、かつ、前三項の規定の

(削る)

(罰則 第二百二十三条の二第一号)

(免許等に関する手数料)

第十二条 都道府県は、第六章(第五十五条の二第二項及び第四項を除く。)及び第六章の二の規定により公安委員会が行うものとされている事務に係る手数料の徴収については、次の各号に掲げる者から、それぞれ当該各号に定める手数料の種別ごとに政令で定める区分に応じ、物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額に人件費に対応する部分として政令で定める額を加えた額を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

一(二) (略)

三 第九十二条第一項又は第九十五条の二第十一項の規定による免許証の交付を受けようとする者 免許証交付手数料

四 (略)

四の二 第九十五条の二第三項の規定による特定免許情報の記録又は第九十五条の三の規定により読み替えて適用する第九十二条第二項の規定若しくは第九十六条の四第二項の規定による免許情報記録の書換えを受けようとする者(免許の効力の停止の期間が満了した場合又は免許の効力の停止が解除された場合に第九十五条の二第一項の規定による申請をした者その他の政令で定める者を除く。) 特定

趣旨を説明しなければならない。

6 第一項の保管証の有効期間、記載事項その他保管証について必要な事項は、政令で定める。

(新設)

(免許等に関する手数料)

第十二条 都道府県は、第六章(第四十条の四第六項(第五十五条第二項において準用する場合を含む。))を除く。)及び第六章の二の規定により公安委員会が行うものとされている事務に係る手数料の徴収については、次の各号に掲げる者から、それぞれ当該各号に定める手数料の種別ごとに政令で定める区分に応じ、物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額に人件費に対応する部分として政令で定める額を標準とする額を加えた額を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

一(二) (略)

三 第九十二条第一項の規定による免許証の交付を受けようとする者 免許証交付手数料

四 (略)

(新設)

免許情報記録手数料

五 第一条第一項又は第一条の二第一項の規定による免許証等の更新を受けようとする者 免許証等更新手数料

五の二 第一条の二の二第一項の規定により免許証等の更新の申請をしようとする者 經由手数料

五の三十三 (略)

2 (略)

第一百七条の二の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 八 (略)

九 偽りその他不正の手段により免許証若しくは国外運転免許証の交付又は特定免許情報の記録を受けた者

2 (略)

第一百七条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第八十九条(免許の申請等)第一項、第一条(免許証等の更新の申請及び定期検査)第一項若しくは第一条の二(更新期間前における免許証等の更新の申請及び適性検査)第一項の質問票に虚偽の記載をして提出し、又は第一条の五(免許を受けた者に対する報告徴収)若しくは第一百七条の三の二(国際運転免許証等を所持する者に対する報告徴収)の規定による公安委員会の求めがあつた場

五 第一条第一項又は第一条の二第一項の規定による免許証の更新を受けようとする者 免許証更新手数料

五の二 第一条の二の二第一項の規定により免許証の更新の申請をしようとする者 經由手数料

五の三十三 (略)

2 (略)

第一百七条の二の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 八 (略)

九 偽りその他不正の手段により免許証又は国外運転免許証の交付を受けた者

2 (略)

第一百七条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第八十九条(免許の申請等)第一項、第一条(免許証の更新及び定期検査)第一項若しくは第一条の二(免許証の更新の特例)第一項の質問票に虚偽の記載をして提出し、又は第一条の五(免許を受けた者に対する報告徴収)若しくは第一百七条の三の二(国際運転免許証等を所持する者に対する報告徴収)の規定による公安委員会の求めがあつた場合において虚偽の報告をした者

合において虚偽の報告をした者

2 (略)

第二百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一〇九 (略)

十 第七十一条(運転者の遵守事項)第一号、第四号から第五号まで、第五号の三、第五号の四若しくは第六号、第七十一条の二(自動車等の運転者の遵守事項)、第七十三条(妨害の禁止)(第七十五条の二十三(特定自動運行において交通事故があつた場合の措置)第六項において読み替えて準用する場合を含む。)、第七十六条(禁止行為)第四項、第九十五条(免許証の携帯及び提示義務)第二項(第一百七十七条の三(国際運転免許証等の携帯及び提示義務)後段において準用する場合を含む。)又は第九十五条の二(特定免許情報(記録等)第八項の規定に違反した者

十一〇十四 (略)

十五 免許証、免許情報記録個人番号カード、国外運転免許証又は国際運転免許証等を他人に譲り渡し、又は貸与した者

十六・十七 (略)

二・三 (略)

第二百二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、二万円以下の罰金又は科料に処する。

一〇九 (略)

2 (略)

第二百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一〇九 (略)

十 第七十一条(運転者の遵守事項)第一号、第四号から第五号まで、第五号の三、第五号の四若しくは第六号、第七十一条の二(自動車等の運転者の遵守事項)、第七十三条(妨害の禁止)(第七十五条の二十三(特定自動運行において交通事故があつた場合の措置)第六項において読み替えて準用する場合を含む。)、第七十六条(禁止行為)第四項又は第九十五条(免許証の携帯及び提示義務)第二項(第一百七十七条の三(国際運転免許証等の携帯及び提示義務)後段において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

十一〇十四 (略)

十五 免許証、国外運転免許証又は国際運転免許証等を他人に譲り渡し、又は貸与した者

十六・十七 (略)

二・三 (略)

第二百二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、二万円以下の罰金又は科料に処する。

一〇九 (略)

十 第四十五条の二（高齢運転者等標章自動車の停車又は駐車の特例）第四項、第五十一条の四（放置違反金）第二項、第六十三条（車両の検査等）第七項、第七十五条（自動車の使用者の義務等）第十一項（第七十五条の二（自動車の使用者の義務等）第三項において準用する場合を含む。）、第七十八条（許可の手續）第四項、第九十四条（免許証の記載事項の変更届出等）第一項（第九十五条の五（免許情報記録個人番号カードのみを有する者の特則）第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三百三条の二（免許の効力の仮停止）第三項（第七十七条の五（自動車等の運転禁止等）第十項において準用する場合を含む。）若しくは第四項、第六六条の三（免許証の返納等）第一項若しくは第四項、第六六条の四（免許情報記録の抹消等）第一項、第七十七条の五（自動車等の運転禁止等）第五項若しくは第七項又は第七十七条の十（国外運転免許証の返納等）第一項若しくは第二項の規定に違反した者

十一・十二（略）

2・3（略）

第二百二十三条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第四百四条の三（免許の取消し又は効力の停止に係る書面の交付等）第二項（第七十七条の五（自動車等の運転禁止等）第十一項において準用する場合を含む。）又は第九九条（出頭命令）の規定による警察官の命令に従わなかつた者

二 第八八条の三十二の二（運転免許取得者等教育の認定）第三項（

十 第四十五条の二（高齢運転者等標章自動車の停車又は駐車の特例）第四項、第五十一条の四（放置違反金）第二項、第六十三条（車両の検査等）第七項、第七十五条（自動車の使用者の義務等）第十一項（第七十五条の二（自動車の使用者の義務等）第三項において準用する場合を含む。）、第七十八条（許可の手續）第四項、第九十四条（免許証の記載事項の変更届出等）第一項、第三百三条の二（免許の効力の仮停止）第三項（第七十七条の五（自動車等の運転禁止等）第十項において準用する場合を含む。）、第三百七条（免許証の返納等）第一項若しくは第三項、第七十七条の五（自動車等の運転禁止等）第五項若しくは第七項又は第七十七条の十（国外運転免許証の返納等）第一項若しくは第二項の規定に違反した者

十一・十二（略）

2・3（略）

第二百二十三条の二 第八八条の三十二の二（運転免許取得者等教育の認定）第三項（第八八条の三十二の三（運転免許取得者等検査の認定）第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

第百八条の三十二の三（運転免許取得者等検査の認定）第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者



改 正 後	改 正 前
<p>（道路交通法の特例） 第百十五条の十六（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第七十六条第一項の規定による防衛出動命令又は第七十七条の規定による出動待機命令を受けた隊員が受けている都道府県公安委員会の運転免許に係る運転免許証及び道路交通法第九十五条の二第二項第一号に規定する免許情報記録の有効期間並びにその更新については、同法第九十五条の六第一項及び第二項並びに第一百一条第一項の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることができる。</p>	<p>（道路交通法の特例） 第百十五条の十六（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第七十六条第一項の規定による防衛出動命令又は第七十七条の規定による出動待機命令を受けた隊員が受けている都道府県公安委員会の運転免許に係る運転免許証の有効期間及びその更新については、<u>道路交通法第九十二条の二第一項から第三項まで及び第一百一条第一項の規定にかかわらず</u>、政令で特別の定めをすることができる。</p>

○ 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和四十二年法律第三百三十一号) (附則第十一条関係)

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(使用の制限及び禁止)</p> <p>第七条 国土交通大臣は、土砂等運搬大型自動車の運転者が、土砂等の運搬のための当該土砂等運搬大型自動車の運転に関し、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該土砂等運搬大型自動車を使用する者に対し、六箇月以内の期間を定めて、土砂等運搬大型自動車の使用を制限し、又は禁止することができる。ただし、当該運転者に対し当該違反行為を防止するために相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があつたときは、当該土砂等運搬大型自動車を使用する者については、この限りでない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 道路交通法<u>第一百七十七条の二</u>第一項第一号、第三号若しくは第四号、<u>第一百七十七条の二</u>の二第一項第一号、第三号若しくは第七号、<u>第一百七十七条の四</u>第二号又は<u>第一百八十八条</u>第一項第三号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけたとき。</p> <p>三 道路交通法<u>第一百八十八条</u>第一項第一号若しくは第二項第一号又は<u>第一百九十九条</u>第一項第一号から第六号まで、<u>第十五号</u>若しくは<u>第二十号</u>若しくは<u>第二項第一号</u>若しくは<u>第二号</u>の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させたとき。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(使用の制限及び禁止)</p> <p>第七条 国土交通大臣は、土砂等運搬大型自動車の運転者が、土砂等の運搬のための当該土砂等運搬大型自動車の運転に関し、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該土砂等運搬大型自動車を使用する者に対し、六箇月以内の期間を定めて、土砂等運搬大型自動車の使用を制限し、又は禁止することができる。ただし、当該運転者に対し当該違反行為を防止するために相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があつたときは、当該土砂等運搬大型自動車を使用する者については、この限りでない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 道路交通法<u>第一百七十七条の二</u>第一号、第三号若しくは第六号、<u>第一百七十七条の二</u>の二第一号、第三号若しくは第七号、<u>第一百七十七条の四</u>第一号の二又は<u>第一百八十八条</u>第一項第七号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけたとき。</p> <p>三 道路交通法<u>第一百八十八条</u>第一項第一号若しくは第二号又は<u>第一百九十九条</u>第一項第一号から第二号の二まで、<u>第三号</u>の二、<u>第五号</u>、<u>第九号</u>の二若しくは<u>第十五号</u>の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させたとき。</p> <p>2 (略)</p>

[

○ 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和四十二年法律第三百三十一号）（附則第十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（使用の制限及び禁止）</p> <p>第七条 国土交通大臣は、土砂等運搬大型自動車の運転者が、土砂等の運搬のための当該土砂等運搬大型自動車の運転に関し、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該土砂等運搬大型自動車を使用する者に対し、六箇月以内の期間を定めて、土砂等運搬大型自動車の使用を制限し、又は禁止することができる。ただし、当該運転者に対し当該違反行為を防止するために相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があつたときは、当該土砂等運搬大型自動車を使用する者については、この限りでない。</p> <p>一 交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけた場合において、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）<u>第一百十七条第一項又は第二項の違反行為をしたとき。</u></p> <p>二 道路交通法<u>第一百十七条の二第一項第一号、第三号若しくは第四号、第一百十七条の二の二第一項第一号、第三号若しくは第七号、第一百十七条の四第一項第二号又は第一百十八条第一項第五号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけたとき。</u></p> <p>三（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（使用の制限及び禁止）</p> <p>第七条 国土交通大臣は、土砂等運搬大型自動車の運転者が、土砂等の運搬のための当該土砂等運搬大型自動車の運転に関し、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該土砂等運搬大型自動車を使用する者に対し、六箇月以内の期間を定めて、土砂等運搬大型自動車の使用を制限し、又は禁止することができる。ただし、当該運転者に対し当該違反行為を防止するために相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があつたときは、当該土砂等運搬大型自動車を使用する者については、この限りでない。</p> <p>一 交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけた場合において、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）<u>第一百十七条の違反行為をしたとき。</u></p> <p>二 道路交通法<u>第一百十七条の二第一項第一号、第三号若しくは第四号、第一百十七条の二の二第一項第一号、第三号若しくは第七号、第一百十七条の四第二号又は第一百十八条第一項第三号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけたとき。</u></p> <p>三（略）</p> <p>2（略）</p>

改正後	改正前
<p>（登録の申請）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 登録を申請しようとする者は、次の事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 申請者が受けている第二種運転免許（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第八十六条第一項の大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許をいう。以下同じ。）の種類並びにこれに係る運転免許証又は同法第九十五条の二第二項第一号に規定する免許情報記録の番号及び有効期限</p> <p>四（略）</p> <p>3 前項の申請書を提出する場合には、同項第一号に掲げる事項を証する書面、申請者が第七条第一項第一号から第五号までに該当する者でないことを証する書面及び申請者の写真を添付し、かつ、申請者が受けている第二種運転免許に係る運転免許証その他の前項第三号に掲げる事項を証するに足りる資料を提示しなければならない。</p> <p>（登録事項の変更等の届出）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 前項の届出をする場合には、国土交通省令で定めるところにより、</p>	<p>（登録の申請）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 登録を申請しようとする者は、次の事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 申請者が受けている第二種運転免許（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第八十六条第一項の大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許をいう。以下同じ。）の種類並びにこれに係る運転免許証の番号及び有効期限</p> <p>四（略）</p> <p>3 前項の申請書を提出する場合には、同項第一号に掲げる事項を証する書面、申請者が第七条第一項第一号から第五号までに該当する者でないことを証する書面及び申請者の写真を添付し、かつ、申請者が受けている第二種運転免許に係る運転免許証を提示しなければならない。</p> <p>（登録事項の変更等の届出）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 前項の届出をする場合には、国土交通省令で定めるところにより、</p>

その事由を証する書面を添付し、又は申請者が受けている第二種運転免許に係る運転免許証その他の第五条第二項第三号に掲げる事項を証するに足りる資料を提示しなければならない。

3  
(略)

その事由を証する書面を添付し、又は申請者が受けている第二種運転免許に係る運転免許証を提示しなければならない。

3  
(略)

改正後	改正前
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 自動車 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）<u>第二条第一項第九号に規定する自動車及び同法第十八条第一項に規定する一般原動機付自転車</u>をいう。</p> <p>二・三 （略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 自動車 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）<u>第二条第一項第九号に規定する自動車及び同項第十号に規定する原動機付自転車</u>をいう。</p> <p>二・三 （略）</p>

改正後

改正前

		<p>（道路交通法の規定の読替え適用等）</p> <p>第十九条 自動車運転代行業者についての道路交通法の規定の適用については、同法第二十二條の二第一項、第六十六條の二第一項、第七十四條第一項及び第二項、第七十四條の三（第五項を除く。）、第七十五條第一項（第五号及び第六号を除く。）、<u>第一百七十七條の二第二項、第一百七十七條の二の二第二項、第一百八條第二項第三号、第一百十九條の二、第一百十九條の二の二第二項並びに第一百十九條の三第二項第一号の規定に規定する車両（同法第二條第一項第八号に規定する車両をいう。第四項において同じ。）及び自動車には代行運転自動車が含まれるものとするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</u></p>	
第七十四條の三第一項	読み替えられる規定	読み替えられる字句	読み替えられる字句
	<p>（略）</p>		
自動車（道路）の使用者	自動車運転代行業者	自動車（道路）の使用者	自動車運転代行業者
運送法の規定による自動車運送事業者（貨物）	自動車運送事業者（貨物）	運送法の規定による自動車運送事業者	は、その自動車運送事業者
自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）の規定による貨物軽	自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）の規定による貨物軽	自動車運送事業者（貨物）	代行業の営業所

（道路交通法の規定の読替え適用等）

第十九条 自動車運転代行業者についての道路交通法の規定の適用については、同法第二十二條の二第一項、第六十六條の二第一項、第七十四條第一項及び第二項、第七十四條の三（第五項を除く。）、第七十五條第一項（第五号及び第六号を除く。）、第一百七十七條の二第四号及び第五号、第一百七十七條の二の二第八号から第十号まで、第一百八條第一項第四号、第一百十九條の二第二項第三号、第一百十九條の三第一項第四号並びに第一百二十條第一項第十一号の三の規定に規定する車両（同法第二條第一項第八号に規定する車両をいう。第四項において同じ。）及び自動車には代行運転自動車が含まれるものとするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七十四條の三第一項	読み替えられる規定	読み替えられる字句	読み替えられる字句
	<p>（略）</p>		
自動車（道路）の使用者	自動車運転代行業者	自動車（道路）の使用者	自動車運転代行業者
運送法の規定による自動車運送事業者（貨物）	自動車運送事業者（貨物）	運送法の規定による自動車運送事業者	は、その自動車運送事業者
自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）の規定による貨物軽	自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）の規定による貨物軽	自動車運送事業者（貨物）	代行業の営業所



(略)		第七十四条の三第二項	
	(略)	自動車の安全な運転を	自動車運送事業を經營する者を除く。以下同じ。）、貨物利用運送事業法の規定による第二種貨物利用運送事業を經營する者及び道路運送法第七十九条の規定による登録を受けた者を除く。以下この条において同じ。）は、内閣府令で定める台数以上の自動車の使用の本拠
	(略)	代行運転自動車及び随伴用自動車その他の自動車運転代行業の用に供される自動車の安全な運転（以下この項、第六項及び第八項において単に「自動車の安全な運転」という。）を	

(略)		第七十四条の三第二項	
	(略)	自動車の安全な運転を	自動車運送事業を經營する者を除く。以下同じ。）及び貨物利用運送事業法の規定による第二種貨物利用運送事業を經營する者を除く。以下この条において同じ。）は、内閣府令で定める台数以上の自動車の使用の本拠
	(略)	代行運転自動車及び随伴用自動車その他の自動車運転代行業の用に供される自動車の安全な運転（以下この項及び第六項において単に「自動車の安全な運転」という。）を	

(略)	第七十五条の付記	第七十四条の三第七項から第九項まで	自動車の使用	自動車運転代行業者
	第七十五条の付記 第百十九条の二の二第二項	第百十九条の二の二第二項、第百十九条の三第二項第一号	自動車の使用	自動車運転代行業者
第百十七条の二第二項第一号	(略)	(略)	(略)	(略)
第百十七条の二第二項第二号	(略)	(略)	(略)	(略)
第百十七条の二の二第二項第一号	(略)	(略)	(略)	(略)
第百十七条の二の二第二項第二号	(略)	(略)	(略)	(略)
第百十七条の二の二第二項第三号	(略)	(略)	(略)	(略)
第百十八条第二項第三号	(略)	(略)	(略)	(略)
第百十八条第二項第四号	(略)	(略)	(略)	(略)
第百十九条第二項第四号	(略)	(略)	(略)	(略)
第百十九条第二項第五号	(略)	(略)	(略)	(略)

(略)	第七十五条の付記	第七十四条の三第七項及び第八項	自動車の使用	自動車運転代行業者
	第七十五条の付記 第百十九条の二第二項第三号	第百十九条の二第一項第三号、第百十九 条の三第一項第四号	自動車の使用	自動車運転代行業者
第百十七条の二第四号	(略)	(略)	(略)	(略)
第百十七条の二第五号	(略)	(略)	(略)	(略)
第百十七条の二の二第八号	(略)	(略)	(略)	(略)
第百十七条の二の二第九号	(略)	(略)	(略)	(略)
第百十七条の二の二第十号	(略)	(略)	(略)	(略)
第百十八条第一項第四号	(略)	(略)	(略)	(略)
第百十八条第一項第五号	(略)	(略)	(略)	(略)
第百十九条第一項第十一号	(略)	(略)	(略)	(略)
第百十九条第一項第十二号	(略)	(略)	(略)	(略)

		五号	
第百十九条の二		(略)	(略)
第八項	同条第六項	第七十四条の三(安全 運輸管理者等)第一項	第七十四条の三(安 全運輸管理者等)第 一項(運輸代行業法 第十九条第一項の規 定により読み替えて 適用される場合を 含む。)
		第四項	第四項(運輸代行業 法第十九条第一項の 規定により読み替え て適用される場合を 含む。)
			第七十四条の三第六 項(運輸代行業法第 十九条第一項の規定 により読み替えて適 用される場合を含む 。)
			第八項(運輸代行業 法第十九条第一項の 規定により読み替え て適用される場合を

		十二号	
		(略)	(略)
		(略)	(略)

<p>第百十九条の二の二</p>	<p>第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一</p>	<p>第七十五条（自動車使用者の義務等）</p>
<p>第二項</p>	<p>第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第七号の規定に違反したとき</p>	<p>第七十五条（自動車使用者の義務等）第一項第七号（運轉代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合及び同条第二項の規定によりみなして適用される場合を含む。）の規定に違反したとき（車両を離れて直ちに運轉することができない状態にする行為（当該行為により車両が第四十四条第一項、第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七條第二項若しくは第三項、第四十八条、第四十九条の三第三項、第四十九条の四若しくは第七十五</p>
<p>第百十九条の二第一</p>	<p>第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一</p>	<p>第七十五条（自動車使用者の義務等）</p>
<p>項第三号</p>	<p>第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第七号の規定に違反する行為</p>	<p>第七十五条（自動車使用者の義務等）第一項第七号（運轉代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合及び同条第二項の規定によりみなして適用される場合を含む。）の規定に違反する行為（車両を離れて直ちに運轉することができない状態にする行為（当該行為により車両が第四十四条第一項、第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七條第二項若しくは第三項、第四十八条、第四十九条の三第三項、第四十九条の四若しくは第七十五</p>

	<p>第百十九条の三第二 項第一号</p>
	<p>又は とき</p>
<p>条の八第一項の規定に違反して駐車することとなる場合のもの又は車両がこれらの規定に違反して駐車している場合におけるものに限る。)</p> <p>をすることを命じ、又は容認した場合に限る。)</p> <p>若しくは</p> <p>とき又は運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第七号の規定に違反したとき(前条第二項の規定に該当する場合を除く。)</p>	

	<p>第百十九条の三第一 項第四号</p>
	<p>又は 行為</p>
<p>条の八第一項の規定に違反して駐車することとなる場合のもの又は車両がこれらの規定に違反して駐車している場合におけるものに限る。)</p> <p>に係るものに限る。)</p> <p>若しくは</p> <p>行為又は運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第七号の規定に違反する行為</p>	<p>第百二十条第一項第十一号の三</p> <p>第七十四条の三(安全運転管理者等)第一項</p> <p>第七十四条の三(安全運転管理者等)第一項(運転代行業法</p>

2 前項に規定するもののほか、代行運転自動車については、自動車運  
 転代行業を営む者を代行運転自動車の使用者とみなして、道路交通法

2 前項に規定するもののほか、代行運転自動車については、自動車運  
 転代行業を営む者を代行運転自動車の使用者とみなして、道路交通法

	<p>第二百二十三条</p>
<p>第四項</p>	<p>第一百十九条の二第二項          第三号</p>
<p>第十九条第一項の規          定により読み替えて          適用される場合を含          む。)</p>	<p>第七十四条の三第六          項(運転代行業法第          十九条第一項の規定          により読み替えて適          用される場合を含む          。)</p>
<p>第四項(運転代行業          法第十九条第一項の          規定により読み替え          て適用される場合を          含む。)</p>	<p>第一百十九条の二第一          項第三号、第一百九          条の三第一項第四号          (第七十五条(自動          車の使用者の義務等          )第一項第七号に係          る部分に限る。)</p>

第七十五条第一項（第五号及び第六号を除く。）、第一百十七条の二第二項、第一百十七条の二の二第二項、第一百十八条第二項第三号及び第一百十九条の二の二第二項の規定を適用する。

3  
(略)

4 自動車運転代行業の用に供される車両（随伴用自動車を除く。）の運転者が行う第一項の規定により読み替えて適用される道路交通法第七十五条第一項第七号に掲げる行為（道路交通法第七十五条第一項第七号に掲げる行為を除く。）については、第一項の規定により読み替えて適用される同法第七十五条第一項第七号及び第二項並びに第一百九条の三第二項第一号（同法第五十一条の五第一項に係る部分を除く。）の規定は、適用しない。

第七十五条第一項（第五号及び第六号を除く。）、第一百十七条の二第四号及び第五号、第一百十七条の二の二第八号から第十号まで、第一百八条第一項第四号並びに第一百十九条の二第二項第三号の規定を適用する。

3  
(略)

4 自動車運転代行業の用に供される車両（随伴用自動車を除く。）の運転者が行う第一項の規定により読み替えて適用される道路交通法第七十五条第一項第七号に掲げる行為（道路交通法第七十五条第一項第七号に掲げる行為を除く。）については、第一項の規定により読み替えて適用される同法第七十五条第一項第七号及び第二項並びに第一百九条の三第一項第四号（同法第四十七条及び第七十五条の八第一項に係る部分を除く。）の規定は、適用しない。

改正後

（道路交通法の規定の読替え適用等）

第十九条 自動車運転代行業者についての道路交通法の規定の適用については、同法第二十二条の二第一項、第六十六条の二第一項、第七十四条第一項及び第二項、第七十四条の三（第五項を除く。）、第七十五条第一項（第五号及び第六号を除く。）、第一百七十七条の二第二項第一号及び第二号、第一百七十七条の二の二第二項、第一百八条第二項第三号、第一百九条の二、第一百九条の二の四第二項並びに第一百九条の三第二項第一号の規定に規定する車両（同法第二条第一項第八号に規定する車両をいう。第四項において同じ。）及び自動車には代行運転自動車が含まれるものとするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)		
第七十五条の付記	第一百九条の二の四第二項	第一百九条の二の四第二項、第一百九条の三第二項第一号
(略)		
第一百九条の二の四第二項	(略)	(略)

改正前

（道路交通法の規定の読替え適用等）

第十九条 自動車運転代行業者についての道路交通法の規定の適用については、同法第二十二条の二第一項、第六十六条の二第一項、第七十四条第一項及び第二項、第七十四条の三（第五項を除く。）、第七十五条第一項（第五号及び第六号を除く。）、第一百七十七条の二第二項、第一百七十七条の二の二第二項、第一百八条第二項第三号、第一百九条の二、第一百九条の二の二第二項並びに第一百九条の三第二項第一号の規定に規定する車両（同法第二条第一項第八号に規定する車両をいう。第四項において同じ。）及び自動車には代行運転自動車が含まれるものとするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)		
第七十五条の付記	第一百九条の二の二第二項	第一百九条の二の二第二項、第一百九条の三第二項第一号
(略)		
第一百九条の二の二第二項	(略)	(略)



(略)

2 前項に規定するもののほか、代行運転自動車については、自動車運転代行業を営む者を代行運転自動車の使用者とみなして、道路交通法第七十五条第一項（第五号及び第六号を除く。）、第百十七條の二第二項第一号及び第二号、第百十七條の二の二第二項、第百十八條第二項第三号並びに第百十九條の二の四第二項の規定を適用する。

3・4 (略)

(略)

2 前項に規定するもののほか、代行運転自動車については、自動車運転代行業を営む者を代行運転自動車の使用者とみなして、道路交通法第七十五条第一項（第五号及び第六号を除く。）、第百十七條の二第二項、第百十七條の二の二第二項、第百十八條第二項第三号及び第百十九條の二の二第二項の規定を適用する。

3・4 (略)